

11.
建設

21
5
22

⑤

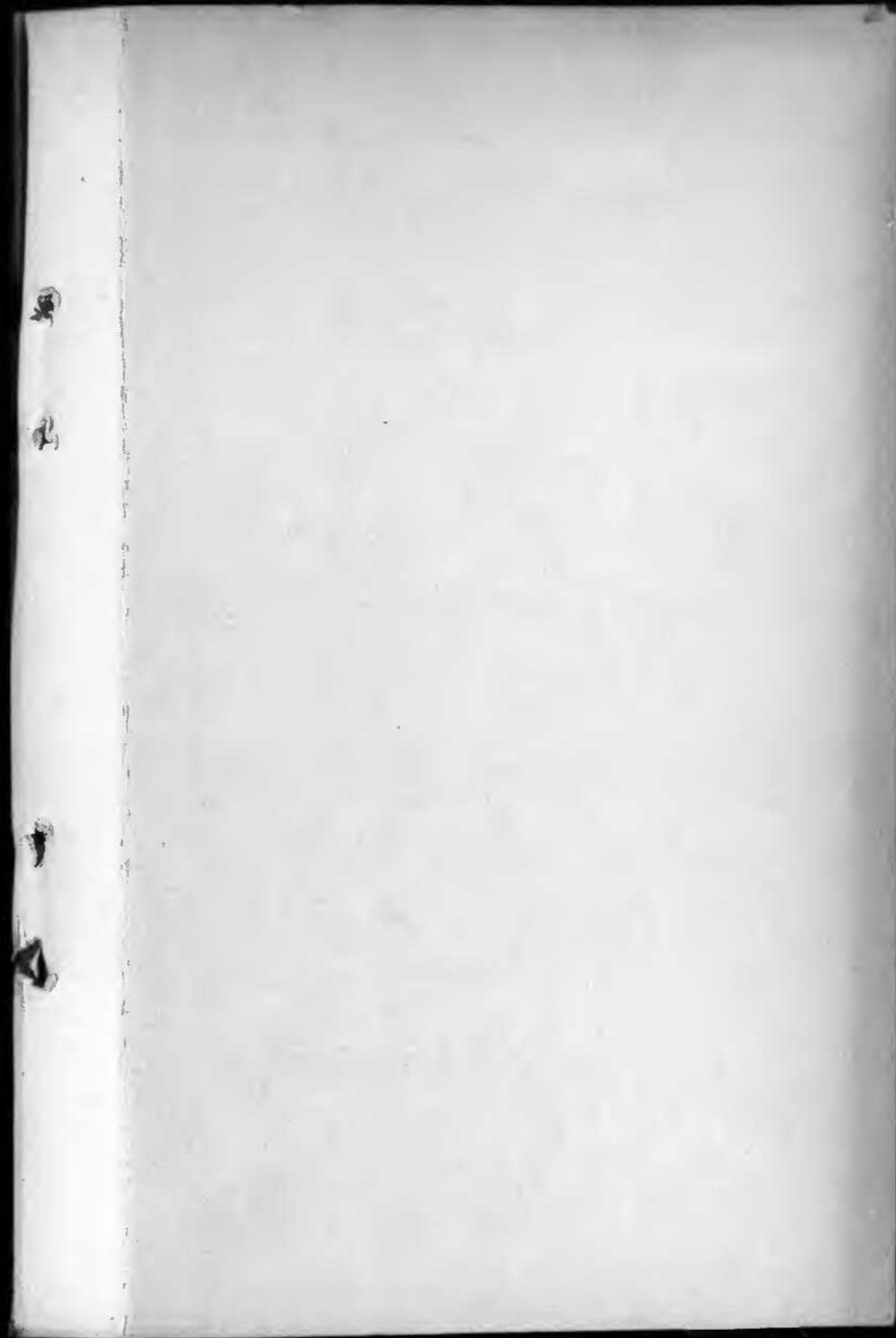
国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	316



裏面白紙

建設関係 (3) 公共事業

不
了



建設
21
22
年

5. 公共事業(3)

裏面白紙

長期計画より現行昭和23年度公共事業費

資本建設費

資材の長期見込

(a) セメント (万吨)

年度	22	23	24	25	26	27	昭29 平均	過去最大 需要(昭29)
国内生産量	130	144	250	300	350	400	384	628
国内配当量	55	144	216	273	320	360	-	-
建設部門	-	103	159	149	227	256	-	-

(b) 普通鋼材 (万吨)

年度	22	23	24	25	26	27	昭29 平均	過去最大 需要(昭29)
国内生産量	55	83	120	135	150	176	286	487
国内配当量	-	27	30	40	40	40	-	-
建設部門	-	23.7	43.9	53.2	58.4	67.5	-	-

(c) 木材 (万立米)

年度	22	23	24	25	26	27	昭29 平均	過去最大 需要(昭29)
国内生産量	6500	7000	7000	7500	7000	7000	5970	13,800
国内配当量	-	20	200	500	700	900	-	-
建設部門	-	1430	6690	7110	7330	7510	-	-
公共事業費に付する配当	-	3030	3109	3220	3240	3240	-	-

22年度実績(A)

長期計画23年度分(B)

(B)/
(A)

セメント	176,061トン	628,900トン	3.7
普通鋼材	34,289トン	126,080トン	3.7
木材	10,299千立米	12,908千立米	1.25
平均			2.7

◎ 23年度公共事業費 147億 × 2.7 = 396億

2. 各事業に対する各省案と安永案

(1) 農業

- (イ) 開墾 5万町歩の農林省案を（内地7年前北海道12年前一昭和22年起算）の計画は安永五年計画では五年間分して6万町歩に縮少しし完成せよ5年繰延べ
- (ロ) 干拓 5万町歩（昭20へ29年）の農林省案を安永五年計画では1万町歩を実施せしめ全体完成年度を7年延長する
- (ハ) 開墾干拓等の効果を促進するに長年月に要するものを繰延べする替りに土地改良を大いに待たず、然し之はセメント大量に必要とするので次の通とする。

土地改良	256万町（昭22～24）	190万町（昭22～28）
開墾土地改良	784（昭23～27）	330（昭22～28）
農業水利	700（昭22～26）	470（昭22～29）

(2) 水産（漁港）

農林省原案は現在漁獲高28万担を五年前に200万担増し488万担とし一日一人当蛋白量を現在の2.5凡から2.2担とし略昭和5～9年平均にする案がある。之の爲め現在漁港残力を50%増強すると云い、之に対する安永案は戦前500万担を超えた漁獲高を元以下の水準細復すること及び漁船数から現ても現在の2万トンを戦前の1.2万トンを下廻る1万トんに復旧することを考へ下記に計漁港を強化する理由は存いものと考へる。

- (イ) 戦後の漁区縮小及び前線基地を失つたための漁港の配置転換
 - (ロ) 漁船の船型増大による施設の改良
 - (ハ) 戦時中の維持未足の爲めの損耗に対する復旧以上に留意して事業量は原案の半分とし相所は原案の漁港200ヶ所船溜300ヶ所を大体2/3程度に縮少し五年計画をたてる。
 - (ニ) 山林
- 戦国山林は戦前4600万町歩あつたが戦後は2535万町歩（全国

土の多量)と有りその内生産に關係あるものは、
預見地帯を除くが人口ノ人出ニ故テ故にすぎない。
一. 万年と過伐が、実績とあり。

昭和6年	選伐	32,540町歩
昭和7年		82,890
昭和8年		158,460
昭和9年		325,570

昭和25年までは選林未済の町歩は、
採出積算の町歩を予定されているので昭和23年から5年間の内に、
有林一特別会計分)之によつて確保される木材資源は
20年度(25年より起算) 282,803,956 (約10億石)
21年度() 492,036,998 (約5億石)

即ち今後5年間の選林は、20年後に10億石を採られるから之を
毎年の選林量が見ると、年分が20年後の選林の木材となる。
而して、今後の木材生産は減少することを防止する程度で、
毎年用材2,000万石、薪炭材1,200万石
である。5年間措置である。即ち年々の選林を必要とするが、前記
の選林をやつても、20年後に幸うじて10億石と略同量の選林を
確保するに止まる。

依つて山林事業は、大いに重点をおくべきであるが、5年計画では資金資
材の面から見て上記原案の行ふのが精々である。

(4) 港 灣

昭和5年の生活水準と5年後に取次す。

国内輸送	年間	210,000千石
外国貿易		42,000

となり、之の爲、敷設、改良等も併せて、外国貿易関係の港、
石炭、敏石、其他重要物資関係の港、生活物資関係、43港等の海
上輸送其他及び補助輸送港ノ計画を整備するのが、運輸省案である。
安本案として、下記の方針をとる事にした。
外国貿易施設 原案5年を7年にする (事業費74%)

重要物資輸送 原案 5年を以てする (事業費 100%)
其の他の施設は 10年 (10%)

(5) 道路

我國の道路延長は20,000kmに於いて現狀をみると

區	道	改良済	舗装済
府	1,000	900	100
縣	19,000	18,000	1,000

斯かる狀況の爲に輸送上種々の不利を来してあるが一例をあげれば
タイヤ命数は戦前は30,000kmに於いては5,000kmの1/5,000km
に低下しガソリンノカコエの走行可能数は舗装道路では24kmである
に比し不良な砂利道ではノ5kmに止つてゐる。長期の鬼道としては改良
良に於いては國道ノ多指定府縣道ノ多國道ノ多指定府縣道ノ多
多 府縣道ノ多に上昇する計畫であるが之にはノ5年を必要とするし
舗装ノ如きは築路ノ關係で始りて5年は行はない。

之に對する本案は五年計畫に於ては原案を一應3ノ多程度に縮少し
今後の失業対策事情を以てらみ合せ、必要に應じ後日改訂するこ
とにする。

(6) 河川

我國の灌漑地は約30%に當り、ノ多ノ多町歩は河川の洪水による危険
險區域内にあるが、その平水期の河川改修の結果、ノ多ノ多町歩は其の危険
を除去せられ現在、ノ多ノ多町歩が残されてゐる。之に對する内務省の
方針は五年間に略半分の50%ノ多町歩を安全にするに云ふ計畫である。
その爲めは

- 直轄及び北海道國管河川
- ノ多河川 土地継続
- ノ多河川新規着手
- ノ多河川 (補助事業)

主要する

安本案としては、河川工事の面から約々々5%の工事を五年計畫に取り入
れ、ノ多町歩を安全にする。

(7) 治山

我國の森林の焼失は、5万町歩を越え、5年前に比し、5万町歩を超過するほか、災害防止林26万町歩、保安林42万町歩、河岸不毛地造林1万町歩を行ふを云ふのが、戦後省原案である。

安本案は、資材面から一般会計分については、急程度しか、五年計画に見込
おる。

(8) 都市復興

戦災ノノ5都市の焼失面積は、ノノ5億坪であるが、之に対し土地区劃整理をノノ5億坪実施したに比し、土木事業を行ふ而して大都市は、ノノ5年中、小都市は、ノノ5年で完了せしめると云ふのが、復興院原案である。安本案として、ノノ5億坪をノノ5億坪に縮少し、五大都市ノノ5年、ノノ5年中、小都市ノノ5年とし、附帯土木事業は出来大、復興半度に見し、住宅用地、共同地の確保を重点として、区劃整理を行ふこととする。焼け残るが、この際、ノノ5億坪は、ノノ5億坪で、焼け残るでも、必要があつたものについて、ほむ、技術的、財政的、及例へ、復興案が、甚つても、やりよくなつたこと、住宅を、ノノ5億坪に、対して、は、特別、最小限度に止める。

(9) 法 定

戦後の住宅所要数420万戸の内、本年度未達に達つもの差引ければ、之を以、降、370万戸を必要とする。之を、ノノ5年で、償ふとすれば、年々、ノノ5万戸と償ふが、

このほか、毎、年、ノノ5万戸（戦前30万戸を限、見込数）を必要とするので、毎、年、ノノ5万戸とする。

而し、資材の見直しから、之を、査定すると、

5年間、毎、年、30万戸に止まり、僅かに、セメントの増に伴ひ、コンクリート、ノノ5、漸増する程度で、住宅の前途、は、暗い。

30万戸の内、最重点は、炭坑、鉱山等の重要産業労働者用とし、

次いで、勤労者用の、賃貸住宅（国庫補助公営）を、する方針で、両者を、併せて、30万戸の、30%を、之にあてる。

(10) 学 校

学校の戦災は次の通りである。	23%	18万坪
六学	79万坪の内	
高等専門学校	123万坪の内	19%
		23%

師範学校	43	5	5
中等学校	221	161	66
小学校	1287	1111	145
其他の学校を加へると合計して			

以上の内、74.5%

301

既述して之の五に當つては、木材の不足から文部省の要求は極めて過大で、指定年々計画として毎年木材ノ500万石を必要とするが、学校をノの計画とするに、ノの500万石に成ると成つた要求である。これに長期計画として学校は往々加りも、機位にはおけなかりで、六三制に重点をおき、他は存続に在るを得ない。

即ち毎年六三制関係の万坪戦災復旧200万坪程度が最大限度となる。是に對しては、昭和26年度の内に終了し、六三制に伊が二部教授の緩和は26年度より27年度に在り遂時碎銷することとなる。

3 結論

以上の資料に基き、五年計画を擬定し、その内容を、資料の配当より算出して、是を公式に算定し、その結果の通り、シフの億となる（特別会計分を除く）たも、計算等は、生業面を重点を置いたので、年度予算に當つては、事業相違の比率は多少の差を認むるに、又23年度繰出予算からは別途に考へられるべきである。

(終)

事業名	要求額	主管査定額	労務	材料	設備	その他	計
(戦災復興院) 復興工地区画整理事業費補助	三,九三五,〇〇〇円	三,〇三三,〇〇〇円	一五九二〇	三,〇三三,〇〇〇	五三一	五九五〇	六,一三六,〇〇〇
街路事業費補助	六,六三三,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二四八四	一,〇〇〇,〇〇〇			四,六三三,〇〇〇
河川水路	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			一,〇〇〇,〇〇〇
水道	六,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			一,〇〇〇,〇〇〇
下水道	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
瓦斯	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
鉄道軌道	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
電機整備	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
区画整理 内街路	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇
連絡街路	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇			三,〇〇〇,〇〇〇

昭和二十三年度公共事業費査定案(都市計画) (二二二二二)

12
Result of Public Works for 1946

昭和21年度公共事業年間実績調査表

55
Public work section, Construction &
repairing bureau, E: S. B

經濟安定本部建設局公共事業課

裏面白紙

昭和二十一年度公共事業年間実績額 (資金)

省別	事業別	事業		費		補		附		費額
		予算額	支出額	残	額	予算額	受入済額	残	額	
内務省	河川	1,897,465.52	2,066,710.87	169,245.35	07	872,960.67	872,960.67	0	0	0
	道	963,102.56	1,135,183.97	172,081.41	10	472,624.77	472,624.77	0	0	0
	防	758,739.84	758,729.35	10.51	05	297,156.74	297,156.74	0	0	0
	風	86,505.22	83,481.97	3,023.25	02	53,221.00	53,221.00	0	0	0
	計	72,315.15	72,543.26	228.11	02	49,958.16	49,958.16	0	0	0
	資	16,712.00	16,761.84	49.84	04	0	0	0	0	0
戦災復興院		1,204,717.84	1,203,335.70	1,381.14	14	974,725.60	974,725.60	6,180.19	6,180.19	0
住居	宅	44,505.17	616,120.62	8,324.55	57	312,262.89	312,262.89	0	0	0
都市	費	504,928.78	512,276.46	7,348.40	56	662,472.44	662,472.44	6,180.19	6,180.19	0
府	道	75,283.89	74,938.67	345.22	55	0	0	0	0	0
市	街	70,213.35	70,299.47	86.12	12	0	0	0	0	0
町	村	403,608.99	355,564.34	48,044.65	35	73,271.82	73,271.82	65,877.99	65,877.99	0
学	校	331,528.26	307,264.97	24,263.29	27	202,282.14	202,282.14	0	0	0
厚生省	職業	298,465.26	273,824.99	24,640.27	27	175,021.11	175,021.11	0	0	0
	補	33,073.03	34,629.97	1,556.94	94	27,261.00	27,261.00	0	0	0
	給	408,755.49	417,694.95	8,938.46	46	2,157,928.57	2,157,928.57	31,285.37	31,285.37	0
	養	2,237,207.67	2,309,528.70	72,321.03	61	813,740.94	813,740.94	30,569.58	30,569.58	0
	教	173,184.54	172,504.13	680.41	41	120,361.23	120,361.23	737.31	737.31	0
	育	121,681.33	121,621.17	60.16	16	58,816.40	58,816.40	58,416	58,416	0
運輸省	運輸	216,715.25	220,409.79	3,694.54	29	85,303.88	85,303.88	2,234.80	2,234.80	0
	船	25,772.60	25,699.52	73.08	08	0	0	0	0	0
	負	4,293,181.46	4,419,968.27	126,786.81	81	4,381,681.34	4,381,681.34	95,678.20	95,678.20	0
商工省	炭	1,509,365.28	1,165,084.19	344,281.09	09	0	0	0	0	0
	田	5,802,526.06	5,296,671.55	505,854.51	51	0	0	0	0	0
	用	14,039,822.63	13,716,649.25	323,173.38	38	4,261,481.34	4,261,481.34	95,678.20	95,678.20	0
	終	1,165,084.19	1,165,084.19	0	00	0	0	0	0	0
一般	計	1,165,084.19	1,165,084.19	0	00	0	0	0	0	0
特殊	計	5,802,526.06	5,296,671.55	505,854.51	51	0	0	0	0	0
特別	計	14,039,822.63	13,716,649.25	323,173.38	38	4,261,481.34	4,261,481.34	95,678.20	95,678.20	0
合計	計	14,039,822.63	13,716,649.25	323,173.38	38	4,261,481.34	4,261,481.34	95,678.20	95,678.20	0

昭和21年度公共事業年間実績調査（本表計費に對する番號進捗率）

省別事業別	認定件数	15%以上	101~150%	100%	81~99%	61~80%	41~60%	40%以下
内務省	(100%) 933	(0.8%) 7	(11.0%) 11	(5.3%) 493	(30%) 287	(15%) 138	(0.1%) 1	(0.1%) 1
河川		6	8	14.5	46	86	-	-
道路		-	-	12.9	209	50	-	-
防重		-	-	8.7	24	-	-	-
計費		1	3	130	3	1	-	-
戦災復興院	(100%) 575	(1.7%) 10	(3.0%) 17	(35.4%) 434	(16%) 91	(1.9%) 11	(1.2%) 7	(0.8%) 5
住宅		10	17	29.7	23	-	-	-
都市計費		-	-	12.8	60	10	4	3
官廳事務		-	-	9	8	1	5	2
司法省	(100%) 104	-	-	(99%) 103	-	-	-	(1%) 1
文部省	(100%) 213	(0.5%) 1	(1%) 2	(94.5%) 180	(6.5%) 14	(4%) 9	(2.5%) 5	(1%) 2
厚生省	(100%) 28	-	-	(21%) 6	(8%) 2	(25%) 7	(21%) 6	(21%) 6
職業補導		-	-	3	2	7	7	6
産業振興		-	-	3	-	-	-	-
農林省	(110%) 928	(1.7%) 16	(6.5%) 59	(7%) 676	(11%) 101	(50%) 27	(1.8%) 18	(1.2%) 11
殖産		16	41	293	90	36	13	4
林業		-	12	225	5	3	1	-
漁業		-	6	15.1	6	8	4	7
運輸省	(100%) 98	(0.1%) 1	(0.1%) 1	(91%) 70	(14.5%) 17	(0.9%) 8	(0.1%) 1	(0.1%) 1
海上	(100%) 20	-	(5%) 1	(15%) 3	(25%) 5	(4%) 4	(10%) 10	(5%) 5
一般合計	(100%) 2899	(1.2%) 35	(3.1%) 91	(68%) 1965	(17%) 512	(78%) 227	(1.4%) 41	(1%) 28
特殊特別会計	(100%) 173	-	(0.8%) 1	(16.8%) 29	(28.2%) 49	(29%) 50	(20.8%) 36	(4.6%) 8
地方特別会計	(100%) 400	-	(2%) 8	(41%) 159	(14%) 58	(13.5%) 54	(11.5%) 47	(8.5%) 74
特別会計合計	(100%) 573	-	(1.5%) 9	(32%) 188	(18.5%) 107	(18.4%) 104	(14.3%) 83	(10.3%) 82

注 1. 五年内住宅完成戸数

* 2.3

総戸数 23,861戸
 現有建築物定住化 20,626戸
 震災後急復旧 1,025戸
 計 45,512戸

各年度別各道庁別に
 表出し

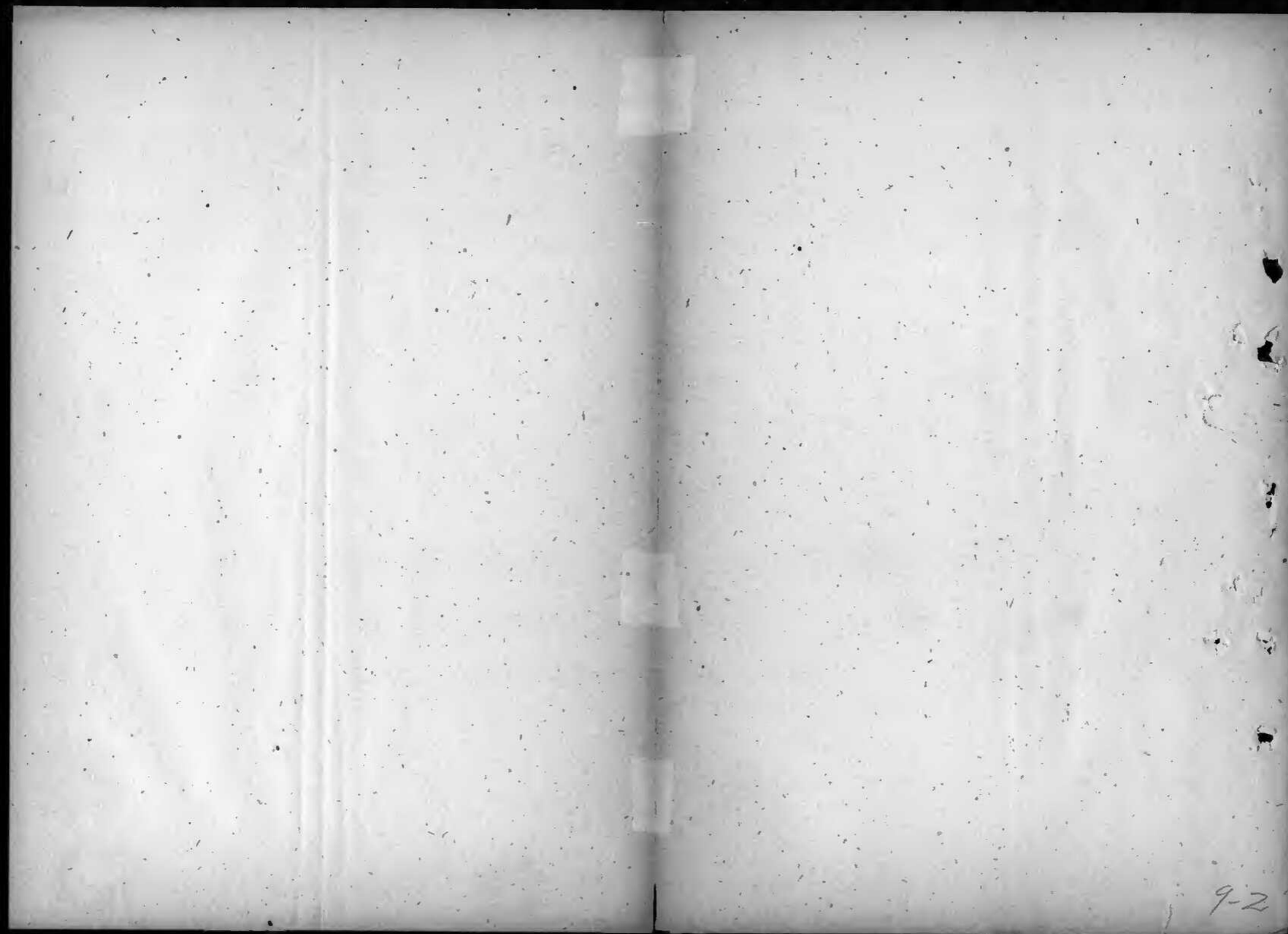
昭和二十一年糧食費率年度預算額 (省務)

省別事業別	年度預算額 (費人員)		年度米額 (米人員)		年度米額 (米人員)	
	總額	非熟練	總額	非熟練	總額	非熟練
內務省	128,472	521,850	648,322	7,409,218	35,142,051	42,551,319
河道	75,269	340,708	415,977	4,687,887	23,855,713	28,543,600
陸防	29,195	121,853	151,048	1,980,952	8,027,489	10,308,441
防村	15,462	32,714	48,176	309,706	2,184,135	2,493,841
村面	653	677	1,330	112,463	110,582	223,045
計	5,893	25,898	31,791	318,260	664,132	982,392
戰史復興院	88,373	88,052	176,425	4,175,599	15,427,819	19,603,418
電氣	36,211	17,077	53,288	1,912,725	942,221	2,854,946
市計	49,808	70,676	120,484	2,050,145	14,457,279	16,507,424
官廳	2,354	299	2,653	212,739	28,319	241,048
省廳	2,136	1,235	3,371	157,762	58,544	28,286
刑罰	30,093	16,082	46,675	1,307,394	858,553	1,965,947
刑罰	19,948	98,033	117,941	3,711,112	16,901,042	20,612,154
厚生省	18,619	97,235	115,844	3,616,252	16,839,533	20,455,785
職業	1,229	798	2,027	94,860	61,509	156,369
醫藥	332,915	1,089,090	1,422,005	24,039,108	73,205,046	97,244,154
農林省	134,659	601,935	736,594	10,248,996	50,451,743	60,700,739
農林	6,691	16,741	23,432	513,970	13,449,422	11,334,022
林	191,565	470,414	661,979	13,276,132	21,403,881	34,680,013
運輸省	7,469	15,780	23,249	1,057,001	1,435,456	2,492,457
海	853	1,823	2,676	61,151	151,620	212,791
港	608,219	1,832,445	2,240,664	41,918,375	142,980,151	184,898,526
一般會計合計	18,081	13,663	31,744	4,417,278	3,600,813	8,018,091
特殊會計合計	59,501	187,550	247,151	1,722,323	2,222,500	3,944,823
總計	4,955	2,223	7,118	629,388	282,143	911,531
省	84,646	185,327	239,973	1,092,905	1,940,857	3,033,392
工務	77,682	201,213	278,895	6,139,601	5,823,813	11,962,914
特別會計合計	685,901	2,033,658	2,719,559	48,057,976	148,803,464	196,861,440
總計						

省別事業別	鐵				鋼				鐵鋼二次製品				木							
	年向所要量	年向入手量	手持量	使用消費量	年向所要量	年向入手量	手持量	使用消費量	年向所要量	年向入手量	手持量	使用消費量	年向所要量	年向入手量	手持量	使用消費量				
農林省	4	431	755	815	134	96	362	167	951	536	361	491	405	597	657	136	37	80	482	698
農林省	12587	1373	4621	4905	819	178	264	354	4926	2367	1493	412	72490	16105	25568	38735	2291613	933102	843913	1544709
農林省	899	363	666	419	723	16	428	833	604	414	198	356	292	311	19	354	39	62	83	176
農林省	2496	1115	2307	2683	505	45	219	165	1269	2126	1161	2095	56436	12386	19638	27794	2129311	1352100	640322	1446614
農林省	573	525	792	436	897	5	1	6	442	773	347	647	612	128	332	544	60	60	191	382
農林省	3228	838	1375	1887	243	133	27	157	1425	230	821	705	6749	1237	4131	5316	532230	175444	199327	414145
農林省	168	543	644	165	134	12	224	734	446	319	314	593	11	308	515	425	41	58	46	74
農林省	414	19	320	335	17	0	9	9	221	10	211	221	280	1901	2348	5669	14921	11457	27773	28047
運輸省	951	465	104	962	15	50	24	25	40	761	144	460	641	62	879	153	22	96	485	44
運輸省	2168	492	1617	2094	114	88	119	44	101	69	257	374	1360	4911	6562	3717	21376	75442	14896	48292
農工省	107	55		348	24	0		0	113	349		382	7	88		64	76	35		35
農工省	27	164		156	6			3	65	125		78	25	75	0	66	2128	8444	6	2845
一般會計合計	364	112	453	455	789	645	602	572	67	162	446	672	147	912	293	261	317	14	535	655
一般會計合計	28723	9414	11273	12547	1811	475	2376	2252	2232	2644	4691	4412	22890	4745	11502	141393	2299706	257297	22426	543140
鐵道特別會計	305	654	169	688	66	738	436	62	737	144	127	825	76	42	515	73	84	96	64	111
鐵道特別會計	37524	24341	41521	39271	7346	4267	3750	4146	2179	3175	1969	6114	44395	39244	1162	49345	1544651	139135	206219	1541661
通信特別會計	478	156	93	429	441	142	576	321	256	881	846	722	464	147	93	33	31	36	45	89
通信特別會計	2339	2056	3400	3113	1862	1468	1112	1457	2320	260	847	5631	1791	3446	5019	1343	62240	30810	120415	31636
特別會計合計	756	81	45	287	659	58	633	961	891	631	47	647	529	169	435	548	611	11	641	641
特別會計合計	6158	1187	45264	62763	9149	5735	4912	9633	10231	721	2433	9451	3264	41	1768	32694	1448552	168745	181628	938721
總合計	45	422	343	714	523	405	655	593	161	14	766	999	121	904	233	447	278	119	146	146
總合計	71544	38617	56303	40251	17606	6410	7158	11140	32371	4973	9558	18623	27748	134330	14184	20672	4191808	496212	279420	135542

昭和21年度公共事業年間実績調査(資料)

省別事業別	善画鋼材				鉄				鉄鋼二次製品				木				材			
	既向入手量	既向入手量	手持量	使用済量	既向入手量	既向入手量	手持量	使用済量	既向入手量	既向入手量	手持量	使用済量	既向入手量	既向入手量	手持量	使用済量	既向入手量	既向入手量	手持量	使用済量
内務省	673	163	145	109	416	615	349	623	572	504	968	228	015	202	614	916	505	166	203	279
河川	11,687	4,788	11,425	8,994	191	93	185	71	3,017	14,922	1,383	28,79	6,236	6,895	32,172	82,654	130,714	6,665	61,068	1,192,68
道路	903	352	166	847	215	10	84	21	615	86	69	97	38	0	968	045	80	66	30	36
防砂	2,107	2,524	3,067	6,532	110	41	86	35	1,493	1,722	1,117	1,471	5,902	26,104	2,407	32,912	76,265	4,407	57,604	85,894
計画	175	601	757	221	361	915	508	408	312	312	587	559	365	832	174	428	593	93	691	62
資材	2,914	1,396	844	2,175	31	1	54	54	623	625	363	964	4,320	21,136	76,208	28,028	312,593	14,763	84,387	114,161
院	316	82	671	202	0	0	0	0	10	23	52	197	40	60	802	646	252	466	892	968
住宅	91	22	24	45	0	0	0	0	66	16	13	28	10,448	2,596	3,207	10,974	26,214	10,394	2,164	21,081
都市計画	579	339	529	529	0	0	0	0	002	007	102	002	44	84	84	84	91	11	41	91
官廳舎	23	18	23	23	56	56	56	56	16	16	10	10	212	2,085	2,085	2,085	11,510	11,510	11,510	71,10
司法省	0	10	10	10	0	0	0	0	0	0	5	5	0	40	40	40	4366	1,414	52	62
院	50	46	40	30	0	0	0	0	2	2	1	3	42	41	83	124	4366	1,414	4200	6,624
住宅	642	46	214	829	166	23	11	93	1,604	636	484	240	527	641	665	236	152	314	61	100
都市計画	521	72	280	255	655	66	525	497	7,977	1,358	210	1,354	1,946	3,390	2,205	6,450	16,849	11,162	2,165	1,361,39
官廳舎	7	3	3	3	0	0	0	0	2	7	0	11	7	7	7	7	1,076	1,076	1,076	1,076
司法省	24	4	19	23	0	0	0	0	434	237	226	463	4,224	1,421	1,694	2,626	14,765	16,540	25,325	1,076,995
院	674	62	277	110	484	25	44	45	744	126	744	325	827	647	470	231	382	627	5	464
都市計画	427	41	213	237	644	66	533	477	8,775	1,658	221	1,225	7,193	644	1,685	2,614	10,247	3,141	6,271	21,774
官廳舎	2	80	242	124	18	18	3	48	66	21	565	715	40	455	305	31	25	1	20	
司法省	129	32	43	57	5	0	2	2	27	22	62	154	358	1,254	247	1,515	16,229	45,21	16,892	61,163
院	786	279	668	618	25	22	39	476	547	616	691	612	820	297	15	446	10	14	125	153
都市計画	346	36	12	88	1	3	7	4	31	51	14	57	269	347	224	272	26,958	71,514	26,948	1,8521
院	107	666	537	293	573	25	462	612	243	465	472	387	271	624	242	211	9,264	26,342	26,342	4,985,82
都市計画	1,314	143	115	738	1,186	36	1,136	1,143	463	167	475	645	10,277	13,66	7,192	5,228	4,264	26,342	26,342	4,985,82
司法省	572	57	167	289	1	5	61	41	1,122	914	121	585	218	26	673	471	6,987	11,208	8,471	14,863
都市計画	719	132	151	253	124	2	17	14	310	50	59	86	1,349	230	263	453	6,987	11,208	8,471	14,863
院	994	62	594	804	8	5	68	33	44	46	242	253	201	21	158	713	2,152	9,976	7,142	12,351
都市計画	655	111	94	189	120	2	16	10	240	47	23	66	1,221	117	158	248	2,152	9,976	7,142	12,351
院	513	4	568	468	3	0	53	58	432	854	845	432	154	25	245	445	2,152	9,976	7,142	12,351
都市計画	63	10	52	63	3	0	3	3	19	3	15	14	128	216	110	226	2,152	9,976	7,142	12,351



9-2

昭和21年度公共事業年間実績調査(資料)

各別事業別	普通鋼材				鉄				鉄鋼二次製品				セメント				木材			
	年間全量	平均量	使用量	年間全量	平均量	使用量	年間全量	平均量	使用量	年間全量	平均量	使用量	年間全量	平均量	使用量	年間全量	平均量	使用量		
内 務 省	693	763	745	709	416	075	348	693	422	544	477	822	015	202	114	916	505	366	213	278
河 川 道 路	913	352	166	847	215	10	84	21	615	86	69	97	122569	64648	32294	80654	130999	106158	621068	1142068
砂 防 計 画	177	622	559	331	201	975	508	483	855	312	245	557	54012	26104	2409	31912	961265	444252	512600	898674
資 材	2718	1296	878	2275	31	1	54	56	1005	625	241	964	43230	832	174	475	543	95	091	02
戦災復興院	226	812	671	202	0	0	0	0	0	33	04	793	40	60	802	646	252	406	882	768
住 宅	629	237	529	529	0	0	0	0	0	17	16	10	26	16498	7576	802	646	252	406	882
官 庁 結 構	25	18	23	23	50	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
司 法 省	0	10	70	80	0	0	0	0	0	10	10	10	10	7785	7785	7785	7785	7785	7785	7785
文 部 省	50	44	45	91	0	0	0	0	0	0	5	5	0	70	82	90	124	4360	2414	02
厚 生 省	514	89	224	762	986	25	49	45	804	676	654	045	527	977	375	776	752	314	56	094
文 部 省	129	12	245	304	849	66	535	477	9922	1382	483	1822	17853	3116	2321	6381	16466	11872	27252	137453
厚 生 省	7	0	3	3	0	0	0	0	2	7	10	7	7	7	7	7	7	7	7	7
文 部 省	174	68	677	40	986	25	49	45	954	227	226	463	7374	1421	1099	2620	14708	102540	256525	128775
厚 生 省	427	41	213	251	679	66	533	477	774	126	984	825	827	847	910	231	382	064	5	784
文 部 省	5	21	857	682	0	0	0	0	64	75	67	52	1235	2173	894	1025	2614	103147	37462	8271
厚 生 省	47	17	12	30	0	0	0	0	64	75	67	52	1235	2173	894	1025	2614	103147	37462	8271
文 部 省	760	299	668	618	85	62	59	910	547	016	891	612	820	297	15	196	70	94	255	195
厚 生 省	570	86	12	88	1	3	7	4	31	61	14	55	269	547	229	278	70	94	255	195
文 部 省	117	406	537	942	525	85	762	112	293	465	772	587	371	629	642	691	28855	41524	20996	68221
厚 生 省	114	122	615	738	1186	30	1136	1173	763	109	475	675	10397	1350	4172	5620	92440	265353	426819	178802
文 部 省	572	52	167	297	1	5	66	91	722	914	121	585	218	46	672	422	40853	11288	8776	148884
厚 生 省	418	132	151	253	124	2	19	19	310	50	39	75	1579	230	268	485	40853	11288	8776	148884
文 部 省	999	62	579	829	8	5	18	33	99	76	23	66	1321	114	178	718	58159	99798	7135	112351
厚 生 省	155	42	95	180	125	2	16	16	290	47	23	66	1321	114	178	718	58159	99798	7135	112351
文 部 省	573	9	588	408	3	0	58	58	752	854	878	732	104	25	495	734	2634	13212	13321	36333
厚 生 省	13	10	52	63	3	0	3	3	19	3	15	19	228	316	110	226	2634	13212	13321	36333

裏面白紙

省別事業別	普通鋼材				鉄				鉄鋼二次製品				セメント				木材			
	年間入手量	年間入手量	手荷量	使用済量	年間入手量	年間入手量	手荷量	使用済量	年間入手量	年間入手量	手荷量	使用済量	年間入手量	年間入手量	手荷量	使用済量	年間入手量	年間入手量	手荷量	使用済量
農林省	62	431	155	815	134	26	212	447	752	435	176	1477	50	707	657	126	39	80	482	098
農林省	877	363	768	414	728	16	428	113	604	419	178	756	367	211	19	354	38	62	83	776
農林省	8996	4115	2347	2882	293	75	217	270	6209	2126	1160	3085	52995	12268	17038	27794	2124511	135200	690822	1434664
農林省	273	525	142	226	677	5	1	6	702	993	949	643	323	128	352	849	60	60	192	322
農林省	5328	798	1383	1387	293	133	27	158	1625	230	621	805	57199	1839	4131	5318	522280	135404	174827	444195
農林省	168	543	147	165	734	20	234	234	446	291	129	593	11	368	515	933	41	58	46	74
農林省	44	19	320	325	19	6	9	9	231	87	852	221	8495	1901	4378	5169	22812	12457	27773	39097
運輸省	751	463	109	768	15	50	39	25	452	461	194	960	641	62	697	153	22	90	985	99
運輸省	2068	472	1627	1014	119	88	728	49	191	67	257	179	13060	4910	6504	8777	213886	75792	18896	48272
商工省	167	55	0	348	24	66	0	6	128	877	0	583	88	88	107	76	35	0	35	35
商工省	27	164	0	156	0	3	0	3	63	125	0	78	28	75	0	66	2608	8994	0	8625
一般会計合計	514	362	615	88	449	915	402	392	78	696	285	491	592	592	608	76	227	670	485	605
一般会計合計	28657	2704	11759	13476	2092	472	2285	2398	22337	5768	5286	9978	295594	91384	71368	141004	720592	320262	230752	2471329
鉄道特別会計	0	654	187	808	0	138	728	68	0	144	124	535	0	72	515	76	76	691	801	
鉄道特別会計	0	24391	41531	57579	0	4267	3250	3244	0	5175	1989	6719	0	37294	12962	49395	0	133928	366517	154845
逓信特別会計	978	156	783	429	429	142	596	321	356	887	846	752	764	247	42	838	21	36	43	89
逓信特別会計	5330	2756	3478	5112	1702	1468	1112	1787	3520	2060	894	3651	9271	3776	5719	9303	42280	307810	33471	321634
特別会計合計	718	81	95	237	429	88	334	981	356	631	97	487	764	167	735	558	21	12	121	671
特別会計合計	6230	27195	46209	62702	1922	5735	4962	9222	3520	7236	2882	7757	7221	43091	18581	53697	42280	184676	399989	366228
総合計	542	117	285	097	878	775	726	373	336	327	255	178	356	759	543	538	537	770	606	696
総合計	32958	35052	54419	19200	4974	6768	7228	11322	26758	13605	8170	19720	24526	193715	92050	197704	262222	487778	2702341	734047

(2)

裏面白紙

公共事業費の使用について

公共事業費の予算は、中央各部局に組織別区分を以て、内閣府管として計上してある。従つてその支出は、内閣府内閣総理大臣が直接行ふか又はその権限を委任して各省で行はしめらる。しかるに、至当と認められる。この点から公共事業の實際の実施は、各省にあり、経済安定本部は各省の事業についてその優先順位規模等を鑑別する必要上その使用に當つて、認証を行ふに圖るべきである。従つて実行の責任は、各省であり、会計上の責任も各省が負ふべきである。本来公共事業の予算は、実施の各省毎に分割して計上するの都合とするが、認証の關係上その各省別の金額を明かにするに困難があるが、便宜内閣府管を一括して計上する

Faint, illegible handwritten text on aged paper, possibly a document or letter. The text is written in a cursive style and is mostly obscured by the paper's texture and lighting. There are some small marks and a tear on the left edge of the paper.

昭和二十二年度公共事業の定義(案)

公共事業とは必要箇の産業又は分配を著しく増加し又は之に便宜を與へる工率等及國民生活に不可欠の運輸、通商、公安、衛生、教育、社会福祉等の最小限度の要求を充たすに必要なる工事等であつて且國の直轄又は補助によつて行はれ失業者の活用と資するものを謂ふ。

- (1) 開拓
- (2) 農業水利、土地改良
- (3) 漁港、船溜、魚礁
- (4) 森林、土木、林道、水炭生産、林業道、荒廢林地復旧
- (5) 災害防止林業、災害系園復旧

- (16) 河川
- (17) 砂防
- (18) 道路
- (19) 港灣、倉庫、作業船、航路標識
- (20) 地下土木施設整備
- (21) 復興土地區劃整理
- (22) 震災都市街路事業
- (23) 建築物疎開跡地整備
- (24) 上下水道
- (25) 危険建築物處理
- (26) 居民住宅及既存建築物住宅化
- (27) 官廳建築物（刑務所、学校等を含む）

(18) 引揚民宿泊所等の建設
 (19) 國の行ふ石炭並炭の改修

二 本省の人員費及事務費は公共事業の実施と直接の関聯
 あるもののみ公共事業費に含める（開拓倉庫は例が
 ある）

三 調査費及研究費は竣功建築物調査、林産物調査の如
 く公共事業費と直接関係のないものは含めないが特定
 地區の干拓計画の調査費及開拓研究所の如く公共事業
 の実施と直接関係のあるものは公共事業費に含める。
 四 左の事業は公共事業費には含ましめない。

- (1) 震災都市建築物疎開跡地への借補助
- (2) 輔導

- (3) 授 産
- (4) 大共同施設及小共同施設
- (5) インテリ失業者の機動的救済事業
- (6) 造林 疎放 施業案編成
- (7) 戦災私立学校修旧の爲の政府貸付金

省名

省名	経済安定の 本拠日	予備金支 出の期日	大蔵省に 對する支拂 予算額日	大蔵省の日 本銀行へ の指示日	現場にて 金支拂し 又は補助 日	基金の定積 率に關する 日	現場の事 業期日



119

公共事業に於ける貸銀に関する件

公共事業に於ける労働者の貸銀に關しては本年九月三日閣議決定に於て当該地方に於て普通に支拂はるる貸銀に依るべき旨規定せられたるも、その算定方法を明示せざりしため、或は豫算の單價に割せられ、或は受益者負担の精神に依り低廉なる貸銀を支拂ひ爲に失業者に職を與ふるの目的を達せざる事例あるは遺憾とする所である。依つて爾今貸銀額は左記方法に依ることとし、失業救済の目的を達成するに努められ度い。

一 普通支拂はるる貸銀とは当該公共事業の行けるる地方に於て職業紹介所を通じて雇傭せらるる勞務者に現に支拂はるる貸銀の平均一可能なる限り衡量平均に依ること



92

59

を標準とすること。

ニ右標準賃銀を決定する為職業課に於て左記方法に依り賃銀調査を行ひ公共事業関係部課に送付すること。

1. 公共事業に使用せらるる種類の労務につき職業紹介所が紹介したるものにつき賃銀の適当階級に区分すること。別記に人員を報告せしむること。

2. 右賃銀中には実物給與(契約の内容をなさざるものを除く)の價格を算入すること。

3. 一帯労働市場に多数の紹介所あるときは各紹介所の衡量平均に依るべきも便宜代表的の紹介所の実績に依るも差支なきこと。

4. 労務の種類はなるべく細別すること。

三左記の如き場合に於て右標準賃銀より若干低下するも差支なきこと但、当該地方に於て現に支拂はるる賃銀の最低を下るを得ざることを。

(1) 失業者の就職希望が公共事業の收容能力を超えるに至らざるとき

(2) 公共事業が無銓銜採用の方針を採る為めその就職希望者は賃に於て劣ると認められるとき

(3) 当該地方の他の事業の賃銀を引上げ、その労力を奪ひ、その他、他の事業に悪影響あるとき

(4) 当該地方の失業者を以ては公共事業の所要労働に不足し住宅その他の関係上、他地方より失業者を招致することを得ざる場合に於て、当該公共事業に依つて利益

を受くる者を雇ふるとき
如一般の慣例に従ひ出来高拂 單價請員制等を採用するこ
とは固より差支無く、この場合には通常の労働者に依り
前記標準賃銀を得らるゝ様單價を定めること

128

9-2
(1)

戦災復興院
公共事業計画

(戦災復興院計画局)

18
49

公共事業及進駐軍設営工事ノ施行ヲ土木建築業者ニ請負ハシメル場合ハ勞務賃金ノ支拂其ノ他労働條件ヲ適正ナラシメル爲ニ左ノ措置ヲ講ズルモノトスル

第一 政府ハ請負業者トノ間ノ請負契約中ニ左ノ事項ニ關スル約款ヲ取入レテ之ヲ履行サセル

- 一 労働者ノ雇入ハ公立職業紹介機関ノ紹介ニ依ルコト但シ職業紹介所ガ實際適当ナ労働者ヲ紹介スルコト困難ナ場合ハ請負業者ガ必要ナ労働者ヲ直接雇入レルコトが出来ルガ此ノ場合ニハ其ノ雇入レタ労働者ヲ職業紹介所ニ登録スルコト
- 二 労働者ニ對スル賃金支拂額及ヒ支拂方法ハ地方ニ於ケ

- ル同様ノ作業ニ於テ普通行ハレル所ニ依ルコト
- (三) 労働者ニ對スル賃金ハ少クトモ月ニ回作業終了後五日以内ニ之ヲ支拂ヒ分類所得税、社会保険料其ノ他法令ノ定ムルモノノ外賃金カラ差引クコトが出来ナイコト
- (四) 請負業者ハ賃金簿及配給簿ヲ備付ケ各労働者ニ對スル賃金支拂額茲ビニ配給物資ノ種類及ビ数量ヲ正確ニ記入スルコト
- (五) 各労働者ニ給與手帖ヲ支給シ当該労働者ニ對スル賃金物資等ノ支給額ヲ記入シテ労働者ヲシテ確認セシメルコト
- (六) 賃金簿、配給簿ハ事業所管官廳又ハ土木建築業監督官廳又ハ労働者ノ要求ガアルトキハ何時デモ閲覧ニ供ス

- ルコト
 - (七) 前記諸項実行ノ爲ニ請負業者ハ左ニ掲ゲル事項ヲ記載シタ労働者使用規程ヲ定メテ事業所管官廳ノ承認ヲ受ケナケレバナイコト
 - 一 賃銀及ビ其ノ支拂方法
 - 二 労働時間
 - 三 賃金以外ノ給與
 - 四 宿舍其ノ他ノ厚生施設
- 第二 土木建築業監督機構ヲ整備擴充スル
- (一) 事業所管官廳ハ少クトモ一週一回ハ各作業場ニ就イテ賃金支拂状況ヲ調査シ得ル如ク監督機構ヲ整備スルコト

二、右ニ則應シテ土木建築業ノ一般的指導監督機構ニ付テ
モ中央地方ヲ通ジ之が拡充ヲ図ルコト

28

(戰災復興院)

事業名	事業費		地方費等負担額		計
	總額	國庫補助額	市町村	その他	
(都市計画) 復興土地区劃整理事業	七五三,四二五.〇〇	〇	七五三,四二五.〇〇	〇	七五三,四二五.〇〇
街路事業	七二四,一〇〇.〇〇	〇	七二四,一〇〇.〇〇	〇	七二四,一〇〇.〇〇
河川水防事業	二六二,七〇〇.〇〇	〇	二六二,七〇〇.〇〇	〇	二六二,七〇〇.〇〇
水道事業	一三五,六〇〇.〇〇	〇	一三五,六〇〇.〇〇	〇	一三五,六〇〇.〇〇
下水道事業	六三三,五〇〇.〇〇	〇	六三三,五〇〇.〇〇	〇	六三三,五〇〇.〇〇
反新事業	七五〇,〇〇〇.〇〇	〇	七五〇,〇〇〇.〇〇	〇	七五〇,〇〇〇.〇〇
鉄道軌道事業	五五五,一五〇.〇〇	〇	五五五,一五〇.〇〇	〇	五五五,一五〇.〇〇
愛媛整備事業	二二五,〇〇〇.〇〇	〇	二二五,〇〇〇.〇〇	〇	二二五,〇〇〇.〇〇
連絡街路整備事業	二二八,〇〇〇.〇〇	〇	二二八,〇〇〇.〇〇	〇	二二八,〇〇〇.〇〇
水道復旧事業	四六六,五八〇.〇〇	〇	四六六,五八〇.〇〇	〇	四六六,五八〇.〇〇
下水道復旧事業	九〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	九〇〇,〇〇〇.〇〇	〇	九〇〇,〇〇〇.〇〇

9.2

公衆便所設置事業	1,700,000.00	2/3	1,200,000.00	1,400,000.00	400,000.00	1,800,000.00	500,000.00	1,300,000.00
火葬場應急復旧事業	1,200,000.00	1/2	800,000.00	200,000.00	200,000.00	600,000.00	200,000.00	800,000.00
(住宅)								
罹災危険建築物工事	6,200,000.00	3/4	4,700,000.00	800,000.00	800,000.00	600,000.00	1,500,000.00	1,500,000.00
住宅復興事業	1,300,000.00	1/2	700,000.00	200,000.00	200,000.00	300,000.00	200,000.00	700,000.00
計	11,400,000.00		7,700,000.00	1,400,000.00	1,400,000.00	1,600,000.00	3,300,000.00	3,300,000.00

(戦災復興院追加)

事業名	事業費	国庫補助率	国庫補助額	都道府県	市町村	その他	計
(都市計画)							
復興上地区別整理事業	1,375,000.00	8/10	1,100,000.00	1,375,000.00	1,375,000.00		2,750,000.00
街路事業	1,300,000.00	1/2	650,000.00	280,000.00	280,000.00		670,000.00
河川水路事業	4,000,000.00	2/3	2,666,666.67	400,000.00	600,000.00		3,466,666.67
水道事業	5,900,000.00	1/3	1,966,666.67	300,000.00	3,900,000.00		3,900,000.00
下水道事業	1,200,000.00	2/3	800,000.00	100,000.00	300,000.00		800,000.00
瓦斯事業	3,000,000.00	1/3	1,000,000.00		3,000,000.00		3,000,000.00
電線整備事業	1,500,000.00	1/3	500,000.00		500,000.00		1,000,000.00
街路災害復旧事業	1,000,000.00	1/2	500,000.00		500,000.00		500,000.00
排水場災害復旧事業	2,000,000.00	1/2	1,000,000.00		1,000,000.00		1,000,000.00
上下水道災害復旧事業	4,000,000.00	1/2	2,000,000.00		2,000,000.00		2,000,000.00

一、復興上地区副整理事業（追加）

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方費負担額		計
			都道府縣	市町村	
東京都	三〇四、一三八	二四三、三〇一	三〇四、一三三	三〇四、一三三	六〇八、二六六
神奈川県	一五九、八三六	一三二、七六九	一五九、八三六	一五九、八三六	三一八、六七二
山梨県	一、二四三、三二〇	九四、四五六	一、二四三、三二二	一、二四三、三二二	二、四八六、六四四
静岡県	三、八八五〇	三、一〇八〇	三、八八五	三、八八五	七、七七〇
岐阜県	一、四四、五六〇	一、一五、六五一	一、四四、五六四	一、四四、五六四	二、八九、一二八
大分県	七、四二、三四六	五、九三、七九六	七、四二、三二五	七、四二、三二五	一、四八、四五〇
広島県	一、一三、一四〇	八、七、一一〇	一、一三、一四〇	一、一三、一四〇	二、二〇、二八〇
岡山県	五〇〇、二四二	四〇〇、一九四	五〇〇、二四四	五〇〇、二四四	一、〇〇〇、四八八
山口県	一、二〇、五八二	九、六、六五六	一、二〇、五八二	一、二〇、五八二	二、四一、一六四
香川県	一〇〇、四八五	八〇、三八八	一〇〇、四八九	一〇〇、四八八	二〇〇、九七六
徳島県	六、九四、四九二	五、五、五八四	六、九四、四九九	六、九四、四九九	一、三八、八九八

都道府縣	事業費総額	國庫補助額	都道府縣 地方費 負担額	計
北海道	三三六,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	一四六,〇〇〇	一四六,〇〇〇
青森	八六,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇
岩手	四二〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
宮城	六八四,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	二九四,〇〇〇	二九四,〇〇〇
福島	一〇二六,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	四二六,〇〇〇	四二六,〇〇〇
茨城	一一二六,四〇〇	六四五,〇〇〇	四七三,三〇〇	四八一九,四〇〇
神奈川	三,七四〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,六四〇,〇〇〇
千葉	四,六八〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,六八〇,〇〇〇
埼玉	四,四六〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	一,九八〇,〇〇〇	一,九八〇,〇〇〇
茨城	一,三〇六,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	一,七六〇,〇〇〇	一,七六〇,〇〇〇
栃木	二,七二〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,三九〇,〇〇〇	一,三九〇,〇〇〇

二、街路事業

(補助率)

幹線 支線

都道府縣	事業費総額	國庫補助額	都道府縣 地方費 負担額	計
愛媛	一〇〇,一三五	八〇,一〇八	一〇〇,一三八	一〇〇,一三八
高知	五七,三三五	四一,三八八	五一,七三三	五一,七三三
福岡	一,六三〇,一五	一,四九〇,四二	一,八六三,〇一	一,八六三,〇一
長崎	一〇〇,四八五〇	八〇,三八〇	一〇〇,四八五	一〇〇,四八五
熊本	六〇,二九一〇	四八,二三八	六〇,二九一	六〇,二九一
大分	三六四,一四〇	二九一,三一	三六四,一四	三六四,一四
宮崎	五二〇,三八〇	四一六,三〇四	五二〇,三八	五二〇,三八
計	一,三七五,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,三七五,〇〇〇	一,三七五,〇〇〇

計	鹿	宮	大	熊	長	福	高	愛	徳	岡	香	山
児	島	崎	分	本	崎	岡	和	媛	島	山	川	口
一七二〇〇〇〇	二二三〇〇〇	一五六二〇〇〇	三四〇〇〇	九二〇〇〇	一四六〇〇〇	三五五二〇〇〇	八二〇〇〇	一七三四〇〇〇	五一二〇〇〇	八六〇〇〇	八三〇〇〇	一、二〇〇〇〇
四〇、九二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
一、二二二、七〇〇	四八七、〇〇〇	五九八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六八八、〇〇〇
一、八〇〇、八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六六二、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
三、〇三三、四〇〇	九七五、〇〇〇	六六二、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六八八、〇〇〇

新	山	静	坂	三	富	大	天	和	福	云
馬	湯	梨	和	岡	早	重	山	阪	山	井
二八〇、〇〇〇	五一八、〇〇〇	三八六、〇〇〇	六三六、〇〇〇	一九六、二〇〇	二八四、〇〇〇	一七三、〇〇〇	八六〇、〇〇〇	七八一、四〇〇	六、二二〇、〇〇〇	一、〇九六、〇〇〇
一七〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四、四一〇、〇〇〇	三、七六〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇
七、七〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	七、三〇〇、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	一、二七五、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
三、三〇〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	二、七六六、〇〇〇	八六二、〇〇〇	八三三、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	三、〇六三、六〇〇	二、四二二、五〇〇	三、三三三、〇〇〇	二、〇五二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	二、七六六、〇〇〇	八六二、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	三、〇六三、六〇〇	二、四二二、五〇〇	三、三三三、〇〇〇	二、〇五二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

二、街路事業 (追加)

都道府縣	事業費総額	國庫補助額	都道府縣 地方負担額	計
青森	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
岩手	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
宮城	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	五〇,〇〇〇
福島	二六〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
神奈川	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
千葉	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
茨城	四〇〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇
新潟	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
愛知	二二〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
岐阜	六〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
三重	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇

計	能本	大分	宮崎	鹿児島
三〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇
六〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇
二八八〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇
三八二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇
六七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇

大坂	兵庫	和歌山	福井	石川	山口	岡山	徳島	愛媛	高松	福岡
三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二六〇〇〇	六〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	五〇〇〇〇
一五〇〇〇	八七〇〇〇	一三〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇
一五〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇
一五〇〇〇	六七〇〇〇	八〇〇〇〇	一七五〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇
一五〇〇〇	八七〇〇〇	一三〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二五〇〇〇

三 河川水路事業 (補助率%)

都道府縣	事業費總額	國庫補助額	都道府縣地方費	市町村	計
青森	一、二〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
岩手	一、八〇〇,〇〇〇	一三五,〇〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
福島	三、〇〇〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
東京	八、〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	三三六,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇
神奈川	二、三三〇,〇〇〇	一六七,〇〇〇	二、二四〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
埼玉	三、〇〇〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
茨城	七、五〇〇,〇〇〇	五六四,〇〇〇	七、五〇〇,〇〇〇	一一二八,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
群馬	九、六〇〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇	九、六〇〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
山梨	二、二〇〇,〇〇〇	一六五,〇〇〇	二、二〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	五、〇〇〇,〇〇〇
静岡	三、六〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	三、六〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
岐阜	九、二〇〇,〇〇〇	六九〇,〇〇〇	九、二〇〇,〇〇〇	一、二八〇,〇〇〇	二二,〇〇〇,〇〇〇

都道府縣	事業費總額	國庫補助額	都道府縣地方費	市町村	計
三重	一、六〇〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	一、六〇〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
富山	三、〇〇〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
大坂	一、二〇〇,〇〇〇	八四〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇	一、六八〇,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇
兵庫	一、二〇〇,〇〇〇	九〇六,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇	一、八二〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
和歌山	一、二〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一、二〇〇,〇〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
福岡	四、五六〇,〇〇〇	三、四三〇,〇〇〇	四、五六〇,〇〇〇	六、八四〇,〇〇〇	一、一四〇,〇〇〇
佐賀	九、〇〇〇,〇〇〇	六、七五〇,〇〇〇	九、〇〇〇,〇〇〇	一、三五〇,〇〇〇	二、二五〇,〇〇〇
岡山	二、一〇〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	二、一〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
山口	一、九二〇,〇〇〇	一、四四〇,〇〇〇	一、九二〇,〇〇〇	二、八八〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
香川	四、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇
徳島	二、〇〇〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
愛媛	二、四〇〇,〇〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	二、四〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
高知	三、〇〇〇,〇〇〇	二、二五〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇

三河川水路事業（追加）

都道府縣	事業費	補助費	都道府縣	市町村	計
青森	一三四〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一三六〇〇	二〇四〇〇	三四〇〇〇
福島	二六七〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二六八〇〇	四〇二〇〇	六七〇〇〇
茨城	五三四〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五三六〇〇	八〇四〇〇	一三四〇〇〇
山梨	六七〇〇〇	五〇〇〇〇	六八〇〇〇	一〇二〇〇	一七〇〇〇
岐阜	二六七〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二六八〇〇	四〇三〇〇	六七〇〇〇
三重	六七〇〇〇	五〇〇〇〇	六八〇〇〇	一〇二〇〇	一七〇〇〇
大分	三三四〇〇〇	二五〇〇〇〇	三三六〇〇	五〇四〇〇	八四〇〇〇
兵庫	四〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
福岡	二六七〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二六八〇〇	四〇二〇〇	六七〇〇〇
廣島	三三四〇〇〇	二五〇〇〇〇	三三六〇〇	五〇四〇〇	八四〇〇〇

計	鹿嶋	宮崎	大分	熊本	長崎	福岡
一一六二七〇〇〇	三四〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	八八〇〇〇〇
八七二〇〇〇〇	二五五〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一六五〇〇〇	六六〇〇〇〇
一一二八二八〇〇	三三〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	二四〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	八八〇〇〇〇
一六二四二二〇〇	五一〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	三六〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	一三二〇〇〇〇
二九九七〇〇〇	八五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	五五〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇

鹿	宮	大	熊	長	高	愛	徳
児							
島	崎	分	本	崎	岡	知	媛
計							
一三五六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	九〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	四二〇〇〇	一二〇〇〇〇	一八〇〇〇〇
四五二〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇	一四〇〇〇	三七〇〇〇	四〇〇〇〇
八二八〇〇〇							
八二八〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二八〇〇〇	七四〇〇〇	八〇〇〇〇
二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二八〇〇〇	七四〇〇〇	八〇〇〇〇

香	山	岡	太	福	和	兵	大	富	三	岐	静	徳
					歌							
川	口	山	島	元	山	摩	坂	山	重	草	所	知
二一〇〇〇〇	五七〇〇〇	四五〇〇〇	八一〇〇〇	二一〇〇〇	三〇〇〇〇	一六五〇〇	一四〇〇〇	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三六〇〇〇	五一〇〇〇	一七〇〇〇
七〇〇〇〇	一九〇〇〇	一五〇〇〇	二七〇〇〇	七〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五五〇〇〇	三八〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一二〇〇〇	一七〇〇〇	三九〇〇〇
一四〇〇〇〇	三八〇〇〇	三〇〇〇〇	五四〇〇〇	一四〇〇〇	二〇〇〇〇	一一〇〇〇	七六〇〇〇	六〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二四〇〇〇	三四〇〇〇	七八〇〇〇
一四〇〇〇〇	三八〇〇〇	三〇〇〇〇	五四〇〇〇	一四〇〇〇	二〇〇〇〇	一一〇〇〇	七六〇〇〇	六〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二四〇〇〇	三四〇〇〇	七八〇〇〇

水道事業（追加）

都道府縣	事業費	補助費	都道府縣	地方	市町村	計
徳島	一五〇〇〇	五〇〇〇			一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
香川	一五〇〇〇	五〇〇〇			一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
山形	一八〇〇〇	六〇〇〇			一二〇〇〇	一二〇〇〇
福井	九〇〇〇	三〇〇〇			六〇〇〇	六〇〇〇
和歌山	六〇〇〇	二〇〇〇			四〇〇〇	四〇〇〇
兵庫	五二五〇〇	一七五〇〇			三五〇〇〇	三五〇〇〇
大阪	一〇二〇〇〇	三四〇〇〇			六八〇〇〇	六八〇〇〇
岐阜	一五〇〇〇	五〇〇〇			一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
愛知	一四一〇〇〇	四七〇〇〇			九四〇〇〇	九四〇〇〇
新潟	四五〇〇〇	一五〇〇〇	三〇〇〇〇		二〇〇〇〇	二〇〇〇〇
神奈川	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇			二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
計						

都道府縣	事業費	補助費	都道府縣 地方費負担額	市町村 費負担額	計
宮城	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
東京	九〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇	三〇〇〇〇〇
神奈川	五二五〇〇〇	三五〇〇〇〇	一七五〇〇〇	一七五〇〇〇	一七五〇〇〇
千葉	一〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇	三〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇
新潟	九〇〇〇〇	六〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
愛知	八五五〇〇〇	五七〇〇〇〇	二八五〇〇〇	二八五〇〇〇	二八五〇〇〇
岐阜	二四〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
大坂	二七〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	九〇〇〇〇
京都	七〇五〇〇〇	四七〇〇〇〇	二三五〇〇〇	二三五〇〇〇	二三五〇〇〇
兵庫	六三〇〇〇〇	四二〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇	二一〇〇〇〇
和歌山	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
計					

五 下水道事業

(補助率 7/3)

鹿嶋	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
熊本	七二〇〇〇	二四〇〇〇	四八〇〇〇	四八〇〇〇
岡山	一二〇〇〇	四〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
計	一九七〇〇〇	二五〇〇〇〇	三九一〇〇〇	三九一〇〇〇

五 下水道事業

都道府縣	事業費	補助費	都道府縣 地方費	市町村 費	計
神奈川	七五〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇
新潟	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
愛知	三一五〇〇	二一〇〇〇		一〇五〇〇	一〇五〇〇
岐阜	七五〇〇〇	五〇〇〇〇		二五〇〇〇	二五〇〇〇
大坂	一八〇〇〇	二二〇〇〇		六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
兵庫	一三〇〇〇	八〇〇〇〇		四〇〇〇〇	四〇〇〇〇
和歌山	七五〇〇〇	五〇〇〇〇		二五〇〇〇	二五〇〇〇
香川	七五〇〇〇	五〇〇〇〇		二五〇〇〇	二五〇〇〇
廣島	一八〇〇〇	一三〇〇〇		六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
福岡	一二〇〇〇	八〇〇〇〇		二九〇〇〇	四〇〇〇〇
計	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇

計	大分	長崎	福岡	愛媛	香川	山口	広島
六二五〇〇	九〇〇〇	一八〇〇〇	四二〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	二七〇〇〇	三一五〇〇
四一五〇〇	六〇〇〇	一二〇〇〇	三八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一八〇〇〇	三一〇〇〇
三三〇〇〇							
一七四五〇	三〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	九〇〇〇	一〇五〇〇
二〇七五〇	三〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	九〇〇〇	一〇五〇〇

六 元 斯 事 業

(補助率 各)

都道府縣	事業費		地方費等		計
	總額	補助額	市町村	その他	
宮城	五二〇〇〇	一七〇〇〇	一三六〇〇	一〇二〇〇	三四〇〇〇
福島	七八〇〇〇	二六〇〇〇	二〇八〇〇	一五六〇〇	五二〇〇〇
東京	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一五六〇〇	六〇〇〇〇
神奈川	二五五〇〇	八五〇〇〇	六八〇〇〇	五一〇〇〇	一七〇〇〇
千葉	八一〇〇〇	二七〇〇〇	二一六〇〇	一六二〇〇	五四〇〇〇
埼玉	五一〇〇〇	一七〇〇〇	一三六〇〇	一〇二〇〇	三四〇〇〇
茨城	一五六〇〇	五二〇〇〇	四一六〇〇	三一三〇〇	一〇四〇〇〇
新潟	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二四〇〇〇	一八〇〇〇	六〇〇〇〇
山梨	四五〇〇〇	一五〇〇〇	一二〇〇〇	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇
愛知	一六一〇〇〇	三八七〇〇	三〇九六〇〇	二三二二〇〇	七七四〇〇〇
靜岡	二九〇〇〇	七三〇〇〇	五八四〇〇	四三八〇〇	一四六〇〇〇

長崎	熊本	大分	官	斗
一八〇〇〇	一三〇〇〇	五〇〇〇	二一〇〇〇	七五〇〇〇
六〇〇〇	四〇〇〇	一七〇〇〇	七〇〇〇	二五〇〇〇
四八〇〇〇	三三〇〇〇	一三六〇〇	五六〇〇〇	二〇六〇〇
三六〇〇〇	二四〇〇〇	一〇二〇〇	四二〇〇〇	一三二〇〇
三六〇〇〇	二四〇〇〇	一〇二〇〇	四二〇〇〇	一六二〇〇
一三二〇〇	八〇〇〇	二四〇〇〇	一四〇〇〇	五〇〇〇〇

坂	三	富	太	兵	扇	玄	山	香	徳	愛	高	福
一五六〇〇	一五三〇〇	一〇五〇〇	六〇〇〇〇	五四〇〇〇	一九八〇〇	四〇二〇〇	三五一〇〇	一五〇〇〇	九〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二二〇〇〇	六七〇〇〇
五二〇〇〇	五一〇〇〇	三五〇〇〇	二〇〇〇〇	一八〇〇〇	六六〇〇〇	一三四〇〇	一七〇〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	四〇〇〇〇	二二九〇〇
四一六〇〇	四〇八〇〇	二八〇〇〇	一六〇〇〇	一四四〇〇	五二八〇〇	一〇七二〇	九三六〇〇	四〇〇〇〇	二四〇〇〇	八〇〇〇〇	三二〇〇〇	一八三二〇
三一二〇〇	三〇六〇〇	二一〇〇〇	一三〇〇〇	一〇八〇〇	三九六〇〇	八〇四〇〇	七〇二〇〇	三〇〇〇〇	一八〇〇〇	六〇〇〇〇	二四〇〇〇	一三七四〇
三二二〇〇	三〇六〇〇	二一〇〇〇	一三〇〇〇	一〇八〇〇	三九六〇〇	八〇四〇〇	七〇二〇〇	三〇〇〇〇	一八〇〇〇	六〇〇〇〇	二四〇〇〇	一三七四〇
一〇四〇〇	二〇二〇〇	七〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三六〇〇〇	一三二〇〇	二六八〇〇	二三四〇〇	一〇〇〇〇	六〇〇〇〇	二〇〇〇〇	八〇〇〇〇	四五八〇〇

大瓦斯事業

徳島	香川	山口	岡山	広島	福岡	和歌山	兵庫	大阪	愛知	埼玉	都道府縣
一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	九〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	九〇〇〇〇	六〇〇〇〇	事業費
五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	補助費
											都道府縣
五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	市町村
五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	その他
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	六〇〇〇〇	四〇〇〇〇	計

19

45

計	七、鐵道軌道事業（補助率 1/3）					
	鹿兒島	長崎	壺山	岐草	愛知	神奈川
五二五,一五〇〇	五〇〇,〇〇〇	六七五,〇〇〇	八一〇,〇〇〇	九七三,〇〇〇	一〇三九,五〇〇	一,〇三九,五〇〇
一七五,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	三二四,〇〇〇	三六六,〇〇〇	三六六,〇〇〇
一四〇,〇〇〇	一四四,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二一六,〇〇〇	二五九,〇〇〇	二七四,〇〇〇	二七四,〇〇〇
一〇五,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一三五,〇〇〇	一六二,〇〇〇	一九四,五〇〇	二〇八,五〇〇	二〇八,五〇〇
一〇五,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	一三五,〇〇〇	一六二,〇〇〇	一九四,五〇〇	二〇八,五〇〇	二〇八,五〇〇
三三〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	六九三,五〇〇	六九三,五〇〇	六九三,五〇〇

七、鐵道軌道事業（補助率 1/3）

計	鹿兒島	熊本	扇岡	高知	愛媛
三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇

八、電纜整備事業（補助率 %）

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方費等負担額		
			都道府縣	市町村	其の他
東京	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
神奈川	五四〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一四四,〇〇〇	二六,〇〇〇	三六,〇〇〇
愛知	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
靜岡	九〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二四,〇〇〇	三六,〇〇〇	六〇,〇〇〇
大阪	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
兵庫	三三〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	八八,〇〇〇	一三,〇〇〇	二二,〇〇〇
岡山	九〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二四,〇〇〇	三六,〇〇〇	六〇,〇〇〇
福岡	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
計	三,二五〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇

八、電纜整備事業

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方費等負担額		
			都道府縣	市町村	其の他
愛知	九〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
福岡	六〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
計	一,五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇

九、連絡街路整備事業 (補助率 1/2)

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方費等負担額	
			都道府縣	市町村
北海道	一、六五三、〇〇〇	八二六、〇〇〇		八二六、〇〇〇
岩手	一九〇、〇〇〇	九五、〇〇〇		九五、〇〇〇
宮城	一〇四、〇〇〇	五二、〇〇〇		五二、〇〇〇
福島	一、一五〇、〇〇〇	五七五、〇〇〇	五七五、〇〇〇	五七五、〇〇〇
東京	六四〇、〇〇〇	三二〇、三〇〇	三二〇、三〇〇	三二〇、三〇〇
神奈川	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
群馬	一四六、〇〇〇	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇
愛知	一八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
岐阜	二二〇、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇
三重	一七四、〇〇〇	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇
計				

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方費等負担額	
			都道府縣	市町村
大阪	二、四九六、〇〇〇	一、二四八、三〇〇	一、二四八、三〇〇	一、二四八、三〇〇
兵庫	八九五、四〇〇	四四七、七〇〇	四四七、七〇〇	四四七、七〇〇
和歌山	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇
広島	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
山口	三二六、〇〇〇	一六三、〇〇〇	一六三、〇〇〇	一六三、〇〇〇
高知	一〇〇、〇〇〇	二五三、〇〇〇	二五三、〇〇〇	二五三、〇〇〇
福岡	四〇三、四〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
長崎	一、二五〇、〇〇〇	六二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇
熊本	三二二、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇
大分	二六四、〇〇〇	一三二、〇〇〇	一三二、〇〇〇	一三二、〇〇〇
計	二二、八四〇、〇〇〇	一、一四二、〇〇〇	三、七七八、〇〇〇	七、六四二、〇〇〇

十一 水道復旧事業（補助率 1/2）

都道府縣	事業費総額	国庫補助額	地方	
			市町村	計
北海道	七〇〇,〇〇〇 円	三五〇,〇〇〇 円	三五〇,〇〇〇 円	三五〇,〇〇〇 円
青森	二〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇 円	一〇〇,〇〇〇 円
宮城	七二〇,〇〇〇 円	三六〇,〇〇〇 円	三六〇,〇〇〇 円	三六〇,〇〇〇 円
福島	五〇〇,〇〇〇 円	二五〇,〇〇〇 円	二五〇,〇〇〇 円	二五〇,〇〇〇 円
東京	一〇,一〇〇,〇〇〇 円	五,〇五〇,〇〇〇 円	五,〇五〇,〇〇〇 円	五,〇五〇,〇〇〇 円
神奈川	二八八,〇〇〇 円	一四四,〇〇〇 円	一四四,〇〇〇 円	一四四,〇〇〇 円
千葉	一五五,八四〇 円	七七,九二〇 円	七七,九二〇 円	七七,九二〇 円
茨城	一八〇,〇〇〇 円	九〇,〇〇〇 円	九〇,〇〇〇 円	九〇,〇〇〇 円
栃木	一五〇,〇〇〇 円	七五,〇〇〇 円	七五,〇〇〇 円	七五,〇〇〇 円
新潟	一〇〇,〇〇〇 円	五〇,〇〇〇 円	五〇,〇〇〇 円	五〇,〇〇〇 円

山梨	四〇〇,〇〇〇 円	二〇〇,〇〇〇 円	二〇〇,〇〇〇 円	二〇〇,〇〇〇 円
愛知	四九五〇,〇〇〇 円	二四七五,〇〇〇 円	二四七五,〇〇〇 円	二四七五,〇〇〇 円
静岡	六六〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円
岐阜	二五〇,〇〇〇 円	一二五,〇〇〇 円	一二五,〇〇〇 円	一二五,〇〇〇 円
三重	七四〇,〇〇〇 円	三七〇,〇〇〇 円	三七〇,〇〇〇 円	三七〇,〇〇〇 円
富山	八〇〇,〇〇〇 円	四〇〇,〇〇〇 円	四〇〇,〇〇〇 円	四〇〇,〇〇〇 円
大阪	八一〇,〇〇〇 円	四〇五,〇〇〇 円	四〇五,〇〇〇 円	四〇五,〇〇〇 円
兵庫	四四六,〇〇〇 円	二二三,〇〇〇 円	二二三,〇〇〇 円	二二三,〇〇〇 円
和歌山	三五〇,〇〇〇 円	一七五,〇〇〇 円	一七五,〇〇〇 円	一七五,〇〇〇 円
福井	六〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円
奈良	三二五,〇〇〇 円	一六二,五〇〇 円	一六二,五〇〇 円	一六二,五〇〇 円
岡山	六〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円
山口	九八〇,〇〇〇 円	四九〇,〇〇〇 円	四九〇,〇〇〇 円	四九〇,〇〇〇 円

都道府縣	事業費總額	國庫補助額	都道府縣	市町村	計
北海道	六〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
宮城	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
東京	三三〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	一,二二五,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇
神奈川	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
愛知	七五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇
靜岡	一三五,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇
大阪	一八〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
兵庫	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	一三二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇
和歌山	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
広島	九〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
計	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

十一 下水道復旧事業 (補助率 2/3)

計	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	福岡	高知	愛媛	徳島	香川
四六六五八四〇	五二〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一九一〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇
二二,三三七,九二〇	二六〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九五五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	九〇,〇〇〇
五〇〇,〇〇〇										
一八,三三七,九二〇	二六〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九五五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	九〇,〇〇〇
二二,三三七,九二〇	二六〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	九五五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	九〇,〇〇〇

計	長崎	愛媛	兵庫	岡山	大阪	靜岡	東京	地方	
								都道府縣	市町村
事業費總額	一六二〇,〇〇〇	一九六六,七七	二一九九,二五	一九八,二七六	一九三,四七九	三九八,一五一	四一五,九五三	二〇七,九七七	二〇七,九七七
國庫補助額	八〇〇,〇〇〇	九八,三三九	五九,九六二	九九,一三八	九六,七四〇	一九九,〇七五	四八,七七〇	二〇七,九七七	二〇七,九七七
都道府縣									
市町村									
計	一六二〇,〇〇〇	一九六六,七七	二一九九,二五	一九八,二七六	一九三,四七九	三九八,一五一	四一五,九五三	二〇七,九七七	二〇七,九七七

十三 火葬場應急復旧事業

(補助率 1/2)

計	山梨	鹿兒島	熊本	長崎	福岡	徳島	高知	愛媛	香川	山口	岡山	広島	兵庫	地方	
														都道府縣	市町村
事業費總額	一七四四,四四〇	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二〇七,九七七	二〇七,九七七
國庫補助額	一六二,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	一六,九七六	二〇七,九七七	二〇七,九七七
都道府縣															
市町村															
計	一七四四,四四〇	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二五,四六四	二〇七,九七七	二〇七,九七七

計	東京	都道府縣	事業費他額	地方 費負担額
	10,000,000	1,000,000 円	5,000,000 円	
5,000,000	5,000,000 円	都道府縣	国庫補助額	計
5,000,000	5,000,000 円	市町村		5,000,000 円
5,000,000	5,000,000 円	計		

十四 街路災害復旧事業 (補助率 1/2)

計	街路災害復旧事業 排水災害復旧事業 下水道災害復旧事業	事業費	国庫補助率	国庫補助額	都道府縣	市町村	其の他	計
		9,800,000	1/4 1/2 1/2	3,300,000	6,247,500 円	2,522,500	1	6,500,000 円
		640,000,000		160,000,000	454,500	222,500	1	480,000,000
		240,000,000		30,000,000	1,000,000	1	1	1,300,000
		1,000,000,000 円		500,000,000 円	5,000,000 円	1	1	5,000,000 円

昭和二十二年水害應急復旧事業一覽表

十五 非水場災害復旧事業（補助率 $\frac{1}{2}$ ）

計		東京都	都道府縣	事業費
11,000,000		11,000,000	補助額	
11,000,000		11,000,000	國庫	
11,000,000		11,000,000	都道府縣	
			市町村	
11,000,000		11,000,000	計	

十六 上 下水道災害復旧事業（補助率 $\frac{1}{4}$ ）

計	群馬	栃木	茨城	神奈川	東京	宮城	岩手	都道府縣	
								事業費	補助額
六四〇〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	六〇六五〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	八二〇〇〇〇	事業費	補助額
一六〇〇〇〇〇〇	一六二五〇〇	八〇〇〇〇	七五〇〇〇	四〇〇〇〇	一五二八二五〇〇	二七五〇〇〇	二〇五〇〇〇	都道府縣	市町村
四五四八七五〇〇					四五四八七五〇〇			地方	市町村
二五二二五〇〇	四八七五〇〇	二四〇〇〇〇	二二五〇〇〇	一三〇〇〇〇		八二五〇〇〇	六一五〇〇〇	市町村	計
四八〇〇〇〇〇〇	四八七五〇〇	二四〇〇〇〇	二二五〇〇〇	一三〇〇〇〇	四五四八七五〇〇	八二五〇〇〇	六一五〇〇〇	計	

(住宅)

一、罹災危険建築物処理事業（補助率 3/4）

計	長崎縣	広島縣	兵庫縣	大阪府	愛知県	地方	
						都道府縣	市町村
事業費	六二九,三五〇	三三三,三三〇	一,二〇〇,〇一五	一,三五三,三三五	一,四〇六,六七〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,四〇六,六七〇
補助額	四七二,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	一,〇一五,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,〇五五,〇〇〇
計	八八三,〇〇〇	八三三,三三〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三,三五一,六七〇	一,五〇〇,〇〇〇	三,三五一,六七〇

二 住宅復興事業（補助率 1/2）

都道府縣	事業費		地方費		その他	計
	補助額	総額	市町村	都道府縣		
北海道	1,073,800	2,147,600	536,900	2,684,500	2,684,500	1,073,800
東京都府	1,003,500	1,003,500	2,558,900	1,275,450	1,275,450	1,003,500
大阪府	1,741,400	1,741,400	4,533,950	2,267,975	2,267,975	1,741,400
神奈川県	1,085,300	1,085,300	2,713,900	1,356,950	1,356,950	1,085,300
兵庫県	995,900	995,900	2,488,976	1,244,488	1,244,488	995,900
長崎縣	384,400	384,400	966,226	483,113	483,113	384,400
新潟縣	217,900	217,900	2,908,800	1,454,400	1,454,400	217,900
埼玉縣	1,104,000	1,104,000	2,776,050	1,388,025	1,388,025	1,104,000
群馬縣	1,317,800	1,317,800	3,304,450	1,652,225	1,652,225	1,317,800

香川縣	一、二〇、八五〇〇	五、六〇、四四五〇	一、四〇、二一、一三三	二、八〇、三二、二六	一、四〇、二一、一三三	五、六〇、四四五〇
德島縣	一、三、七〇、八九〇〇	六、八五四、四五〇	一、七、一三、六一二	三、四、二七、二二六	一、七、一三、六一二	六、八五四、四五〇
和歌山縣	二、二二〇、八九〇〇	一、〇、六〇、四四五〇	二、六五、一一、一一	五、三〇、三三、三八	二、六五、一一、一一	一、〇、六〇、四四五〇
山口縣	二、四、三二、七八〇〇	一、二、一、三、九〇〇	三、〇、四〇、九七五	六、〇、八一、九五〇	三、〇、四〇、九七五	一、二、一、三、九〇〇
広島縣	五、七、五四、八九〇〇	二、八、七、七、四四五〇	七、一九、三、六、一一	一、四、三八、七、二、二六	七、一九、三、六、一一	二、八、七、七、四四五〇
岡山縣	一、五、九一、七、八〇〇	七、九、五、八、九〇〇	一、九、八、九、七、二、五	三、九、七、九、四、五〇	一、九、八、九、七、二、五	七、九、五、八、九〇〇
鳥根縣	四、九、五、八、九〇〇	二、四、七、九、四、五〇	六、一、九、八、六、三	一、三、三、九、七、二、六	六、一、九、八、六、三	二、四、七、九、四、五〇
鳥取縣	四、九、五、二、六〇〇	二、四、六、一、三〇〇	六、一、五、三、二、五	二、三、三〇、六、五〇	六、一、五、三、二、五	二、四、六、一、三〇〇
宮山縣	一、二、五、九、五、二〇〇	六、三、九、七、六〇〇	一、五、七、四、四〇〇	三、一、四、八、八〇〇	一、五、七、四、四〇〇	六、三、九、七、六〇〇
石川縣	七、二、九、九、三〇〇	三、六、四、九、六、五〇	九、一、三、四、二、二	一、八、二、四、八、二、六	九、一、三、四、二、二	三、六、四、九、六、五〇
福井縣	一、二、三、八、一、五〇〇	六、一、九、〇、七、五〇	一、五、四、七、六、八、七	三、〇、九、五、三、七、六	一、五、四、七、六、八、七	六、一、九、〇、七、五〇
秋田縣	六、七、九、五、二〇〇	三、三、九、七、六〇〇	八、四、九、四、〇〇	一、六、九、八、八〇〇	八、四、九、四、〇〇	三、三、九、七、六〇〇
山形縣	六、二〇、八、九〇〇	三、一〇、四、四、五〇	七、七、六、一、〇〇	一、五、五、二、二、五〇	七、七、六、一、〇〇	三、一〇、四、四、五〇
青森縣	一、四、一、七、七、七〇	七、〇、八、八、三、五〇	一、七、七、二、二、八〇	三、五、四、四、一、九〇	一、七、七、二、二、八〇	七、〇、八、八、三、五〇

千葉縣	二〇、九、六、三、〇〇〇	一〇、四、八、一、五〇〇	二、六、二〇、三、七、五	五、三、四〇、七、五〇	二、六、二〇、三、七、五	一〇、四、八、一、五〇〇
茨城縣	一、四、八、八、一、五〇〇	七、四、四〇、七、五〇	一、八、六〇、一、八、七	三、七、二〇、三、七、六	一、八、六〇、一、八、七	七、四、四〇、七、五〇
栃水縣	一、二、三、八、一、五〇〇	六、一、九〇、七、五〇	一、五、四、七、六、〇〇	三、〇、九、五、五、五〇	一、五、四、七、六、〇〇	六、一、九〇、七、五〇
群馬縣	二、四、五、八、九〇〇	一、三、二、九、四、五〇	三、〇、七、三、六〇	六、一、四、七、三〇	三、〇、七、三、六〇	一、三、二、九、四、五〇
三重縣	一、四、八、八、一、五〇〇	七、四、四〇、七、五〇	一、八、六〇、一、八、七	三、七、二〇、三、七、六	一、八、六〇、一、八、七	七、四、四〇、七、五〇
和歌山縣	九、二、七、九、六、七〇〇	四、六、三、九、八、三、五〇	一、一、五、九、九、五、八、七	二、三、一、九、九、一、七、六	一、一、五、九、九、五、八、七	四、六、三、九、八、三、五〇
靜岡縣	一、九、四、一、七、八〇〇	一、四、七、〇、八、九、九〇	三、六、七、七、二〇〇	七、三、五、四、五、〇〇	三、六、七、七、二〇〇	一、四、七、〇、八、九、九〇
山梨縣	一、三、七、〇、八、九〇〇	六、八、五、四、四、五〇	一、七、一、三、六、二、二	三、四、二、七、三、三、六	一、七、一、三、六、二、二	六、八、五、四、四、五〇
長野縣	二、四、五、八、九〇〇	一、三、二、九、四、五〇	三、〇、七、三、六、二	六、一、四、七、三、〇	三、〇、七、三、六、二	一、三、二、九、四、五〇
新潟縣	一、七、〇、九、〇、四〇〇	八、五、四、五、二、〇〇	二、一、三、六、三、〇〇	四、二、七、三、六、〇〇	二、一、三、六、三、〇〇	八、五、四、五、二、〇〇
長野縣	九、七、九、九、三〇〇	四、八、九、九、六、五〇	一、一、二、四、九、〇〇	二、四、四、九、八、五〇	一、一、二、四、九、〇〇	四、八、九、九、六、五〇
富山縣	二、八、五、〇、四、一〇〇	一、四、二、五、二、〇、五〇	三、五、六、三、〇〇〇	七、一、二、六、〇、五〇	三、五、六、三、〇〇〇	一、四、二、五、二、〇、五〇
石川縣	一、五、九、七、一、九〇〇	七、九、八、五、九、五〇	一、九、九、六、四、八、七	三、九、九、三、九、七、六	一、九、九、六、四、八、七	七、九、八、五、九、五〇
福井縣	六、七、九、五、二〇〇	三、三、九、七、六〇〇	八、四、九、四、〇〇	一、六、九、八、八〇〇	八、四、九、四、〇〇	三、三、九、七、六〇〇
秋田縣	六、二〇、八、九〇〇	三、一〇、四、四、五〇	七、七、六、一、〇〇	一、五、五、二、二、五〇	七、七、六、一、〇〇	三、一〇、四、四、五〇
山形縣	一、四、一、七、七、七〇	七、〇、八、八、三、五〇	一、七、七、二、二、八〇	三、五、四、四、一、九〇	一、七、七、二、二、八〇	七、〇、八、八、三、五〇

要	香	徳	山	本	四	息	和	祭	共	大	水	越
媛	川	島	口	島	山	根	歌	夜	庫	阪	都	質
二〇二七三三三〇	一五八一五七五〇	一八八七八五三三	三三九九八一〇〇	四三、八七、五五〇〇	一九、六七、八四二四	一四、三九、六七四八	一八、一七、九七四八	二、六三、七五〇〇	一八、三、三五五五八	一八、五〇、大五七〇六	一四、〇〇、三三〇四八	大、六〇、一七三三八
一〇、〇八、六九一五	七、九〇、七、八七五	九、四三、九、二六六	一、六、九、九、九、〇、五〇	二、一、九、三、七、七、五〇	九、八、三、九、二、二、二	七、一、九、八、三、七、四	九、〇、八、九、八、七、四	一、三、一、八、七、五〇	九、一、一、五、七、七、七、九	九、二、五、三、三、八、五三	七、〇、七、一、一、五、二四	三、三、〇〇、八、六、九
九、八、一、三、九、一、五	七、六、五〇、六、二、五	九、二、四、八、一、六、六	一、六、九、九、九、〇、五〇	二、一、九、三、七、七、五〇	八、一、三、〇、一、二、二	大、九、〇、三、〇、六、三	九、〇、八、九、八、七、四		五、大、七、一、七、六、〇〇	三、三、三、三、三、三、三、三	三、六、八、九、四、九、九	二、〇、四、〇、三、三、四
二七三、〇〇〇	二、五、七、二、五〇	一、九、二、一、〇〇			一、七、〇、九、一、〇〇					一、六、二、五、〇、〇〇		四、大、六、〇、四、五
一〇、〇八、六、九、一、五	七、九、〇、七、八、七、五	九、四、三、九、二、六、六	一、六、九、九、九、〇、五〇	二、一、九、三、七、七、五〇	八、一、三、〇、一、二、二	大、九、〇、三、〇、六、三	九、〇、八、九、八、七、四			九、一、一、五、七、七、七、九	九、二、五、三、三、八、五三	七、〇、七、一、一、五、二四

三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	崎
重	知	岡	率	野	梨	井	川	山	海	奈	京	葉	玉
二、三、八、六、二、〇、五〇	九、九、八、九、九、八、〇〇	三、四、六、〇、三、五〇〇	一、九、四、一、四、八、〇〇	一、五、〇、一、〇、九、七、二	一、三、二、四、三、三、五〇	一、六、八、八、九、六、二〇	一、二、二、一、三、六、六、八	一、三、六、七、一、三、八、六	一、四、三、三、三、〇、〇〇	一、〇、七、〇、〇、七、八、〇〇	三、二、二、八、三、七、四、一、二	二、七、八、二、三、七、四、八	一、二、一、七、八、七、七、四
一、一、九、三、一、〇、二、五	四、九、九、四、九、九、〇〇	一、七、三、〇、一、七、五〇	九、七、〇、七、四、〇〇	七、五、〇、五、一、八、六	六、六、二、一、六、七、五	八、四、四、四、八、一〇	六、一〇、六、八、三、四	六、八、三、五、六、四、三	七、一、八、大、五、〇〇	五、三、五、〇、三、九、〇〇	一、五、六、三、一、八、七、〇、六	一、三、九、一、一、八、七、四	六、〇、八、九、二、八、七
	一、九、大、八、七、五	一、七、一、三、三、五〇	四、一、二、大、五〇	四、三、三、一、二、五〇		一、三、大、八、七、五〇	四、大、七、四、七、五〇			一、五、五、四、三、〇、〇〇	一、五、六、三、一、八、七、〇、六	一、二、八、二、九、〇、大、二	六、八、九、〇、大、三
一、一、九、三、一、〇、二、五	四、七、八、二、四、五、二、五	一、五、五、八、八、五、〇〇	九、二、九、四、七、五〇	一、八、六、八、五、四、六	六、四、九、三、五、七、五	七、〇、七、六、〇、大、〇	一、四、三、三、〇、八、四	六、八、三、五、六、四、三	四、九、一、五、五、〇〇	三、七、九、大、〇、九、〇〇		一、〇、八、二、八、一、二	五、四、〇、〇、二、二、五
	一、九、二、八、五、〇〇			一、三、〇、五、大、九、〇	一、二、八、一、〇〇				二、三、七、一、〇〇〇				
一、一、九、三、一、〇、二、五	四、九、九、四、九、九、〇〇	一、七、三、〇、一、七、五〇	九、七、〇、七、四、〇〇	七、五、〇、五、一、八、六	六、六、二、一、六、七、五	八、四、四、四、八、一〇	六、一〇、六、八、三、四	六、八、三、五、六、四、三	七、一、八、大、五、〇〇	五、三、五、〇、三、九、〇〇	一、五、六、三、一、八、七、〇、六	一、三、九、一、一、八、七、四	六、〇、八、九、二、八、七

計	東京	埼玉	群馬	栃木	茨城	秋田	岩手	都道府縣	
								總額	補助額
九〇,五八二,六六七	一八,〇〇〇,〇〇〇	二一,五八二,六六七	一八,〇〇〇,〇〇〇	一〇,五〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
六七,九三七,〇〇〇	一三,五〇〇,〇〇〇	一六,一八七,〇〇〇	一三,五〇〇,〇〇〇	七,八七五,〇〇〇	一〇,一五〇,〇〇〇	二,二五〇,〇〇〇	一三,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一二,五〇〇,〇〇〇
二二,六四五,六六七	四,五〇〇,〇〇〇	五,三九五,六六七	四,五〇〇,〇〇〇	二,六二五,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
二二,六四五,六六七	四,五〇〇,〇〇〇	五,三九五,六六七	四,五〇〇,〇〇〇	二,六二五,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇		三,五〇〇,〇〇〇

三 関東、東北水害應急仮設住宅建設事業（補助率 $\frac{3}{4}$ ）



一般会計公共事業費の事業量調整に関する件

一般会計の公共事業費九十五億円の算出の基礎となつた賃金及物價は昨年度の水準を基礎としたものであるが、本年度中には賃金及物價の昂騰を未すことが予想される為、既に既定の事業量を実施する場合には幾何の予算を必要とするか又仮に予算を増さないとするは既定計画は何%程度に圧縮を余儀なくされるかを算定する様司令部より要求があつた。経済安定本部としては、賃金、物價の本年度中の昂騰平均率を仮定して計算を行つた結果一應別紙の様な結果を得たが、本年度は財政状況からみて追加予算を計上するこゝとは非常に困難な状況にあるので、一應追加予算はないものとして既定事業量を調整し、いかに思ふやうにないこと

中途半端な成果しかあがらなかつたこととなりまうた。効果を期することのできなくなるからである。貴省におかれても此の点至急各機上へ出張所等出先機関に連絡せられたい。尚司令部の要求によつて、既定計画中全然削除すべき計画及事業内容に圧縮を加へるもの等を近日中に当部より提出することになつてゐるが貴省としての意見を五月末日迄に当部に提出されたい。

2/21

公共事業の労務に関する件

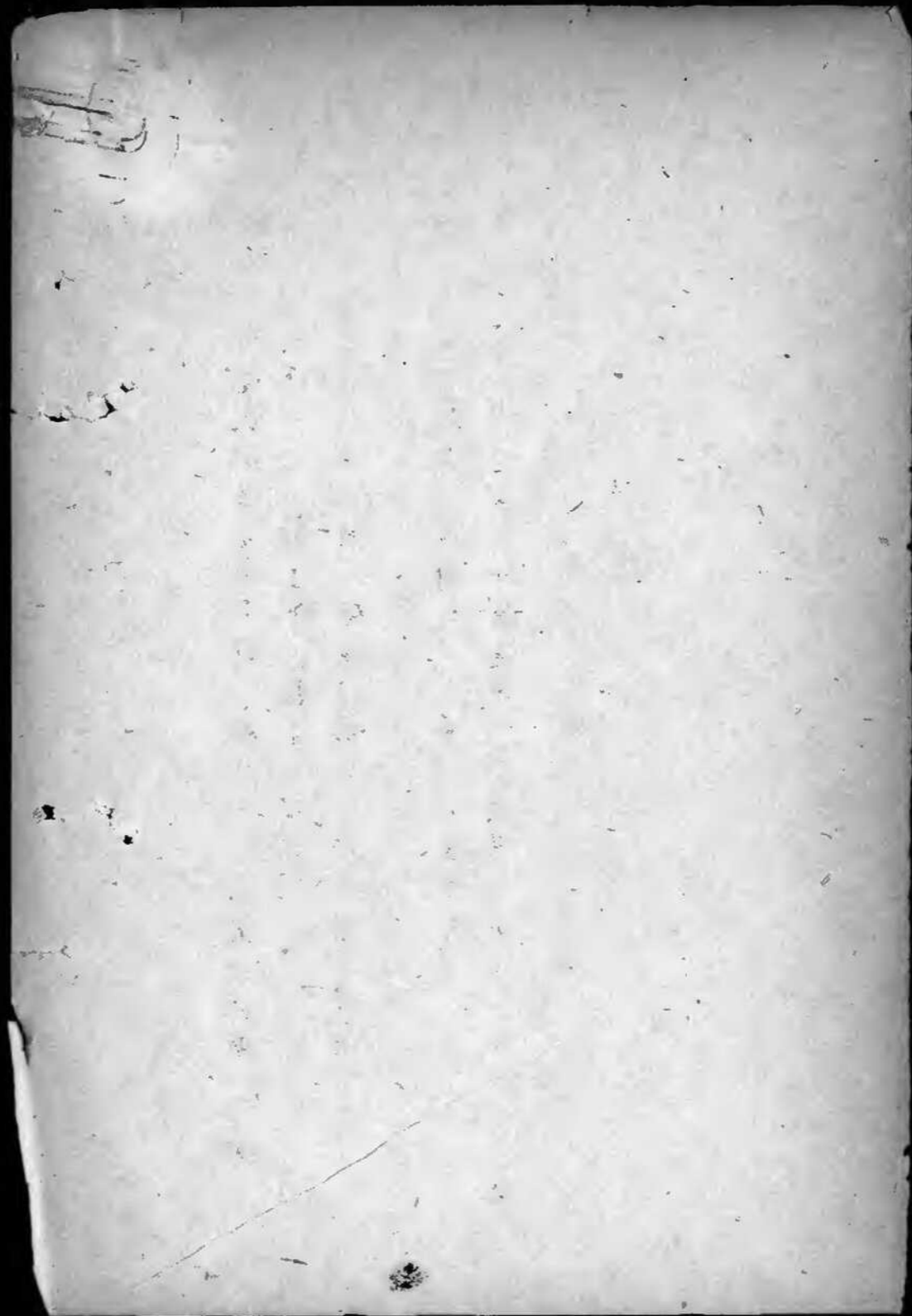
公共事業は経済再建に必要なる事業を行ふと同時に、不
 足多数の失業者を活用しその生活の安定を図ることを
 基本目的の一つとして実施されているのであるが、最近
 における進駐軍用労務の減少と経済状況の変化に伴ひ失業者
 の数は今後漸次増加するものと考へられ、失業対策として
 の公共事業の役割は愈々重大となつてくると考へられる。
 従つて今後における公共事業の実施に当つては事業実施主
 体と公共職業(労働)安定所との間の連絡を一層緊密にし
 その労務配置をより円滑且つ適正にすることが所要である
 のを特に左記事項に留意せられて、失業者の活用に遺憾を

きを期せられたり。

記

- 一、公共事業実施主体は公共事業に失業者を優先雇傭するの原則（昭和二十一年五月二十二日 聯合軍總司令部命令、日本公共事業計画原則）第二号、及昭和二十一年一月一日閣議決定参照）に遵ひ、公共職業（労働）安定所より紹介せられたる失業者は、地元農民又は受益者等より優先して雇傭すること。
- 二、失業者を活用するため必要な場合はつとめて收容施設等の設備を整備すること。これに必要な経費は予め予算（設計書）において認めること。
- 三、公共事業実施主体は、当該事業の認定を受けたときは、

- その事業を開始する前に必ず所轄公共職業（労働）安定所に別紙様式第一により通報すること。
- 四、公共事業実施主体は、事業現場に公共事業の標示を掲記すること。
- 五、公共事業実施主体は別紙様式第二によりその毎月末日現在の就労状況を翌月十日迄に所轄職業（労働）安定所に通報すること。



公共事業監査要項 (案)

一方

經濟再建及公共事業救済の補助を賜けりしため、中央地方の行政官廳、公共団体並に公共事業の進捗並行を推進をせんと共に、その監査を及ぶ諸條件を整理し、之れが除去に關する具体案を献呈する旨により、公共事業の綜合的運営を図るものとする。

二 監査の目標

監査の終りに非違欠陥を指摘する消極的態度を墮するに
となく、次のような事項に留意し、その実施の把握に努め
建設的見地より之を行ふこと。

(一) 安定本額及び主要事務の確保が、現場未遂迄よく徹底して

- (一) 安民本部及び主務省の施策が、実施の上適正を以て
いるか。
- (二) 現場末端の要望が、安民本部の施策に反映しているか。
- (三) 監査の執行
 - (一) 監査の書類、又は現地について、随時、川を行つて
 - (二) 現場監査せるより指導命令書に類する措置は否か。
 - (三) 監査の際、意見の交換は否か。
 - (四) 監査の結果、かゝる必要の要否につき、具体的に実施すること。

(4) 雑考

- 1. 事業目的と立地条件との検討
- 2. 課証順位の適否
- 3. 事業計画及公実施の適否
- 4. 工事期間及公の進捗状況
- (5) 資金
 - 1. 事業費と支出義務額、支出済額及び公の負担額
 - 2. 地方債との関係、種類、用途別金額及び公単償還
 - 3. 国庫補助と地方負担割合との適否
 - 4. 課証の目的と用途への利用の有無
 - 5. 現金拂、封鎖権の割合、希望

△資金の効率的使用の状況

(一) 資材

1. 資材の入手及び使用状況

2. 資材所要計画の検討

3. 不況又は入手困難資材の品目数量、購入価格

4. 資材の効率的使用の状況

(二) 労務

1. 周知公募方法、応募者数

2. 求業者の優先雇用の現状

3. 労務の充足状況

4. 求業者の地元、地域雇用の割合

5. 請負と直営の別、下請の有無(労働組合の有無)

△労務者の作業効率、賃金支拂方法

△賃金、物資配給、就業規則の冊子(記入、備付の有無)

△勤労者の運賃、労務効率

△監督者の適否(公職退任者、経験者)

(ホ) その他

1. 次期運営の要否を決定すべき資料の調査

2. 主務者の指導、通達、指示内容

3. 主務者及経済安定本部との要望事項

四 報告

(一) 監督の結果については、報告書に意見の附して経済安

定本部総裁に提出すること。緊急を要する場合は、あ

らかじめ口頭で概要を報告すること。

(二) 報告書は次の要領により記述すること

(1) 事業概要

1 計画概要

2 事業の規模（工事数量、施行方法、工期）

3 資金、資材、労務の所要量

4 重要方法（通達又は請負）

5 効果

(10) 工事概要

1 工事計画

2 総工事量、出来高、施行方法、工期

3 工事予算（補助率）年度予算、期別予算、決算額

年度内支拂見込額及び繰後所要額

資材（物資供給計画及び自給のき）の品目ごとの取

入、備出数量、在庫数量、繰後期別使用量

5 職種別一日使用労務者数（内失業後使用数）

今後期別所要労務者数（以上は現地充足数と他

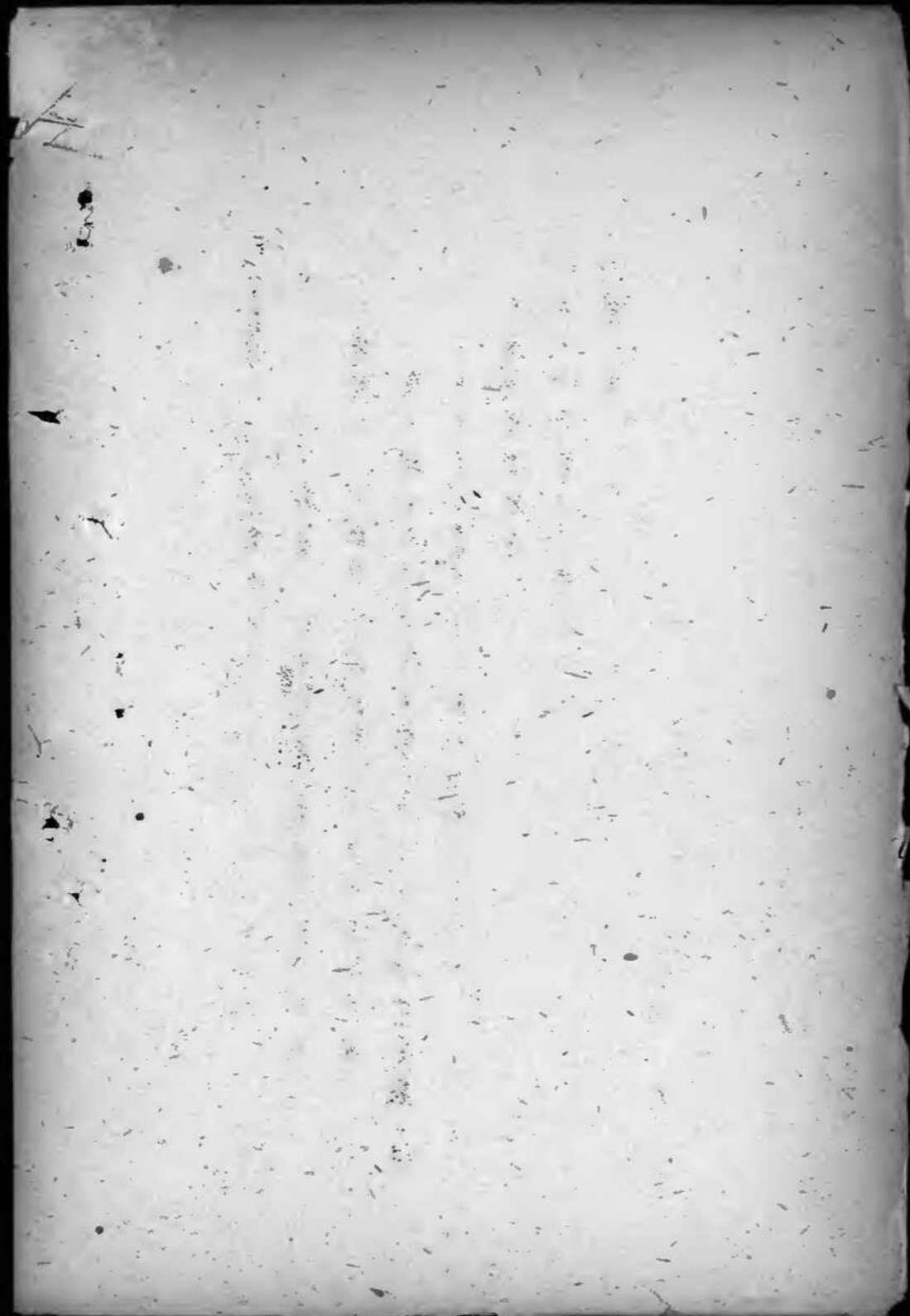
より充足を要する人員の分割のこ）

6 竣工後の効果

(2) 三ノ四に基く報告

(3) 意見

以上



一、方針

公共事業就業労働者勤労加配米取扱要領

公共事業の重要性に鑑み公共事業への就業を確保促進し
公共事業の効果発揚に資するに努め、本要領に依り公共事
業就業労働者に対し主食の加配を実施する。

二、加配対象及基準量

別表第一の公共事業に就業する労働者（現場に於て労働
的義務に従事する職員を含む）
但し農家保有米を有する者を除く。

三、加配基準量

区	加配基準量（人一日当り）	備	考
開拓関係事業	男 月七匁（約五匁） 女 月四匁三（約三匁）	入道者 月八匁四（約六匁） 入道者 月五匁四（約三匁六合）	
その他の公共事業	一四匁（約一合）		

四、取

- 一、公共事業労働者勤労加配米配給通帳の交付
- 二、都道府県は管内公共事業作業現場の全部に付し、公
共事業労働者勤労加配米配給通帳（以下單に配給
通帳と称す）を交付すること。
- 三、配給通帳には左の事項を記載すること（別紙雛形参
照）
- 四、配給通帳発行官署名（都道府県名）

10-4
71

四 配給所名及公共事業作業現場名

四 月別配給量

四 配給日

四 配給物資名

四 配給量（数量及米換算）

四 配給金額

四 配給所係員印

四 備考

（一） 労務加配米配給申請

（二） 公共事業実施主体は労務加配米配給申請書（以下、

申請書と称す）を正副二通作成し所轄勤労署經由

関係都道府県知事宛申請する（別紙様形参照）

右申請書は毎月一回以上とし、地方の事情に

依り更に短期間申請するも差支へないこと

（三） 申請書には左の事項を記載すること

（一） 申請人住所氏名印

（二） 作業現場所在地名

（三） 作業現場責任者氏名印

（四） 前月中に於ける職種別稼働実人員並に職種別稼働延

人員

（五） 平均稼働日数

（六） 事業監督官の官職氏名捺印ある稼働証明

（七） 申請書には左の事項を記載せる労務加配米受配者（

名簿)を添付すること(別紙離形参照)

(1) 職 種

(2) 登録番号

(3) 氏 名

(4) 稼働日数

(5) 申請書提出の際に配給通帳を添付すること

(6) 勤労者の証明

申請書及受配者名簿の提出を受けける勤労者長は

事項に付審査の上事実と相違なき趣旨の証明を附し

後郵政省縣知事宛之を正副二通提出すること

(7) 申請書に記載しある職種別稼働実人員並に職種別勤

働実人員は正確なりや

四 申請の日付に於ける稼働日数は正確なりや

五 受給者一覽表に記載しある職種、登録番号及氏名は

正確なりや

六 卸道所縣知事に於ける処理

七 関係勤労者長より提出を受けける卸道所縣知事は又

八 経公其事業就労者等附加配給の種を照し夫々申請

書別口宛給量に決定し之を関係勤労者長に付し通知

すること

九 右通知は申請書の副本の当該記載欄に記入し

ることを

一〇 右規定決定通知に基き勤労者長は申請人各個人に付

し労務者一人当り配給基準量、既給量を夫々指示

すること

山右指示は申請書副本の当該記載欄に記入しなすものを以てするにと。

山右指示に際しては曩に申請人より提出ありたる配給通帳に配給総量を記入し之を反配者名簿と名返付するにと。

西境物の配給

山作業現場責任者は前項指掌を受付するときは配給通帳に依り配給所より現物の一括配給を受けらるにと。

山労働者は対する配給は受配者名簿に一人当り基準量配給数量を各労働者毎に計算記載し之に依り直接労働者個人に配給するにと。

山労働者は対する配給を終了しなすときは受配者名簿

に受領印を捺印せしむるにと。

山配給物資に對する代金は必ず徴収するにと。

昭和二十三年度公共事業費調整資料

総豫算に対して公共事業費の占めてゐる割合
 総予算に対して公共事業費の占めてゐる割合を過去の
 續々として調べて見ると次の通りである。

過去に於ける総予算に対する公共事業費の割合(百分比)

年次	総予算(A)	公共事業費(D)	比
昭和二十一年度	1,800,000,000	4,200,000,000	23.3%
昭和二十二年度	3,000,000,000	4,800,000,000	16.0%

備考

- 一 昭和二十二年年度欄総予算は昭和二十二年一般会計予算
 補正第七号迄の分に依る。
- 二 過去二ヶ年間に於ける公共事業費の経済効果別分類

昭和二十一年度及同二十二年年度の公共事業費のついで
 直接に経済効果を伴ふ種別に属する事業を第一類とし
 一に属する事業は河川 砂防 農業 山林 水産
 商工
 直接には輸送力の増強して生産にも寄與する事業を第
 二類とし(之に属する事業は道路 港湾)
 直接に経済効果を伴はぬか又は比較的効果の少ない
 種別に属する事業を第三類とし(之に属する事業は
 官廳営繕 学校 裁判所及刑務所 厚生)
 其の構成比率をみると次の通りとなる。

種別	昭和二十一年度		昭和二十二年		備考
	手算額	備成比率(百分率)	手算額	備成比率(百分率)	
第一類	五二〇、六五八、七七五	六六、八	九七六、六〇三、二六三	六六、二	
第二類	六九九、九四七、七六八	八三、一	一、二〇〇、四四〇、六五五	八三、三	
第三類	一、八〇三、九三三、八〇八	二五、三	三、七五八、一六四、六二二	二五、五	
計	八、七〇〇、五〇七、三五九	一〇〇	一四、九三九、二〇八、五三〇	一〇〇	

尚石の分類を更に事業別に細別すれば別表(四)の通りである。

三 過去二十一年の公共事業費を災害費と其の他に分けて見れば分類

昭和二十一年度及同二十二年年度の公共事業費については災害費と其の他に分けて見ると、其の構成比率を見る

と次の通りとなる。

年次	災害費(A)		其の他の経費(B)		計	A/B	B/A	備考
	手算額	備成比率	手算額	備成比率				
昭和二十一年度	一、〇三六、三一九、三	一〇、三	六六、八七九、五七六	六三、七	七、〇〇〇、〇七五、九	一〇、三	九六、七	
昭和二十二年	四、九三三、三二四、九	三二、九	九、八三三、九三三、一	三二、九	一四、七六七、二五八、〇	三二、九	六六、七	
計	五、九六九、六四四、二	一六、一	七六、七一三、五一〇	一六、一	八二、六八三、〇九四、二	一六、一	八三、六	

尚石分類を各事業種目別にして災害復旧費其の他の経費が夫々の総額に対して占める比率を求め、見ると別表(五)の通りとなる。

本予算中相当多額を占めている農業肉保の経費については之を事業目的別に抽出して見ると別表(五)の通りとなる。

四 公共事業費の範囲等について
 財政法第四條第三項の規定に依って公共事業費の範囲は

ついでには国会の議決を経なければならぬし、又同法第二
十二條に於て千算總則には公共事業の範圍を規定しな
ければならぬといふ等、其の要する點、肉體條文、昭和二十
二年及千算總則の改正、昭和二十二年年度決定の公共事業
の定数、及公共事業順位表を夫々添付して置いた。別表
大

五、昭和二十三年度フセメントの供給見込は別紙(イ)の通
り。

昭和二十二年度公共事業費豫算編成及査定方針（案）

一 公共事業は可及的速かなる經濟の再建及民生の安定を目標とし、國土計画的見地より総合的、科学的に計画実施する事

二 公共事業費の総額は財政支出總額、救済費及産業資金との權衡及調和に留意して之を決定すること

三 (1) 必需品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を

與ふる事業に付ては其の效果の内容、数量及金額と年度別に測定し之に要する資材及資金の使用比率少く且效果の発生比較的早きものより優先的に之を認むること

右の比較は同一事業内の比較のみならず同一種類の事

業(例へば河川、開拓、干拓等)に付ては比較を行は
んと

(2) 直接生産の増加なきは國民生活に不可欠の運輸、通信、
公安、衛生、教育、社会福祉等に必要なる事業は其の
最少限度の要求を充すに極めて重要なるものに限定す
ること

(3) 尚前二者の均衡、調和を図る様留意すること
四 隘路資材を要する事業に付ては明年度の物動計画に基き
公共事業に割当可能な数量の範囲内に於て軍用資材当り
の効率を考慮して策定すること
尚隘路資材の代替品の使用に努力すること

五 明年度の失業者中地域別期別の要就業者数を測定すると
共に事業場所の選定に當つては極力之を吸収すること

六 事業の範圍及場所の決定に當つては當該工事能力を勘案
して策定することとし特に昭和二十二年度の工事実績を
斟酌すること

七 事業の府縣及都市別配分の當つては其の財政負擔力、生
産力等を考慮すること

八 戦争中特に公共事業の維持補修を怠りねるは鑑み、必要
なる維持補修費は優先的に認むること

九 繼續事業に於つては其の規模及年度割を再検討の上、中
止、維持、繼續、計画變更等の措置を講ずること、尚新

規事業を適當に認むる為重要なる繼續事業の短期完成に
支障を與ふることを注意すること

十、補助率に付ては戦後の經濟事情の變化に即應し根本的に
再檢討するニと

十一、物資及勞務の單價は實情に即應して計上すると共に事業
の地域別及期別配分に當つては其の特殊性に應じ調整し
且歩掛りを適正ならしめ以て認識、監査及報告に支障を
からしむるニと

十二、調査費に付ては公共事業に直接且早期に必要にして且綜
合的見地より緊要なるものに止むるニと

十三、不測の事由等に依り新規事業の發生又は既認事業額増加
に備ふる爲適當額の豫備額を計上しおくニと

十四、既認額は上半期及下半期の二期に付て之を行ふニと

135

於公共事業事務打合會議

指
示
事
項

經濟安定本部

54

23

一 公共事業の運営に関する件

公共事業は我國經濟再建に必要なる事業を行ふと共に
現下の深刻なる失業問題に対処する重要施策として之
れが総合的、效率的運営を計る爲、經濟安定本部に於
てその総合的企画、一認証及一般の監督の責に在するこ
と、まづ夫のに鑑み、地方廳に於ても公共事業実施本
部の如き機構を整備し、関係方面との連絡を緊密にし
て、これが総合的運営を図ると共に事務の敏速化に努
むるの目的達成に萬遺憾なきを期せられたり。

二 失業者優先雇傭に関する件

公共事業の実施に当りては出來得る限り多くの失業者

を活用し民心の安定を図ることが所要であるので失業
者にして公共事業に就労を希望し且労務に適當なる者
あるときはこれを優先雇傭することとし地元労務を利
用する爲失業者の就労を阻害することなきやう特段の
配慮ありたい

三 請員の適正化に関する件

公共事業の実施に當つては、國又は公共団体の運営を
原則とするも、諸般の状況より直営困難なる爲請員に
附する場合は、公共事業処理要綱に準據し、その請員
方式特に労働條件の適正化を図り、労賃その他に関し
不当なる取扱のなきやう嚴重なる監督を励行されたい。

四 監査に関する件

公共事業の監査は経済安定本部に於て事業の実態把握
趣旨の徹底、公共事業運営の可否の検討を主眼とし、
総合的に行ふから、地方廳に於ては公共事業処理要綱
其の他の指示に準據し事業の運営をすゝめると共に本
事業の趣旨を現場末端に迄徹底せしめこれが整備に遠
慮なきを期せられたい。



143

於公共事業事務打合会

注
意
事
項

經濟安定本部

55

86

一 豫算の使用に関する件

公共事業費の支出に當つては、これが特質に鑑み特に效率的に当該認証目的に使用されるやう充分注意し、苟も認証以外の他の目的に流用して本予算の目的に背反するが如きことなきやう經理上遺憾なきを期せられたる。

尚特別の事由により予定計画の変更を要する場合、是事前に各本省を通じ経済安定本部の承認を得られたい。尚本年度は認証決定後、準備金の決定、^{予算下の決定}事業現場への送金に甚大手間とつたのであるが、今後は極力此の期間を短縮し以て事業実施に支障をかうしむるやう中央に於ても充分留意してゐるから地方に於ても縣会が決

定、補助金の支出等に付手附たりしやう御指置願ふた
認証に付くは三ヶ月毎に行小が現在、運輸、通信
状況に鑑み相当無理な状況にあるので、明年は年二回
の認証に改めることを白下考究してある

二 事業の趣旨徹底に関する件

公共事業実施の趣旨及其の効果を廣く周知せしめ、併
せて就業希望者に便する爲、ラジオ、新聞、ホスカー
等により出資得る限りこれが普及宣伝に努めると共に
公共事業の主たる事務所、作業場、最寄労働者其他
衆目の觸るゝ場所以必要事項を記載し長掲示せしむれば

たい

三 諸報告に関する件

公共事業に関する報告は本事業の計画及運営の基礎資
料であり、これが適正なや否やは公共事業全体の計
画的運営を左右する重要な要素であり、これがなけれ
ば次の三ヶ月の認証も不可能となるのであるが、又
の作成に當つては正確を旨とし、苟も虚偽の報告をな
さざるやう留意すると共に特に之が提出期限を厳守さ
れたい

豫算に定められ、又單價が賃銀及物價の昂騰の爲実情に
添はなくなつてゐる場合が多いが、報告は是非ありの

まゝを書いた願きたい
尚今回別紙の如き月報をとるやう司令部より指示があ
り、経済安定本部として毎月分を翌月十八日迄に提
出することになり、安定本部より毎月侯き
地方に派遣してこれを集め、総表に纏め、やう
にしたのが、毎月分を翌月十日迄に本経の並き願ひ
たい

68

公共事業月報

PW-1-A

月分

順位	申請	番 号	日 附	省 名	事業主体	計画名	計画番号	計画種別
	証 証							
(1) 支出		資材費	労務費	其他	合計	事業場所		
	支出済額					縣	市	町
	支出差額							
	計							
(2) 資材		鋼材	セメント	木材	石炭	其他燃料	電力	其他
	数量	噸	噸	石	噸	噸	KWH	
	金額	円	円	円	円	円	円	円
(3) 労務	総就労延人員	熟練者		不熟練者				
	報告月の最終日の労務者数(出面)							
(4) 賃金	報告月の最終日の一日当賃金平均							

裏面白紙

27 9-2

公共事業に關する經費内訳

款項	目	数量	金額	合計	第一節	第二節	第三節	第四節
行政	郵費							
内閣	及多額							
經濟	安定本部		五九、二〇〇	五九、二〇〇				五九、二〇〇
旅	費		五五、二〇〇	五五、二〇〇				五五、二〇〇
普通	旅費		三五、二〇〇	三五、二〇〇				三五、二〇〇
調査	旅費		二五、二〇〇	二五、二〇〇				二五、二〇〇
郵	耗品費		三三、二〇〇	三三、二〇〇				三三、二〇〇
文具	費		八〇、二〇〇	八〇、二〇〇				八〇、二〇〇

燃料	費		四二、〇〇〇	四二、〇〇〇				四二、〇〇〇
燈用	燃料費		四二、〇〇〇	四二、〇〇〇				四二、〇〇〇
消耗	添付費		六六、〇〇〇	六六、〇〇〇				六六、〇〇〇
食糧	費		二四、〇〇〇	二四、〇〇〇				二四、〇〇〇
校務	費		五六、六〇〇	五六、六〇〇				五六、六〇〇
印刷	製本費		一一、〇〇〇	一一、〇〇〇				一一、〇〇〇
光熱	及水道費							
通信	費		五五、八〇〇	五五、八〇〇				五五、八〇〇
運搬	費							
修繕	費		三六、二〇〇	三六、二〇〇				三六、二〇〇
筆	料		一五、六〇〇	一五、六〇〇				一五、六〇〇

昭和二十二年度公共事業の補助率一覽表

一 河川関係

直轄河川改良費及直轄災害土木費

一 應工事は全部成出面に当るが國の究局の負担は總工事費より府
縣内の地價總額の一千分の二五を控除した額に対し三分の二で
あつて、三分の一は府縣より分担金として國の歳入に取る

北海道國費河川（石狩、十勝、天塩川） 全額國費

中小河川改良費補助

工事費より府縣内の地價總額の一千分の二五を控除した金額に対
し六分の一を國が府縣に対して補助するが通例であるが、財政
的に豊か府縣にあつては二分の一以下のことがある 例へば東

京は五分の一、大阪は市内五分の一、市外三分の一、兵庫は三分
の一となつてゐる

北海道地方費河川改修費

事業費及事務費の五割補助 残りの五割は北海道地方費負担

災害防除

國は三分の一を補助するのが通例で場合によつては三割や二割の
こともある。尚府縣が残余を負担するのが通例だが場合に依つて
は市町村も若干負担することがある（例へば大阪市は五分の一を
負担してゐる）

府縣災害土木費補助

府縣災害土木費より府縣地租の七分の二を控除した額の三分の二

三道路関係

(甲)内地の道路

(一)直轄国道改良

一應工事費總額が國の歳出に現はれるが、國の究局の負担は三分の二で、三分の一は府縣より分担金として國の歳入に取る

(二)府縣道、市道及町村道改良

國は工事費の二分の一補助する

(三)生産都市再建整備事業費補助

國の補助は二分の一で、あとは通常縣が、六分の一市町村が三分の一を負ふ

(四)進駐軍道路(内地)

(3)

昭和二十二年度より公共事業費が全く終戦処理費で支弁してゐるが改良は三分の一、補修は三分の一の補助である。尤も直轄分は一應金額を出して此の率との差を縣から歳入を以て取上げてゐる。

(乙)北海道の道路

(一)一般道路とは国道と地方費、拓植上の必要から従来國費で支弁してゐるもので且国道に及び幹線を除く。天以外の國費支弁分は二級道路といふ。一級道路には尤ものがある

(二)国道

函館 札幌間田舎東京札幌の一部……一級一號線

札幌 旭川間国道二七〇號(東京函館苫小牧札幌旭川の一部)

一級二號線

室蘭岩見澤間国道ニハ〇號……一級三號線

(2) 国道に次ぐ幹線

旭川 稚内間……一級四號

滝川町-根室間……一級五號

旭川 和田村間(根室附近)……一級六號

長島郡 室蘭間 ……一級八號

(5) 二級道路は一級道路以外の道路で國費で支弁するものを指す二十

線ある(地方費道の大割合と半地方費道の如く重要なるものである)

(三) 其の他の道路

(1) 町村道は維持補修は地方費支弁でやるが改良に付て國費支 せす

る場合のあることになつて居り、改良に付國費支弁をした道路は

(4)

十年間の維持補修を國費でみることに存つてゐる。

市道は改良、維持補修共地方費である。

(2) 生産物搬出道路

生産物搬出に必要なる道路の改良に付ては國費でみない地方費道は

半地方費道に付道廳に対し五分の一を補助し、市町村に付ては道

廳を通し市町村に六分の一を補助する

(3) 開拓道路

緊急開拓に必要なる道路は全額國費支弁である

(四) 陸路運送道路

改良、鋪設 設け三分の二、補修は二分の一の補助であるが、直

轄事業は一應全額支出し此の半との差額は道廳より歳入として取

上げる。

四 港湾関係

事業名	補助率	道府県	市町村	其他	備考
港湾修築費補助	原則 3/4	1/4	1/4		国立関係補助なし 一、應全額國費で支出するが工事費精算額に對し、地元市町村から受益の報告がなつて定められた率に依り、國庫へ分租金と納入する租し防波堤及交差は原則として分租金から、分租金は得頭又は文に往復する理主の付正額小積は六分の五
港湾戦災復旧費補助	6/10	2/10	2/10		
港湾陸上設備費補助	1/10	4/100	4/100		
港湾維持補修費補助	3/10	5/100	4/100		
地方港湾改良費補助	4/10	5/10	5/10		
港湾災害土木費補助	3/5	1/6	1/6		
災害土木費國庫補助					
現定に依り補助					
北海道的港湾工事					

五 水産関係

事業名	補助率	道府県	市町村	其他	備考
漁港修築費	40/100	40/100			国庫補助率中に設計監費を含む 釧路、道南等は四分の一である。
船泊船揚場設備	40/100	60/100			
災害復旧		1/100	60/100		
南海震災					
漁港	65/100				
船通	40/100				
夫同地改					

国庫補助率中に設計監費を含む
 釧路、道南等は四分の一である。
 海防大分、高知、徳島、香川、和歌山、徳島、高知、三重、兵庫、香川、愛媛、和歌山、徳島、高知

(2) 風 水 害

昭和二十一年
二十一年
北海道渡港船入額

<p>一、完全即座 費了天出</p>	<p>50/100</p>
	<p>5/100</p>
	<p>5/100</p>
	<p>5/100</p>
<p>船舶のみ調査補助率中以設計 並調査を念む 左は分進金を先市町村の調査に拂ふ 例外として、三三事は計り元々の甲 出に依り金額并時の場合</p>	

裏面白紙

第六 農業関係

事業名	補助率		備考
	府	市町村	
大規模農業水利	60/100	40/100	國庫補助額中、事務費は合算
府縣常用排水	50/100	1	
第五次工地改良	50/100	1	國庫補助額中、事務費は合算
(1) 農用公共施設	57/100	43/100	
機械揚水	52/100	43/100	國庫補助額中、事務費は合算
用水	42/100	43/100	
農道	42/100	53/100	國庫補助額中、事務費は合算
(2) 暗渠排水	42/100	53/100	

客	補助率		備考
	府	市町村	
(4) 耕地整理	42/100	55/100	國庫補助額中、事務費は合算
災害耕地復旧	42/100	55/100	
昭和十八年水害	50/100	50/100	國庫補助額中、事務費は合算
昭和二十年水害	35/100	35/100	
昭和二十年水害	35/100	35/100	國庫補助額中、事務費は合算
昭和二十年水害	35/100	35/100	
昭和二十年水害	35/100	35/100	國庫補助額中、事務費は合算
昭和二十年水害	35/100	35/100	

昭和三年 南海震災

鐵業板岩	3%					
小用壁	4%	10%				
用石道路	5%		50%	60%		
住宅	3%		7%	5%	6%	
天同作業場共同井戸	1%					
國民學校分校場	1%					

中六割は國に對して其賦課額とする
 今右
 國庫補助率中に事務費を含む

北海道開発費補助

事業費の五割補助

北海道函館及釧路港水及客工工事補助

事業費の五割補助

北海道建設工事費補助

除課付事業費の四割補助

改良工事は普通は事業費の四割補助が財政上理由あるものは三

分の二補助

北海道水田止昇地設費補助

事業費の五割補助

第七 林業関係

北海道 天然撫育及 河道改善補助	北海道 計画画	林道 民有林	林道 奥地	災害 應急	災害 防止	森林 治水
1/4	40/100	30/100	60/100	50/100	60/100	60/100
		20/100	10/100	50/100	40/100	40/100
	10/100	50/100	30/100			
	50/100	50/100	30/100			
國庫補助額中に事務費を含む						

裏面白紙

第七 林業関係

北海道 天然林 及 北海道 政府補助	造林 計画	林道 民有林	林道 奥地	災害 應急	災害 防止	森林 治水
1/4	7/100	30/100	60/100	50/100	60/100	60/100
	1	20/100	10/100	50/100	40/100	40/100
	10/100	50/100	30/100	1	1	1
	50/100	50/100	30/100	1	1	1
国庫補助額中、下等格費を合す						

裏面白紙

第八 勸業計画関係

復興土地区画整理事業

八割補助（二十年度は情持整地丈九割だったが二十一年、二十二年度は全部八割）特別都市区画法四條及同施行令九條参照

残りは縣と市が概分一割宛と負担するが事業量で縣市分理する場合

合算には必しも一割宛とならぬ場合がある。事務費は昭和二十一年度は二割五分であつたが本年は五分としその外は担地費として坪三百と認められた

街路事業

五分以内と施行令九條に記してあるが、実際には幹線（三〇メートル以上、但五大都市は二五メートル以上）は五分で其の他の街路は

五分である

残りは縣と市町村が約半分宛負担する

上水事業

五分以内と施行令九條に記してある。残りの五分は縣と市町村が概分二割八位の比で負ふ

下水事業

五分以内と施行令九條に記してある。残りの五分は縣と市町村が概分二割八位の比で負ふ

河川水路事業

五分補助 残りの五分は概ね縣と市町村とで負ふ

ガス事業、鉄道事業及電燈整備事業

1/3 補助、残りの2/3を縣、市町村、会社で分担する。市町村がやる時に市と会社は分担するが縣は分担したることあり。縣がやる時は市と会社も分担する。

連絡街路整備事業

1/2 補助、残りは縣が一部負担することもあるが大部分は市町村が負担する。

水道應急復旧事業

1/2 補助、残りの1/2は市町村がもつことが多く縣がもつことはほとんどない。

下水應急復旧事業

2/3 補助、残りの1/3は市町村がもつことが多く縣がもつことはほとんどない。

どない

公衆便所設置事業

2/3 補助、残りの1/3は市が負担する事務費は六三二二%

火葬場復旧事業

1/2 補助、残りの1/2は市が負担、事務費は六六%

罹災応急建築物処理事業費

2/4 補助、残りの1/4は縣と市町村が負担、事務費は六六%

住宅復興助成金

1/2 補助、残りは市が負担、事務費は六六%

第九 教育施設関係

工場名	國庫負担額	事務費	縣市町村負担額
直轄学校 被災復旧	一〇〇%	工事費三七% (官吏給与合)	
公立大学 専門学校 被災復旧	五〇%		五〇%
公立中等学校 被災復旧	五〇%		五〇%
公立国民学校 被災復旧	五〇%	工事費補助額 二七%	事務費は縣立二七% 事務費は 市町村 一七% 縣 一% 計 概
公立中等学校 凡水害復旧	1/3		2/3
公立国民学校 凡水害復旧	1/3		2/3
公立圖書館 博物館 被災復旧	五〇%		五〇%
体育運動場 設置費補助	1/3		2/3 事務費在し

(12)

裏面白紙

第十 厚生省関係事業

失業対策應急事業 職業補導所 共同作業施設 救産施設 公立団体花柳病診療所建設 職業紹介所及日働勤労所 災害復旧 雇員保健所復興費補助 同 和字業に要する経費	$\frac{2}{3}$ 十割 $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{3}$ $\frac{2}{3}$	全額貸付後に返還 せよ	国 府 県 市 町 村
---	--	----------------	----------------------------

(13)

上水道施設増補改良費補助 下水道施設増補改良費補助	$\frac{1}{4}$ $\frac{1}{3}$	$\frac{3}{4}$ $\frac{2}{3}$
------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

公債の発行と関係

第一節 終戦後公共事業の取上げられるに至った経緯

一 終戦以来失業対策の一環として大規模の公共事業を起すべしという議論は各方面で活発に論ぜられ、厚生大臣からも失業対策委員会を諮問した失業対策に対する昭和二十一年三月十八日村松申案の中にも此の趣旨のことが正式に述べられておられた。

所が昭和二十一年五月中旬に至り逓合置院院令部より日本政府に対し「一般会計の公共事業費を一億六千億円計上し、之によつて百万乃至百二十五万人の失業者を吸収し得る様を以て」との指示が受えられた。又「別途一般会計の民生安定費を三十億円組んで公共事業費と民生安定費とは「インター・エンゲル」に於ける様を以て」との指示も受えられた。両者を「インター・エンゲル」に於けるという意味は、若し公共事業費に組んだ金額が資料不足等の理由に依つて支出できず、その為吸収し得なく存った失業者に対し民生安定費で十分になつた場合は公共事業費より民生安定費に転移することとし、又逆に公共事業費に不足を生じ

民生安定費から公共事業費に転移して公共事業の幅を大きくして、元来民生安定費の対象としていた人達を公共事業に吸収するということもできるとするところの意味である。

司令部が考へておける公共事業の中は後述の如く示す様に一般会計の外に鉄道及郵政の兩特別会計の資本勘定も含んでゐるのであるが、一般会計の外に就てみると公共事業の定義に該当する各省の豫算は当時政府側で約三十一億円を計上する予定であつた。之を約倍額の六十億円にする様にと指示された理由は之に依り百万乃至百二十五万人の失業者を吸収するに在りといふことが昭和二十一年四月二十六日の人口調査に依ると当時の失業者の推定数は二百五十五万人であつて、其の内訳は四月二十六日以前一箇月以内は一日も就職し得なかつた者百五十万人と、一月乃至七月の就職し得なかつた者九十六万人とより成つてゐる。併し其の後の戦時補償打切に伴う工場の人員整理や外地よりの引揚、復員等を考へると昭和二十一年末には五百万人以上の失業者が出るものと

9-2
107

予測せられた。予算上の民生安定費によつて救済される人員は二百五十万人に達すると予想されたが、其の七割は不興癩疾の原因の働きの得る人であり、公共事業の方で働きの得る人を対象としたのであつた。

公共事業は国土計画的見地より、其の資源開発等の目的で取上げられることもあるが、終戦後一般会計に於て終戦処理費に次ぐ大きな費目として浮び上つてきた。

経緯は右の如く天業対策であり、吾業内容の狭小に當つては短期に生産業的効果を持つこととを必要條件としたのであつた。

物 昭和二十一年度予算は議會解散により不成立であつた関係上憲法七十一條の規定により前年度予算が施行されることとなり、四月以降毎月暫定予算が組まれた。而して議會が遣水に爲改定予算が施行されたのは九月に付つてし、ついで例係上四月から九月迄は結局公共事業に該當する各費目が各省に計上され、其の額は十二億円余に達した。而して九月に施行された改定予算の中には此の各省計上分十二億円余の外に経済安

定費という予備費として大蔵省所管に五十五億円余一括計上されたから両省を合計すれば六十七億円余となり、司令部の指示より七億円余多く存することになった。其の理由は五月の司令部指示の時、四月分は暫定予算で五億円余しか計上されたから残り五億五千万円余を予備費として計上すべく予定していた所、議會がスルズルに於て、各省に計上される金額は九月迄は十二億円余となり、一方予備費の方は五月に予定した額を変更せず其の儘計上したからである。

其の後通常議會に十億円の追加予算が通つたから、結局昭和二十一年度の一般会計公共事業費は七十七億円余に存つたが、地面物價資金の値上りが起つた爲、当初予定した六億の事業量は大幅削減を余儀なくされ、其の追加の増と政府が当初三十一億円の予定で考へていた事業量を若干止廻る程に減らすに至つてし、つた。一般会計及び鉄道、通信特別会計資本勘定の産額を昭和二十一年十一月末の報告によると百九十八万人であつて、地面物價予定して四億二百九十八万人の約三分の二に落

すてしまつたのは此の事實を証明している。

「コトエ」労働部長の声明は公共事業の取上げられず経済を示す意味で歴史的なものがあるから左に全文を掲げる。

二、司令部「コトエ」労働部長声明

連合軍司令部は日本政府に対し公共事業計重費六十億円の計を指令す。

連合軍司令部は五月廿二日日本政府に対し、昭和廿一年度予算に公共事業費六十億円を計上するよう命令した。

司令部はこの計画を固めて、年百万乃至五百万の人員を雇ふるもので食糧、衣料及び燃料を増産して、インフレ防止策を確立するに必要と認めている。

昭和廿一年度内の完成を決定している事業は年二千五百万の増産を計るための土地開拓事業、運搬道路建設、配電線の架設、低廉な

宅の建設、被災地の取片作り等である。

総司令部経済科学局労働課長オドワ、コトエ氏は、この公共事業計画は約二百万の失業者を長期的復興計画の一部として生産的事業に活用するのが目的である。この計画の達成は必要資金の割当及びその決定は新設の経済安定本部が当ることになつてゐる。労働諮問委員会の見解に依りて、公共事業計画の産物政策は生産に連絡し、公共事業計画の第一の目的は生産を遂行するための労働力を供給するにありと指摘してゐる。同委員会の推算で昨年度は民間工業の生産、職業は百万乃至百五十万が吸収出来るはずであるが、この数値は日本に於ける労働予備軍の一部にすぎぬ。日本の失業問題は農村人口が必要以上に膨脹してゐるため実相が蔽はれてゐる。都市でも嘗て生産部門に就きしてゐる多数のものが商業によつて不特定な収入を得ておれ、この種の仕事に就きしてゐるもの結果して失業の懸念があるに付るがどうも不明である。しかしながら経済的観点から見るに、この輸入が生産的職業に就き得る機会を與ふに限りこの二種の

活動がインフレーションを激化させることである。

尚事業計画の内容は次の通りである。

- ① 土地の開発、即ち低地の排水、丘陵の平坦化、農地開拓（特に北海道に於ける）、この部類の事業は一年間で完成の見込みで、来年の小麦作付けは四百万石の増加が可能と見る見込みである。
- ② 運輸道路の建設、即ち道路は國産の石炭及び木材の貯蔵の搬出を容易にするための構築と見るものである。
- ③ 全国の貯蔵に欠ける石炭貯蔵高の三分の一は現在搬出不能と推計されてゐる。
- ④ 配電線の架設、即ちこれは水力電氣の送電線を炭鉱まで延長すること、現在炭鉱成交量の約十二パーセントは山元で動力用に消費されてゐる。
- ⑤ 低炭住居の建設、即ち連合軍用の宿舎建設が完成したのを材料の入手可能な範囲内で行ふ。

⑥ 戦災地の清掃、即ち物資の回収、土地の清掃及び、戦災地の農作への利用をはかる。

活動がインフレーションを激化させるからである。

尚事業計画の内容は次の通りである。

- ① 土地の開発、即ち低地の疏水、丘陵の平坦化、農地開発（特に北海道に於ける）、この部類の事業は一年間完成の見込みで来年の春夏作付けは四百万石の増加が可能と見る見込である。
- ② 運搬道路の建設、即ち道路は國内の石炭及び木材の貯蔵の搬出を容易にするために構築されるものである。
- ③ 全国の貯蔵に欠ける石炭貯蔵高の三分の一は現在搬出不能と推計されてゐる。
- ④ 配電線の架設、即ちこればかりの電線の送電線を炭鉱まで延長するもので、現在炭鉱出炭量の約十二パーセントは山元で動力用に消費されてゐる。
- ⑤ 低濃住居の建設、即ち連合軍用の宿舎建設が完成したのち材料の入手可能なる範囲内で行う。

⑥ 戦災地の清掃、即ち物資の回収、土地の清掃及び、戦災地の農作への利用を促す。

第二節 現下の國民經濟と公共事業の使命

我國の當面する現下の國民經濟の性格とそこには横はる本質的問題は何であらうか。我國は敵戦に依り六十七万平方里から三十八万平方里に半減した國土に、履員、引揚等に依り歸還した八千万人の人口を養はねばならぬ。而も資源は概ね貧弱であり、工業生産設備等は戦災に依り大なる破壊を蒙り、國工は維持補修を怠り酷化した為水害等が災害に依りて万壽創災の状態に在る。戦時中からの「インフレ」の進行は敵戦後益々「デフレーション」を早め、終戦処理費の支出も相当大きく食糧の不足、縮少再生産等國民經濟は暗澹たる面貌を呈してゐる。斯かる暴盤の上に過剩人口を養はねばならぬ可いのであるから、「ニエーデル時代」の「豊饒」の只中の貧困」と異なり「貧窮」の只中の貧困乃至失業とであり、改獲還法則を遵守した「マルクス」的失業である。それは本質的傾向的対策、は克服できない失業であつて根本的には過少の物的資本と速度の大きさを定意めることによつてのみ止揚できる性質のものである。日本經濟の持つ資源、生産設備等が七十八百万人

9-2
112

の人口に産出と生存とを提議する能力を保持しめる爲には輸出産業を發展せしめ輸出用原料・生産設備・食糧等の輸入を確保せねばならない。所がインフレによつて購買力は随分になつてゐるから國民経済的には昭和の始頃や米騒動のニユー・デイ・ビル当時の様な有効需要の不足に依る失業の対策として執られた策でありては実施する款にはいかならぬであつて労働の限界生産力を揚げて三ヶ経済の持つ生産力の不足を拡大しなれば失業を解決することゝは不可能である。亦完全な制限した、企業の過剰人員を整理して再建整備を促すことは經常競争を改善し獨資競争場裡から脱落しない爲には非ざるであるが、新く整理された人員を非生産的な公共事業に吸収する爲に資金も投下するならば産業金融が財政資金に振替るべく國民経済的にみれば同じく「ファイナンス」である。従つて整理人員を公共事業に吸収することゝが政治的に取上げられざるに近しい終極の事態に備ふる意味からも根本的の議論を究つておく必要がある。之を要するに日本經濟の生産力拡大の爲に最も有效な事業に対し、資本資金を策計的に投

ずることゝが緊要であつて、此の面から公共事業の内容や規模は常時検討されねばならない。

二、現下の公共事業が失業対策の一環として取上げられたことは前述の通りであるが、一体公共事業は失業対策の一部として行ふことに重点を置くべきか或は經濟再建の爲の一施策たることに目標を置くかはもう一度反省する必要がある。勿論失業対策としても結局經濟再建に寄與するたゞの公共事業の目標乃至重慶の置き所をどうするかによつて實際には相当の差異を生じてくるのは明かである。

假にわかり易い例を一つ挙げてみよう。最近の様に水害が頻々と起つてくると災害の復旧や防除は緊要の要事であつて、全面的に何所の工事などの程度優先すべきかは經濟效果の計算を行ふことによつてかなり確實に判定できる。今若し此の観点から離れて都市の失業対策に寄與する治水事業を選ぼうとするれば京都の鴨川の様な都市内又は都市に近く近の工事を選ばざるを得ない。而して現下の実情からしては前者の観

定から治水事業を遂行せざるを得なく存してあるのである。

三、現在建設費不足の窟口を遂に、入札所では公共事業の応募者は求人に満たすの程度であり、一應の建設費不足所に職を求めにきても條件に満足せず、に歸る者が非常に多い。此の不結合の象徴には、概ね左の三つの理由が考へられると息ふ。

第一は、國庫に依る収入が大きい爲に現在程度の賃金を費ふに値ならざるやつて、あるが、そのうち、高額の賃金を費はされてゐる國民の支度時、購買力が下り、生活程度を下げられる。買収に於て、買収を喰はしてゐることになり、國民経済全体からいへば誠につまらぬこととしてゐる。第二は、他種生計費が昂騰したのを無視して、平算で予定した通りの安い賃金を、該年度中墨守することは、事態にそぐはなくなつた。爲本年四月以後は、其の地域に於て同一職種に通常行はれる賃金へ所謂「プリヴェーリング」(ウエーグ)を課せ、その原則を、改められた「ウエーグ」(ウエーグ)を課せ、本年一月より各級に於て調査を開始

したがその成果に於て若干の調節を加へた四月より実施された(一)をも一月より四月迄の期間に不取敢暫定的に当該地域の遊駐軍関係労務者の賃金と同一水準に逸引上げることとしたのである。(二)「プリヴェーリング」(ウエーグ)制の採用によつて、低賃金を爲に働かざらぬといふ救済は、正しうることになつたけれども、四月以来米物價の変動が著しくなつたので、地域的職種の若干の補正を行つて、今日に及んだ。所が今回一七七五号指令に基く法律に依り標準賃金を超えてはならぬといふ制限が法規的に確立することになつた。尚ほ之に伴ひ近く労働大臣の告示が発表されて更に従来より賃金率に對し事態にそぐはぬ全面的な補正が行はれることがあ

失業者と公共事業との不結合の原因の第二は加配食糧の不足であつて公共事業が腹のすく重労働のには不拘加配食糧がない爲に働きたがらないことである。此の点には本年一月より職種に依つて差異はあるが平均一人一日一合の如き量を行ふことになつて十分とはいへないが事態は幾分

緩和されることになつた。併し五月現在で各縣を調査してゐると食糧
の不足してゐる縣では実行を停止してゐる所があり今後各縣の備給の
実情によつて差異が生じてゐることは免れまいと思はれる。
不結合の原因の第一は労働市場の不完全さにあるものであつて労働者が仕
事のある所へ移動せんとしても住宅難、通勤難等によつて自由に動くこ
とができないことである。此の点に公共事業の分市と失業者の分布との
関連を考へても明かであつて、例へば昭和二十一年の一般会計公共事業
費の三分の二以上は田舎で行はれる事業に支出され、却ての事は三分
の一以下であつたのに失業者は分市に集中してゐる。調査では市部
にゐる者五割、郡部にゐる者四割であつて、仕方の別と「マツチレ
してゐない」所が住宅難及通勤難の爲に郡部の労働者を田舎に移すこと
は實際上不可能に近いといつて可い。飯場の経営も如きも大々を請負者
の場合に別として一般的には中に実現困難の模様である。
公共事業は失業対策の爲に行ふのであるから失業者を雇ふることによ

つて費金が増し或は事業の進捗度が落ちてしまつてしまふ得ないといふ考
へ方のもとに昭和二十一年秋以来此の方針を現場に指示したのであつ
たが實際に此石の三に示した様な理由から今迄の新失業者を公共事業
に活用することは成功したとはいへない。

13

第五章 公共事業処理要綱

公共事業の取扱に關する根本方針は司令部の指示に及び昭和二十一年九月三日の閣議決定で決定せられた。此の決定は、公共事業処理要綱として知られ、現在も尚有效のものである。本要綱は左の通りであるが此の中特に説明を要する事項は付ては更に後の章に説明する。

9.2

116

第六章 公共事業の定義

一 財政法第二十二條に「予算総則には歳入歳出予算及び國庫債務負担行為に
関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする」
と定められて、その第二号に「第四條第三項の規定に依る公共事業費の
範囲」とある。

そこで右の規定に基き昭和二十二年度一般会計予算総則の第十條には左の
通り定められた。

「公共事業費は経済安定本部の認証を経て使用しなければならず、その
使用に当り目節の区分は大藏大臣が定める」

前項の公共事業費は次のとおりとする

- 一 河川、砂防、道路及び港湾その他の土木事業に関する経費
- 二 農業土木及び森林事業、国有林野事業特別会計に属するものを除くことに
関する経費

9-2
117

三、戦災、風水害その他災害復旧及び復興事業に關する経費

四、官廳營繕に關する経費

五、就業施設に關する経費

六、鉄道建設改良及び自動車線設備に關する経費

七、通信事業設備に關する経費

二、右の公共事業の定義を更に示する為、經濟安定本部に於て昭和二十二年
度公共事業費の定義を左記の様に定めた。此の中(四)の(1)(2)(3)(4)(5)(6)は昭和
二十一年度には公共事業の扱をされたが昭和二十一年度には省かれたもので
ある。亦(三)の(1)にある司令部の指示に依る特殊道路整備は昭和二十一年十
二月までは公共事業の扱をされたが昭和二十二年一月以降は、然費処理費扱と
なつた為、に公共事業から削除された。

三、昭和二十二年度公共事業の定義

(一) 經濟安定本部の取扱う公共事業とは、必需品の生産又は分配を増加し又は
之に便宜を与へる、工事等及國民生活に必要な運輸、通信、公安、衛生、

教育、社会福祉等の要求を充足する為の工事等であつて、國の直轄又
は補助により國又は公共団体等に依つて行はれ、公共者の活用に資する
ものを謂ふ。例えば

- (1) 開拓、農業水利、土地改良、災害素因の復旧
- (2) 漁港、船溜、漁礁
- (3) 森林土木、林道、木炭生産、林業道、荒廢林地復旧、災害防止林業、造林
- (4) 河川
- (5) 砂防
- (6) 道路
- (7) 港灣、倉庫、作業船、航路標識
- (8) 水力発電
- (9) 特殊地下土木施設整備
- (10) 復興土地区画整理

- (1) 戦災都市街路等
- (2) 建物疎開跡地整備
- (3) 上下水道
- (4) 危険建造物処理
- (5) 庶民住宅及流存建造物住宅化
- (6) 官廳建造物(刑務所、学舎等を含む)
- (7) 引揚瓦宿泊所、公立図書館等の建設
- (8) 輔導及投産
- (9) 大小の共同施設
- (10) 失業対策緊急事業
- (11) 鉄道及通信特別会計の資本勘定
- (12) 本省の人員費及事務費(公共事業の実施と直接の関連あるもののみ公共事業費に含める)
- (13) 調査費及研究費は竣功建物調査費、林産物調査費及土木試験所費、関係事業費に含める。

- 拓研究所費の如く公共事業費と直接関係のないものは含めないが、而
 拓通地調査費、特定地区の干拓計画の調査費の如く公共事業の実施と
 直接関連性のあるものは公共事業費に含める。
- (四) 左の事業は公共事業費には含まれない。
 - (1) 林業施策策編成及研究(此は林産物の建築は公共事業に含む)
 - (2) 石炭、石油等の試験
 - (3) 戦災私立学校復旧等の為の政府貸付金
 - (4) 官廳資金利子補給
 - (5) 既存住宅借上継続の借上費補助
 - (6) 戦災都市建物疎開跡地賃借補助
 - (7) 司令部の指示に依る特殊道路整備

第七章

昭和元年以来の公共事業該当費目の推移

公共事業の現在の制度が始つたのは、先づ述べた如く、昭和二十一年度からであるが、昭和元年より二十年度迄の一般会計決算額中公共事業に該当すると認められるものを示すと左表の通りである。尚臨時軍事費特別会計との比率も参考の爲附記した。

表に明かす如く公共事業該当費目、一般会計総額に対する比率は昭和元年より十年迄は一割を割つたことなく、最高は昭和三年で一割六分六厘であつた。然るに昭和十一年よりは支那事変の勃発によつて此の比率は次第に低下し、特に昭和十六年以後は大戦争の爲建設の仕事は全く等閑に附され、昭和十八年の如きは昭和元年以来最後の記録たる二分七厘に下つたのである。

9-2

年次	一般会計決算総額 (A)	臨時軍費予算額 (B)	公共事業費に相当する 費目の中 (C)	比 C/A	率 %
昭和元年	一五七八八二六四二二		二一三八三〇四三六	一三・五%	
二年	一七六五七二三〇八〇		二五〇二一五〇八五	一四・二	
三年	一八一四八五五〇一一		三〇一三八五三四〇	一六・六	
四年	一七三六三三七〇五五		二五七九八五三六六	一四・九	
五年	一五五七八八三三七三二		一五七二三七三四三	一〇・一	
六年	一四七六八七五二六五		一五一六三〇四九二	一〇・三	
七年	一九五〇二四〇六二三		二六九二五〇六三〇	一三・八	
八年	二二五四六六二二三六		二六七〇二六三九八	一二・八	
九年	二一六三〇三九〇五		二五七四九七二一四	一〇・九	
十年	二二〇六四七七九三三		二二二三一〇五〇三	一〇・一	
十一年	二二八三二七五八〇		一九三二五六八一七	八・五	
十二年	二七〇九一五七四八三	二〇三四二九八三一九	一八三七四五六七六	六・八	九・〇

註 昭和二十二年年度予算に日補正第十号迄を含む

昭二十一年度	昭二十二年年度	給予算額(A)	その中総取 処理費(B)	AよりBを差 引いた額(C)	公共事業費(D)	比率 D/A	比率 D/C
二九,〇八七,〇〇〇.〇〇	三二,〇五七,八五六.〇〇	三,七三〇,〇〇〇.〇〇	五,八二七,三〇〇.〇〇	八,一七七八,〇〇〇.〇〇	七,〇五〇,七三五.〇〇	六五	九四
				一五,三五八,四八六.〇〇	一四,七四八,三一一.〇〇	六九	九五

第八章 昭和二十一年度及二十二年年度の公共事業費内容

昭和二十一年度の一般会計公共事業費は第一章に述べた通り七十七億円余であり、又昭和二十二年度は当初予算の九十五億円の外に追加予算五十二億四千六百二十二万一千円と、合計百四十七億円余に上った。此の外通常議会に若干の追加予算の提出があるか否し水ない。此の兩者が一般会計総予算に占める比率は左の通りである。

9-2
122

十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
三,二八八,〇二九.五九	四,四九二,八三三.四三	五,八六〇,三三三.七九	八,一三三,八九一.二六	八,二七六,四七五.八八	一二,五五一,八一三.一一	一九,八七二,九四七.九六	二一,四九六,一八九.九二
四七九,五三九.四九	四八四,四二九.七一	五七二,二五四.九二	九四八,七〇二.二四	一八,五三一,四九七.七	二九,八一八,四五一.〇	七三,四九三,五五四.九五	一六,四六五,〇六.五四
一九九,九八五.四六	二七三,五二六.九一	三六〇,三七九.二七	三,九四二,六二〇.六	三五六,〇二五.五九	三四一,八九三.八九	一八,〇三二,二七九.二	一七,九六〇,五三二.一三
六一	六一	六一	四八	二七	二七	九一	八三
四.二	五.六	六.三	四.二	一.九	一.一	二.四	一一.一

二 昭和二十一年、二十二年年度の一般会計公共事業費に付て性質に應じて左の三類に分けた場合の構成比率は左の通りである。

(1) 直接に経済効果を伴ふ種類の事業を第一類と称する。へ河川、砂防、農業、山林、水産………、但し内務省の災害復旧では道路の災害復旧を一括して河川災害と一括に扱つてゐる関係上此の中に含む。

(2) 直接には輸送力を増強するが生産にも寄與する事業を第二類と称する。へ道路、港湾。

(3) 直接に経済効果を伴はないが又は比較的效果の少ない種別に属する事業を第三類と称する。へ都市計画、補助住宅、官廳営繕、学校、厚生、労働、商工。

種別	昭和二十一年度予算額	昭和二十二年年度予算額	構成比率	
			昭和二十一年度	昭和二十二年年度
第一類	五二、四五七、八四一・五	九七、六七、六〇二、三六三	六七・六	六六・二
第二類	六九、九三九、四七七・六	一一二、〇五四、〇六五	九一・一	八三

第三類	計		二五・五
	一八〇、一〇三、四一六・八	三、五八一、六四、六七二	
計	七七〇、五〇七、三五九	一、四七四、二二〇、〇	一〇・〇

新の分類を各事業種別に示すと別表(1)の通と異なる。

三 昭和二十一年、二十二年年度の一般会計公共事業費を災害復旧費と其の他に分けてみると左の通となり、昭和二十二年年度の如きは全体の三分の一が災害復旧費となつてゐる。

年次	災害復旧費(A)	其	他(B)	合計(C)		
				A	B	C
昭和二十一年度	一〇、二六二、二一九・三	六六、七七八、七九一、三七六	七七〇、五〇七、三五九	一三三	八六七	一〇〇
昭和二十二年年度	四九、三三三、三二一、四六九	九八、八一三、八九九、五三一	一、四七四、二二〇、〇	三三四	六六六	一〇〇

此の分類の事業別細目を示すと別表(三)及(四)の通りである。
 尚全体の、中相当多額を占めてゐる農業関係文を更に抽出してみると別
 表(五)の通となる。

一 一般会計の公共事業と産業資金との比率は、後相当期間相対的安定性
 を持つものではなからうかと私は推測してゐる。昭和二十一年度の産業資
 金の統計が入手できないうで便宜昭和二十二年度と比較してみると公共
 事業費は産業資金の一二%に當つてゐる。尤も此の場合公共事業費は國
 費分式をとつてゐるのだから若し之を事業費に直せば比率は更による説
 である。別表(六)参照

別表一

昭和二十一年度公共事業費経済効果分類表

類別	種別	目	災害復旧関係		其の他		計	
			金額	千分比	金額	千分比	金額	千分比
第一類	河川	河川	800,663,114	52	364,393,360	47	1,165,056,474	99
		砂防	300,000,000	1	53,890,000	6	353,890,000	2
		農業	44,904,388	59	2,555,932,987	332	3,000,327,375	391
		山林	1,854,547	3	1,271,811,084	165	1,273,665,631	168
		水産	35,344,277	4	2,192,683,636	3	2,228,027,913	2
		製塩	300,000,000	4			300,000,000	4
		計	936,632,546	143	4,267,939,809	553	5,204,572,355	676
		港灣	530,555,770	7	1,543,383,922	20	2,073,939,692	27
		道橋			491,955,234	64	491,955,234	64
		計	520,555,770	7	1,543,383,922	20	1,963,939,692	27
第二類	郵	郵			377,356,801	48	377,356,801	48
		市計						

種別	金額	件数	延床面積	戸数
住宅	1,000,000	21	163,598.433	21
官舎	34,000,000	55	4,551,762.12	59
学校	280,000	59	4,569,222.66	59
病院		4	2,902,036.0	4
計	1,000,000	229	180,103,167	233
計	1,000,000	229	180,103,167	233

第十章 「コンサベーション」と公共事業

資源の有効な利用及保全こそは公共事業の計画及実施の基礎をなす根本的の問題であつて、米國「ニュー・デール」に於て深く研究された課題であつた。我國の公共事業に於ても此の点は今後更に深く考慮せねばならぬ問題である。

資源の利用ばかり考へて、維持培養を怠るときは急速に資源を消耗することは水産や山林等の例に明かなことであり、此の其の施策も更に振興が必要である。又資源の利用を行つても能率的な利用を以て上には如何なる事業などの程度に行ふかを慎重に検討せねばならない。此の考慮に對する詳細な研究は米國の「ナショナル・リソース・プランニング・ボード」の「米國に於ける資源の開発と生産の安定」を参照されたい。(大體省主計局の譯あり)

公共事業計画作成に當り注目すべきことは「自然の統一性保持」である。例へば河川、砂防、開拓、土地改良、道路等の諸種の事業は天々

9-2
125

相互に密接な関係性がある。所が元々統一性ある自然なば殺ふ人間が
自分専門の視野からバラバラに分けて考へる爲に大きな誤謬を生
じてくるのであつて同じ一平の河でも上流では砂防の仕事をやつたり
水力電気を起したりするし下流では洪水防止とか、灌漑や水道の仕事
がある。所が天竺の分野の人が一箇的に問題を取上げたのでは総合性
が缺けてしまふのであつて、我々の河水統制事業の如きは此の見地よ
りすれば未だ甚だ未発達の段階にある。茲に反し米國の「テネシー」
峡谷事業の如きは斯かる意味では劃期的な飛躍を示して
ゐるのであつて、同様の標語である「エドモント」オグ、ネー千エアは
米國以外の諸國をも反省せしめる影響力を持つたのであつた。
公共事業計画は概して計画の一部をなすものであつて、^{テネシー}全般的計画と
地、計画と地方的計画の三指に分けられねばならぬ。現在の我々の
公共事業に於ては亦ズ斯かる段階が充分にできてゐないのである
が今後早急にかかる計画の策定に違ふ必要がある。此の点に於ては

三

四

米國の「ナショナルリゾーションズ」コミッテエの著した國土計画の
地域的因子を参照されたい（八款）
公共事業の様に相当長期に亘つて繼續される事業に於ては、どうして
も長期計画を作成し、その一環としての各年度の計画が更にその都度
再検討を加えられて実施に移されるのでなければならぬ。長期計画
の作成に當つては右に述べた様な諸種の妥議を考慮に入れると共に資
材、資金の長期的見透をついて實現可能な枠内で策定せねばならぬ。
昭和二十二年夏以来公共事業に於ても全般の長期計画の一環として作業
が續けられてゐるから近い機会に纏められるであらう。
米國に於ては一九四三年「ナショナルリゾーションズ」ブランニング
ボードが毎年六箇年計画を更新し、予算高との緊密な連絡の下に之
を年々予算化してゐた。その作成した計画は非常に確感のある優れた
もので國民の支持を得てゐる様であるが我國にも斯かる計画が早く樹
立されることを望まされる。

五 我國の公共事業計画を策定する場合の最大の隘路は科学的調査の致除してあることである。よの調査は保険料を拂ふ様ももので調査なしに工事を始めてとんだ失敗を招くことは我國では枚擧げに遑ない程例がある。本國では「シエルフ」とか「レザボア」と稱して斯かる調査資料を前者に用意しておき、イザ仕事をやるといふ時になつて慌てることのない様に努力が持はれてゐる。我國に於ても昭和三十一年、二十二年、二十三年の公共事業の実施に必要な調査は皆々八割に行はれてゐるが未だ到底不十分であつて、今度一步一步基礎から築き上げていく必要がある。

第十三章 公共事業の所要資材

一 昭和二十二年度の公共事業用割当資材の実績は第四、四半期分未定の爲けつきりとし、概ね左表の様になつて見込である。セメントは如きは当初計画の半分位に減つたけれども同時に事業の方も物価や賃銀の昂騰の別に追加予算の計上額が少く、即定計画の半分位になつたから事業と資材との均衡が保たれたのであつた。

総生産量		公共事業に対する割当見込	
セメント	一、三〇〇、〇〇〇 吨	二二四、二五四 吨	
木材	六六九五、〇〇〇 石	一〇、〇七〇、〇〇〇 石	
鋼材	五七、〇〇〇 吨	三四、三〇〇 吨	

二 昭和二十二年度「セメント」の公共事業用割当の事業別内訳は概ね左記の通りと見る見込である。(單位 吨)

土木 内務省 四六、三四五
厚生省 一、三六〇

9-2
127

復興院	一八三五
港灣	一五〇一〇
澳港船通	四三九〇
農業	七〇九一五
林業	三六九二
庶民住宅	一三四五三
文化厚生施設	七三三二
官公需	八一八
司法省	一〇九五
文部省	六二四
厚生省	一四
労働省	七〇
印刷局	一六三八
復興院	五三三七
鐵道	

通信	六九五〇
下ルコイル特別會計管轄	
印刷局特別會計管轄	二八〇
專売特別會計管轄	八六五
計	二二四二五四

第十二章 「コストベネフィット」の問題

昭和二十一年九月三日閣議決定の「公共事業処理要綱」の施行に
優先順位表に A、B、D の事業は効果発生の時期に長短はあるが必
要品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を與へる事業を意味
するが C の事業は直接生産の増加はないが國民生活に不可欠の運輸、
通信、公安、衛生、教育、社会福祉等の最少限度の要求を充つて極め
て重要なものである。

昭和二十一年度も二十二年度も原則として A、B、C の一部が認定
に際し、D 以下は特に必要を理由を綿密に検討した上、例外的に認定が
與へられた。(例へば関門トンネルの維持工事とか、運輸省の信濃川
第三期発電工事の如きものは、例外的に認定された)

A、B、D の事業の認定を行ふ場合には、同種事業場所の中何處を
送ぶかに付米國の「ナショナル・リン・インジ・プランニング・ボード」
で採用してゐる様な「コストベネフィット・レシオ」の算定を行

92
129

ふ方式を経済安定本部は可能なる限り利用してゐる。例へば二十箇所に于て石野通があるとする。完成迄の總事業費(過去の支出額)は物價指數で現在價格に調整する。所要資材量、及完成後の米の年産高等を計算し、一石当りの事業費を算出する。次に下事業費の回収に何年かかるかといふ事を比較を行ふ。優先順位の場合から採りて認証を行ふ。現在の様に資金、資材不足の時代に於ては新規事業を多くして、どれも中々完成しない様子を避けるのは絶対避くべきであるから、嚴密な計算によつて選択を行ふ必要は甚だ切なるものがある。只問題は経済効果の取り方をどうするかといふことで、事業毎に中々判定がつかないのである。例へば災害を防止する施設の減産防止の効果はどう考へるか、災害が何年に一旦起ると考へるか等の問題がある。又砂防事業の線に下流一帯に効果を及ぼす如き場合には此の効果の算定が簡單に行ひ得ない。

三、C 噸位が事業に於ては石の線は全貯効果の算定が一般に困難であつて

此の場合には決して國民生活に不便を及ぼす限りの事業を、或る程度に分析していかねばならぬ。

又A、Bの事業とCの事業とを如何なる程度に認めざるべきかは實際問題として非常に判定のむづかしい作業を必要とする。事業の需要は山程あるのに資金資材に限度があり、さりとてA、B、C全部認めてCは零にするといふ訳にもいかぬから兩者の均衡をどうするかは具体的に、は中々困難である。

四、併し免れ難斯かる分析によつて認証の正当性を根據づけ得る作業を行ふことは國民の犧牲によつて殺下可能になつた貴重なる資金、資材の使用決定に是非必要であつて、公共事業が政治的取引の具に使せられることを避けるには斯かる準備がなければならぬと思ふ。

第十二章

「コストベネフィットレシオ」の簡題

昭和二十一年九月三日閣議決定の「公共事業処理受領」の辦法にある優先順位表にA、B、Dの事業は効果発生の時期に長短はあるが必ず品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を與へる事業を意味するがCの事業は直接生産の増加はないが國民生活に不可欠の運輸、通信、公安、衛生、教育、社会福祉等の最少限度の要求を充すに極めて重要なものである。

昭和二十一年度も二十二年度も原則としてA、B、Cの一部が認定に依り、D以下は特に必要を理由を綿密に検討した上例外的に認定が與へられた。(例へば関門トンネルの維持工事とか、運輸省の信濃川第三期発電工事の如きものは例外的に認定された)

三 A、B、Dの事業の認定を行ふ場合には、同種事業場所の中何処まで送ぶかに付米國の「ナショナル・リン・インシデ」プランニング・ボード」で採用してゐた様な「コストベネフィットレシオ」の算定を行

此方式を經濟安定本部は可能なる限り利用してゐる。例へば二十箇所に千石計画があるとする。完成迄の總事業費(過去の支出額は物價指數で現在價格に調整する)所要資材量、及完成後の米の年産高等を計算し、一石当りの事業費を算出する。次に、採下事業費の二枚に何年かかるかといふ確率比較を行ひ、優先順位の場所から採用して認証を行ふ。現在の様に資金、資材不足の時代には従に新規事業を多くして、どれも中々完成しない確率に於けるのは絶対避くべきであるから、嚴重な計算によつて選択を行ふ必要は甚だ切なるものがある。只問題は經濟效果の取り方をどうするかといふことで、事業毎に中々判定がむづかしいのである。例へば災害を防止する施設の減産防止の效果をどう考へるか、災害が何年に一回起ると考へるか等の問題がある。又砂防事業の様に下流一帯に效果を及ぼす如き場合には此の效果の算定が簡單に行分得ない。

三

C 順位の事業に於ては石の採下を全消效果の算定が一般に困難であつて

此の場合には果して國民生活に不都合を生ずるものならば、
々に分析していかねばならぬ。

又 A、B の事業と C の事業とを如何なる程度に認めらるべきかは實際問題として非常に判定のむづかしい作業を必要とする。事業の需要は山程あるのに、資金資材に限度があり、さりとて A、B 文全部認めれば零にするといふ誤にもいかねば、両者の均衡をどうするかは具体的に
は中々困難である。

四

併し、兎に角斯かる分析によつて認証の正当性を根據づけ得る作業を行ふことは國民の犧牲によつて採下可能になつた貴重な資金、資材の費用決定に是非必要であつて、公共事業が政治的取引の具に供せられることを避けるには斯かる準備がなければならぬと思ふ。

38

第十三章 公共事業の所要資材

昭和二十二年年度の公共事業用割当資材が実績は第四回半期分未定の爲
 けつさりとけしり、が概水左表の様になる見込である。セメントの
 如きは当初計画の半分位に減つたけれども同時に事業の方も物価や賃銀
 の増騰の用に追加予算の計上額が少く、即定計画の半分位になつたから
 事業と資材との均衡が保たれてゐる。

	総生産量	公共事業に対する割当見込
セメント	一三〇〇,〇〇〇 吨	二二四,二五四 吨
木材	六六,九五〇,〇〇〇 石	一〇,〇七〇,〇〇〇 石
鋼材	五七,〇〇〇 吨	三四,三〇〇 吨

二、昭和二十二年年度のセメントの公共事業用割当の事業別内訳は概水左
 記の通りとなる見込である。(単位 吨)

- 土木 内務省 四二,三四五
- 厚生省 一,三六〇

7-2

133

復興院

港灣

漢港船泊

農業

林業

廢民住宅

文化厚生施設

官公需

一八三五

一五〇一〇

四三九〇

七〇九一五

三六九二

一三四五三

七三三二

八一八

一〇九五

六二四

一四

七〇

一六三八

五一三八七

鐵道

復興院

印刷局

勞働省

厚生省

文部省

司法部

官公需

廢民住宅

文化厚生施設

林業

農業

漢港船泊

港灣

復興院

印刷局

勞働省

厚生省

文部省

司法部

官公需

廢民住宅

文化厚生施設

林業

農業

漢港船泊

港灣

復興院

印刷局

勞働省

厚生省

通信 六九五〇
 丁ルコイル特別會計管轄 一八〇
 印刷局特別會計管轄 二八〇
 專売特別會計管轄 八六五
 計 三二四二五四

303

本

1-11

9-2
P5

昭和三十一年度公共事業費各省別予定額表
経済安定本部

区	分	金額	橋	要
復興内	院	1,682,913,834		
文厚農運子	省	2,953,569,712		
	省	189,536,909		
	省	408,552,082		
	省	370,287,000		
	省	349,861,463		
	省	343,299,000		
	省	75,000,000		
	省	9,500,000,000		
	計			

昭和二十二年度公共事業費事業別定額表

経済年度 本切

区	分	金額	摘要
河砂農林水通灌和伍官	川防築業屋路瑪画宅塔	1,276,107.516	
		87,622,848	
		4,005,819,768	
		372,386,096	
		92,055,000	
		565,777,545	
		349,293,000	
		135,662,390	
		781,980,000	
		196,912,866	

校 所 生 備	406,912,866	
利 務 所	169,536,909	
裁 判 所	385,207,000	
學 校 厚 子	75,000,000	
合 計	950,000,000	

河川関係

所管省	区	分	予算額	摘要
	直轄河川	改良費	236,218,090	直轄河川 837M
	直轄土地造成	事業費	10,427,605	34川
	表大甲河川	改良費	3,100,989	
	高津川	外三河川改良費	8,894,838	
	川中津海岸	防築造費	8,894,838	
	直轄	災害復旧費	42,459,371	南海震災令 25,000,000 9411
	河川	規制調査費	565,690	
	河川	調査費	800,000	
	道府縣	災害指導監督費	184,598	
	道府縣	災害救済費	21,900,000	

火災中間検査旅費補助	115,000	
中小河川改良費補助	20,000,000	171,411
災害防除施設費補助	31,000,600	
河川概別事業費補助	3,500,000	
道府縣災害土木事業補助	805,000,516	南海震災 150,000,000
災害土木事業補助成費	11,624,000	
河川調査費補助	1,000,000	
表大甲河川改良費補助	1,500,000	
土木事業用機械整備費	2,402,000	
計	5,245,128,516	
北海道	30,999,000	
河川	1,296,102,516	
合		

防 災 費

行 務 省	区	办 事 費 額	備 考
11	直轄 砂防事業補助 地方砂防事業補助 災害対策砂防事業補助 砂防調査費	19,822,848 52,260,000 14,640,000 900,000 87,622,848	

農業関係

所 属 省	区 分	予 算 額	摘 要
農 林 省	緊急開拓施設(2億5千万)	2,600,512	
	人事費	209,160	
	事務費	8,000,000	
	地租	1,595,938,420	
	農業機械其他購入費	144,000,000	
	農用機械其他購入費	1,074,984,000	
	開墾費	36,500,000	1,148町歩
	開墾費	849,600,000	60,000町歩
	開墾費	1,888,880,000	20,000町歩
	開墾費		

關隘地改良費	81,600,000	
代 行 道 路 費	59,915,600	
幹 拓 費	60,000,000	
官 署 費	105,442,820	
官 署 修 繕 費	6,310,000	
官 署 新 築 費	4,210,000	
官 署 管 理 費	3,960,000	
官 署 助 助 費	250,000	
官 署 補 助 費	2,100,000	
官 署 小 關 道 路 費	330,548,000	
	132,216,000	
	15,152,000	

住宅建設費	135,000,000	30,000戸
住宅同業建設費	22,900,000	900棟
住宅同業建設費	13,500,000	3,000戸
住宅同業建設費	14,000,000	100戸
住宅同業建設費	1,943,400,092	
住宅同業建設費	689,962	
住宅同業建設費	152,880	
住宅同業建設費	541,993,600	
住宅同業建設費	183,540,480	126,965町步
住宅同業建設費	840,151,600	21,455町步
住宅同業建設費	25,400,600	980,000箇

内務省	排水工事	24490.240	14400町歩
	灌漑	158064.958	60995町歩
	地方財政補助	64480.362	28800町歩
	計	280000	
	農業水利事業主要施設費	540116.242	
	災害耕地復旧防止施設費	131522.696	
	災害対策特別補助	234099.999	
	災害防止施設	8091.600	
	計	446668.397	
	蚕糸試験場復旧費	1000.000	

關土	676,425.381	
地改	263,947.000	
計	940,372.381	
合	4,005,819.568	

林業関係

所管省	区	分	予算額	摘要
農林省	区	森林治水事業に要する経費	64,121,369	
		災害防止林業施設に要する経費	52,195,506	
		災害應急並復旧に要する経費	29,954,494	
		泉地開発並森林施設に要する経費	61,420,385	
		国有林開闢施設に要する経費	80,998,786	
		造林計画実施に要する経費	41,845,536	
		森林害虫防除施設に要する経費	2,000,000	
		南海地方震災復旧に要する経費	4,000,000	
		国有林水害救済復旧に要する経費	4,000,000	
		計		362,436,096

内務省	北海道		
	北海 道 民 有 林 施 設 費	10,050,000	
	合	392,386,096	

水産関係

所管省	区	分	子	算	額
農林省	人事	衆議院及船舶設備口要子経費		356,000	
		漁船燃料費補助		186,000	
		船舶燃料費補助		24,464,000	香取縣 香取外 62 港分
		船舶燃料費補助		13,589,000	若崎外 55 港分
		船舶燃料費補助		1,697,500	
		船舶燃料費補助		40,283,500	
		船舶燃料費補助		8,000	
	衆議院其他費用		858,650		

内務省	計	計	計
	新設地方震災救済二十年度風水害復旧 12年度支子子事務費 10,000	19,990,000	8,594,500
	豫悉風地南海地方震災復旧補助 費 2,000,000	22,000,000	
	豫悉其他二十年度風水害復旧補助 費 22,000,000		
	此 24,192,000		
	兼港及船入關稅致 費 92,055,000		
	合 計		

道路関係

内務省	区	分	子	算	額	橋	要
	直轄国道改尺費	地方土木事業費補助	2,13	283,060	38	国道	
	道路改良費補助	道路網調査費	1,55	525,584			
	生産都市再建整備事業費補助		2,69	0,000			
	針		4,8	001,201			
	北		42,0	180,525			
	道		1,45	592,000			
	合	針	5,65	997,565			

内務省	北海道的計	計	摘要
	港湾修築費補助	176,824,000	横浜港外 31港
	港湾敷設復旧費補助	53,398,000	長崎港外 6港
	港湾災害復旧費補助	8,019,000	
	港湾陸上設備費補助	8,010,000	横浜港外 15港
	港湾維持 補修費補助	5,420,000	" 39港
	地方港湾改良費補助	8,798,000	神戸港外 40港
	港湾災害實土木費補助	18,648,000	青森縣外 23府縣
	49,162,000		
	計	328,279,000	
	北海道的計	21,014,000	
	合計	349,293,000	

都市計画関係

所管省院	区分	予算額	摘要
復興院	街路事業費補助	40,920,000	
	河川水路事業費補助	8,720,000	
	水道事業費補助	4,520,000	
	下水道事業費補助	4,150,000	
	瓦斯事業費補助	2,500,000	
	鉄道軌道事業費補助	1,750,000	
	電線整備事業費補助	750,000	
	連絡街路整備事業費補助	11,420,800	
	水道復旧事業費補助	23,327,920	
	下水道復旧事業費補助	6,000,000	

内務省	機械恩與整備費	11,893,600	計
	公衆便所設置事業補助	1,152,960	
	火葬場復旧事業補助	810,000	
	復興土地區画整理補助	602,740,200	
	計	720,664,680	
	特殊地方規程事業整備補助	15,004,710	
		735,669,390	

住宅関係

所管省	区	分類	予算額	摘要
被災復興院	被災復興院	災害復旧補助費	4,720,000	
		危険事復旧補助費	977,260,000	
		計	981,980,000	

官廳營繕關係

所管省	区	介	千 拜 類	橋	要
戰災復興院	大	省			
	造復	他費	198,500		
	帶日	共	859,200		
	馬路	共	3,642,700		
	工事	及	2,998,700		
	運運	場復	239,095		
	内閣	回場	328,630		
	戰災	其	5,498,680		
	復興	他新	143,980		
	院會	港	14,907,285		
	同管	所			
	管維	修			
	探復	外三			
	築舍	件			
	園檢	其			
	檢廠	他			
	造試	新			
	驗所	五			
	其	營			
	他	復			
	計	工			

外務省 自動車及庫復旧 計	840,000	
司法省 外務省自動車及庫復旧 計	100,786,200	最高裁判所庁舎其他復旧
文部省 農林省 計	1,265,694	
農林省 農林本省庁舎其他復旧 計	6,805,800	
陸軍省 陸軍省研究費 計	564,700	
陸軍省 陸軍省研究費 計	3,250,500	
陸軍省 陸軍省研究費 計	2,090,200	
陸軍省 陸軍省研究費 計	502,300	
陸軍省 陸軍省研究費 計	13,213,500	

工務省 工務省 計	1,064,300	
工務省 工務省 計	746,600	
工務省 工務省 計	493,900	
工務省 工務省 計	969,500	
工務省 工務省 計	703,121	
工務省 工務省 計	26,027,574	
工務省 工務省 計	31,446,995	
運輸省 運輸省 計	6,398,600	
運輸省 運輸省 計	1,163,400	
運輸省 運輸省 計	746,500	

昭和二十二年年度公共事業勞務調

第一類		一般會計		區
河川	砂防	農業	小計	分
北海道	本州	本州	北海道	實人員
本州	北海道	小計	本州	延人員
一六七七三〇	三九九〇	一七一二〇	一〇、〇六〇	四九、三六九、〇〇〇
九八二、六五二	一二五、五七五	一一〇、八二七	一二三、七九七、四四五	七二九、四〇〇
二、九〇七、〇〇〇	二二〇、四八七、二四	一四、五八四、一六九	五〇、〇九八、四〇〇	二、九〇七、〇〇〇
二、九〇七、〇〇〇	二二〇、四八七、二四	一四、五八四、一六九	一、一〇八、二二七	二、九〇七、〇〇〇

第三類			港		合	
都市計畫	住宅營繕	厚生	港灣	計	計	計
本	本	本	小	本	北海	小
土	土	土	計	土	道	計
三〇三、二〇七	一九三、九〇五	四七、五八〇	六一、七二二	六、一七二	五二、九五二	三三、七三一
八五、八七七、〇七七	五八、三六一、二七一	一三、三七五、五二八	一四、一四〇、二七八	一、八二八、一八〇	一五、五三四、四八一	九、八一六、八六一
				一、一〇〇	七、二六四	一、一〇〇
				一九、二〇一	四五、六八八	一九、二〇一
				四、五、六、八、八	七、二六四	四、五、六、八、八
				五、七、一、七、六、二、〇	七、二六四	五、七、一、七、六、二、〇
				一、三、七、〇、六、三、〇、一	七、二六四	一、三、七、〇、六、三、〇、一
				一、八、二、八、一、八、〇	七、二六四	一、八、二、八、一、八、〇
				一、五、五、三、四、四、八、一	七、二六四	一、五、五、三、四、四、八、一

第二類			水		林	
道路	合	水	水	林	水	林
路	計	產	產	業	業	業
北海	本	小	北海	本	小	北海
道	土	計	道	土	計	道
六、一六四	二七、五八七	一、三五四、三三六	一、二二一、九〇八	一、四六二、〇	四八、三六九	四六、八四六
一、五四一、〇六四	八、二七五、八〇一	二、一、二、〇、六、四、四	一、八八、七九五、〇五五	三、三、一、六、〇、〇、〇	九六、八五、〇、七、五	九四、〇五、六、一、〇
			二、三、三、二、五、五、八、九	二、六、八、〇、〇、〇	二、七、九、四、六、五	二、七、九、四、六、五
			二、一、二、一、二、〇、六、四、四	三、五、八、四、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇
			一、八、八、七、九、五、〇、五、五	二、六、八、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇
			一、二、二、一、二、〇、六、四、四	三、五、八、四、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇
			二、三、三、二、五、五、八、九	二、六、八、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇
			一、八、八、七、九、五、〇、五、五	二、六、八、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇
			一、二、二、一、二、〇、六、四、四	二、六、八、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇	三、三、一、六、〇、〇、〇

合 般 会 計		特 別 会 計		鐵 道		通 信		總 計	
本 土	北 海 道 計			本 土	小 計	本 土	小 計	本 土	北 海 道 計
一、五七〇、八〇三	一、三九六、九二			九三、八〇〇	一、二〇、八〇〇	二七、〇〇〇	一、六九一、六〇三	一、三九六、九二	一、八三一、二九五
二、八八、三七八、四三三	三、五、一五三、七九九			二八、一四〇、七〇〇	三、三、五四〇、七〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	三、二、九一、九一三	二、五、一五三、七九九	三、四七、〇七三、九〇二

17

昭和二十二年度公共事業費認証額一覽表(95億の分)

行名種別	予算額	計			計	保留分	差引残額
		第一四半期	第二四半期	第三四半期			
職文復興院	-						
都市計画	725,384,680	221,857,910	220,650,322	119,095,709	561,603,941		163,780,739
住宅	777,260,000	172,764,038	240,600,000	116,475,404	529,839,442		247,420,558
官廳管轄	120,333,767	89,272,69	44,141,284	27,657,211	80,725,764	6,391,560	39,608,003
計	1,622,978,447	403,549,217	505,391,606	263,228,324	1,172,169,147		450,809,300
内務省							
河川	1,289,345,228	635,673,377	1,186,753,075	1,303,655,400	3,126,081,852		1,836,736,624
砂防	87,622,848	25,995,000	21,881,348	26,796,000	74,672,348		12,950,500
道路	542,777,545	190,692,543	196,667,265	110,745,000	498,104,808		44,672,737
都市計画	15,004,710	7,503,000	7,501,710	6,000,000	21,004,710		6,000,000
計	1,934,750,331	859,863,920	1,442,803,398	1,447,196,400	3,719,863,718		1,785,113,387
司興省	203,444,721	57,525,030	68,774,578	26,957,220	153,256,828		50,187,893
文部省	406,552,082	85,100,326	106,292,968	48,914,771	240,308,065		166,244,017
厚生省	28,368,000	5,998,100	7,797,690	8,581,160	22,376,950		5,991,050
農林省							
農業	4008,225,768	1,204,235,833	1,360,603,383	770,161,500	3,335,000,716		673,225,052
山林	372,386,076	40,513,764	68,620,248	72,225,000	181,359,012		191,027,064

(1)

裏面白紙

9-2
155

行名	種目	予算額	記 帳			内 計	保 留 分	差引残額	
			第一四半期	第二四半期	第三四半期				
水	産	92,553,000	24,091,020	27,598,329	19,236,000	73,025,349		19,029,651	
蚕	糸	1000,000	293,000	250,000		543,000		457,000	
	計	4,473,661,844	1,269,133,617	1,459,171,960	861,622,500	3,589,928,077		883,738,767	
運	輸	省	364,293,000	108,415,550	167,561,270	80,481,300	356,458,120		7,834,880
商	工	省			6,000,000		6,000,000		6,000,000
勞	働	省	341,914,000	93,167,255	98,333,655	41,747,225	233,247,535		108,671,465
予	備	費	124,027,575						124,027,575
	計	9,500,000,000	2,882,753,615	3,832,126,525	2,778,728,900	9,493,608,440	6,391,560	6,391,560	

(2)!

裏面白紙

37

昭和二十二年公共事業の補助率一覧表

一 河川関係

直轄河川改良費及直轄災害土木費

一 應工事費全部歳出面に出るが國の究局の負担は総工事費より府縣内の地價総額の十分の二五を控除した額に対し三分の二を占め、三分の一は府縣より分担金として國の歳入に取る。

北海道國費河川（石狩、十勝、天塩川） 全額國費

中小河川改良費補助

工事費より府縣内の地價総額の十分の二五を控除した金額に対し、二分の一を國が府縣に対して補助するのが通例であるが、財政的に豊か府縣にあつては二分の一以下のことがある。例へば東京は五分の一、大阪は市内五分の一、市外三分の一、兵庫は三分の一と居る。

9-2

157

北海道地方河川改修費

事業費及事務費の五割補助、残りの五割は北海道地方費負担

災害防除

國は三分の一を補助するのが通例で場合によつては三割や二割のこ
ともある。尚府縣が残余を負担するのが通例だが場合に依つて市
町村も若干負担することがある（例へば大雨雨は五分の一を負担し
ておる）

府縣災害土木費補助

府縣災害土木費より府縣地租の七分の二を控除した額の三分の二以
内を補助する。但し特に高率補助の認めらるることもある。
府縣災害土木費とは右の通り計算する

災害復旧助成

中小河川改良工事の別に準じ総額の二分の一を國が補助し残余の二

今の一は府縣が負担する

河水統制

総額の本を國が補助し残余の五分の一は府縣が負担するが府縣は受
益者より分担金をとることが多い

河川調査費

國が五分の補助をする

二 砂防関係

砂防関係

一應工事費の総額を國の支出に出るが國の定局の負担は工事費の三
分の二で、三分の一は府縣より分担金として國の歳入に返る

府縣砂防補助

工事費の三分の二を國が府縣に付して補助する

砂防調査費補助五割補助

三 道路関係

(四) 内地の道路

(一) 重要国道改良

一應工費費総額が國の歳出に現けれるが、國の究局の負担は三分の二で、三分の一は府縣より分担金として國の歳入に取る

(二) 府縣道、市道及町村道改良

國は工費費の二分の一補助する

(三) 生産都市町村支那等事業費補助

國は補助は二分の一で、余とは通常課が六分の一、市町村が三分の一を負ふ

(四) 重要国道(内地)

昭和二十二年度、公共事業費を多く終然処理費で支弁して居るが改良は三分の一、補修は三分の一の補助である尤も重要分は一應金を出して此の差との差を賦から徴入して支上げらるる

(2) 北海道の道路

(一) 一般道路と日國道と地方費、名産上の地等から従来國費で支弁して居るもので日國道に少く幹線と謂ひ、夫以外の國費を年分は二級道路といふ、一級道路には左のものがある

(1) 國道

函館 札幌向國道四段東京札幌の一級分……一級一級線
札幌 旭川向國道二七段(東京函館若小松札幌旭川の一部)一級一級線

宇蘭若見澤向國道二八段……一級三級線

(2) 國道に次ぐ幹線

旭川 稚内間……一級四級
滝川町 根室間……一級五級
旭川 和村間(根室附近)……一級六級
長萬部 室蘭間……一級七級
札幌若小松間……一級八級

(一) 二級道路は一級道路以外の道路で國費を充てずるものを謂ひ二十條あり(地方費道の大部分と準地方費道の如く重要なるものがある)
(二) 其の他の道路

(1) 町村道は維持補修は地方費支弁であるが改良に付て國費支弁とする場合があることに付て(一) 改良に付て國費支弁とした道路は七年間の維持補修を國費のみすることになつてゐる
市道は改良維持補修共地方費である

(2) 生産物搬出道路
生産物搬出に必要なる道路の改良に付ては國費のみ月い地方費道は準地方費道に付て國費に付し二分の一を補助し 市町村に付ては道廳を以て市町村に六分の一を補助する

(3) 南巧道路
緊急南巧上必要なる道路は全額國費である
(四) 進駐軍道路

改良 維持補修は三分の二 補修は二分の一の補助であるが 運送事業に於ては應急輸送出し、此の並との差額は運送より募入として取上げける

第六 農業関係

事業名	国庫補助率	府県負担率	市町村負担率	其他	備考
大規模農業水利	10/100	40/100	1	1	国庫補助率中に事務費を含む
新設管用排水	50/100	40/100	1	1	
第五次土地改良					国庫補助率中に事務費を含む
(1) 費用公夫施設					
總括揚水	57/100				
田排水	53/100				
農道	42/100				
(2) 倉庫	47/100				
(3) 客地整理	45/100				
(4) 耕地整理	42/100				

災害種別	昭和十八年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
水害	50/100	65/100	35/100	35/100
旱害	50/100	65/100	35/100	35/100
其他	50/100	65/100	35/100	35/100

(公共施設)
 愛媛 45/100
 徳島 30/100
 和歌山 30/100
 香川 25/100
 高知 10/100

昭和二十一年 商港被害

鉉業被害
 小用
 南拓道
 住宅
 共同作業場 共同井戸
 国民学校分校場

	100/100	100/100	30/100	50/100	40/100	90/100
						10/100
				50/100	50/100	
			70/100	50/100	60/100	
	国庫補助並中に事務費を含みます					90/100 中六割は国に付しと差賦増進させる 全右

北海道南港費補助

事業費の五割補助

北海道暗渠及暗渠排水及客土工事補助

事業費の五割補助

北海道河川工事費補助

幹線は事業費の四割補助

改良工事は普通は事業費の四割補助だが財政上理由あるものは三分の二補助

北海道水運上昇施設費補助

事業費の五割補助

第七 林業関係

北海道北天然 撫育及林道南 費補助	造林計画	林道民造林	林道奥地	災害防止	災害救助	森林治水
1/4	40/100	30/100	60/100	50/100	60/100	60/100
	/	20/100	10/100	50/100	40/100	40/100
	10/100	50/100	30/100			
	50/100	50/100	30/100			

国産補助額中に事務費を含む

第八 都市計画関係

復興土地画整理事業

八割補助(二十年度は清掃整地九割だったが二十一年、二十二年度は全部八割)特別都市計画法四條及同施行令九條参照
 災りに付罹と市が概ね一割迄を負担するが畢竟重々都市分担する場合に付必ずしも一割迄とならぬ場合がある
 事務費は昭和二十一年度は二割五分であったが本年は五分としてその外に地地費として坪三四を認めた

街路事業

3/4以内と施行令九条に決めてあるが、実際には幹線(ニロメートル以上)但五大都市は二五メートル以上)は3/4、それ以外の街路は1/2である
 残りは縣と市町村が約半分担する

上水事業

1. 以内と施行令九条にきめてある。残りの2/3は縣と市町村が概ね
2. 村八位の比で負ふ

下水事業

2/3 以内と施行令九條に記めてある。残りの1/3は縣と市町村が概ね
= 村八位の比で負ふ

河川水路事業

3/4 補助。残りの1/4は概ね縣と市町村とで負ふ
ガス事業、鉄道事業及電線整備事業

1. 補助。残りの2/3は縣、市町村、会社で分担する。市町村がやる
時に市と会社は分担するが縣分担しないことあり

連絡街路整備事業

1. 2 補助。残り1/2は縣が一部分担することもあるが大部分は市町村が負

担する

水道應急復旧事業

1. 2 補助。残り1/2は市町村がもつことが多く縣がもつことは殆んどない

下水應急復旧事業

2/3 補助。残りの1/3は市町村がもつことが多く縣がもつことは殆んどない

公衆便所設置事業

2/3 補助。残りの1/3は市が負担する事務費は六三・一ニ%

火葬場復旧事業

1. 2 補助。残りの1/2は市が負担。事務費は六六%

罹災危険建築物処理事業費

3/4 補助。残り1/4は縣と市町村が負ふが縣の方が稍負担が多い

住宅復興助成金



4

昭和二十二年公共事業費追加予算区分表

区 分	九十五年度のとき	追加予算	計	考
単價増の分	7,977,428.931	874,156,000	882,133,428.931	
災害関係の分	1,398,543.494	3,547,750,400	4,946,293,894	
新規計画の分	—	824,314,600	824,314,600	
手 廩 費	124,027.575	—	124,027.575	
計	9,500,000.000	5,246,221,000	14,746,221,000	

(1)

裏面白紙

9-2
158

追加予算省別種目別総括表

省名	種目	本予算	追加予算内訳				合計	概要
			専横増分	災害関係	新規分	計		
教育復興院	都市計画	720664680	270000000	330000000		600000000	780664680	
	住宅	781980000	601580000	579370000	58460000	1239410000	905921000	
	官廳營繕	120333767			462000000	462000000	166533767	
	小計	1622978447	871580000	709370000	520460000	2301410000	1753119447	
内務省	河川	1276107516	797800000	2437260000	12720000	2529760000	3805847516	
	砂防	87622848	78670000	126500000		205170000	108139848	
	道路	522777545	608400000	354354000	430806000	1393560000	182133545	
	都市計画	15004710			101200000	101200000	25124710	
	官廳營繕	13237712					13237712	
小計	1934750331	1484870000	2425345400	659206000	2699753000	4634502331		
司法省	司法	154942843	200000000		180380000	200380000	174980843	
	裁判所	48501878					48501878	
	小計	203444721	200000000		180380000	200380000	223482721	
文部省	学校	406552082	743000000	277720000	165400000	517420000	458294082	
	大ニ制				556000000	556000000	556000000	
	小計	406552082	743000000	277720000	572540000	607742000	1014294082	
農林省	農業	4005819768	4263410000	7948250000	42360000	12254020000	5231221768	
	山林	372336076	809610000	615140000		1424750000	514861076	
	水産	80273480	202020000	323730000		525950000	132868480	

(2)

裏面白紙

省名	種目	本予算	追加予算内訳				合計	概要
			単履増分	災害関係	新規分	計		
	管 轄	3,406,000	900,000	100,000	6,800,000	7,200,000	11,206,000	
	小 計	44,617,853.24	5,284,040,000	822,832,000	11,036,000	14,282,722,000	5,890,157,324	
厚生省	管 轄	20,168,000			274,000,000	274,000,000	47,568,000	
	産 生	8,200,000		3,105,000		3,105,000	11,305,000	
	小 計	28,368,000		3,105,000	274,000,000	30,505,000	58,873,000	
運輸省	港 考	376,074.520	63,022,000	5,759,000	60,465,000	175,246,000	551,320.520	
商工省	商 工				14,369,000	14,369,000	14,369,000	
労働省	失業対策	334,719,000	37,655,000			37,655,000	372,574,000	
	管 轄	7,000,000			2,500,000	2,500,000	9,500,000	
	小 計	341,919,000	37,655,000		2,500,000	40,155,000	382,074,000	
	予備費	124,027,575					124,027,575	
	合 計	2,500,000,000	874,156,000	3,547,750,400	824,314,600	5,246,221,000	14,741,221,000	
備 考								

(3)

裏面白紙

院災復興院

事業名	本予算	追加予算			合計
		単履増分	災害関係	新規分	
(都市計画)					
復興土地区画整理事業補助	6,274,020	1,350,000		1,350,000	6,162,402
街路事業補助	4,072,000	7,200,000		7,200,000	4,812,000
河川水路補助	8,720,000	3,000,000		3,000,000	11,720,000
水道補助	4,520,000	1,000,000		1,000,000	5,520,000
下水道	4,150,000	800,000		800,000	4,950,000
瓦葺	2,500,000	1,000,000		1,000,000	3,500,000
鉄道軌道	1,750,000				1,750,000
電線整備	750,000	500,000		500,000	1,250,000
連絡街路整備	11,420,000				11,420,000
水道復旧	23,327,920				23,327,920
下水道復旧	6,000,000				6,000,000
公衆便所設置	1,162,960				1,162,960
火葬場復旧	810,000				810,000
機械器具整備費	11,893,000				11,893,000

(4)

裏面白紙

171

事業名	本予算	追加予算			合計
		単費増分	災害関係	新規分	
街路災害復旧事業補助			5,000,000		5,000,000
排水場			12,000,000		12,000,000
上下水道			16,000,000		16,000,000
小計	720,664,680	27,000,000	33,000,000		780,664,680
(住宅)					
罹災危険建築物処理	472,000	736,000	0	0	736,000
住宅復興助成	777,260,000	67,422,000	0	0	594,220,000
コンクリートアパート	0	0	0	584,600	584,600
罹災者収容施設	0	0	57,937,000	0	57,937,000
小計	781,980,000	60,158,000	57,937,000	584,600	905,921,000
(官廳管轄)					
各廳々舎復旧其他	120,333,767	0	0	0	120,333,767
大蔵省廳舎増築	0	0	0	550,000	550,000
会計検査院廳舎	0	0	0	500,000	500,000
商工省木挽町分室新築	0	0	0	420,000	420,000

15

裏面白紙

172

事業名	本予算	追加予算内訳			合計
		増分	関係	新規分	
名古屋地方商工局廉舎新営	0	0	0	7,000,000	7,000,000
機械試験所名古屋支所	0	0	0	1,500,000	1,500,000
内閣統計局廳舎新営	0	0	0	5,400,000	5,400,000
財務局及稅務署新営	0	0	0	20,000,000	20,000,000
地方経済安定局廳舎新営	0	0	0	1,500,000	1,500,000
小計	120,333,767	0	0	46,200,000	166,533,767
合計	16,229,784,447	27,158,000	90,937,000	52,046,000	16,349,925,447

(8)

裏面白紙

内務省

事業名	本予算額	追加予算内訳			合計
		単價増分	災害関係	新規分	
(河川)					
直轄河川改良費	236,218,090	43,628,000			279,846,090
直轄土地改良事業費	10,427,605	4,060,000			14,487,605
表六甲河川改良費	3,100,989	900,000			4,000,989
高次川外三川改良費	8,057,819	4,000,000			12,057,819
川下沖海岸堤防築造費	9,894,838				9,894,838
北海道(国費)災害復旧費	18,000,000		15,000,000		33,000,000
直轄河川災害復旧費	17,459,371	860,000			18,319,371
直轄河川震災復旧費	25,000,000		9,450,000		34,450,000
河水統制調査費	774,133	717,000			1,491,133
河川調査費	591,557				591,557
道府縣災害指導監督費	273,449	110,000			383,449
道府縣災害旅費	200,000	200,000	500,000		900,000
南海震災旅費	90,000	90,000			180,000
災害中間検査旅費	115,000	115,000			230,000
中小河川改良費補助	70,000,000	7,000,000			77,000,000

(2)

裏面白紙

事業名	本 金 予 算 額	追 加 予 算 内 訳			合 計	
		單位増分	災害関係	新規分		
災害防除施設費補助	51,000,000	4,000,000	12,000,000		16,000,000	47,000,000
河水統制事業費補助	3,500,000	3,000,000			3,000,000	6,500,000
道府縣災害土木費補助	636,919,665	—	650,559,800		650,559,800	1,287,479,465
災害土木事業助成費	11,624,000	2,500,000			2,500,000	14,124,000
河川・湖沼費補助	1,000,000	—			—	1,000,000
表六甲河川改良助成費	1,500,000	600,000			600,000	2,100,000
道府縣震災復旧補助費	150,000,000	—	19,649,478		19,649,478	217,649,478
道府縣災害旅費補助	1,500,000	—	2,860,000		2,860,000	4,360,000
南海震災旅費補助	400,000	—			—	400,000
北海道河川改良費	30,979,000	8,000,000			8,000,000	38,979,000
昭22.4月迄 直轄河川 北海道(自費) 道府縣			51,000,000		51,000,000	51,000,000
			49,669,409		49,669,409	49,669,409
			163,783,323		163,783,323	163,783,323
福岡縣鉾倉復旧土木費			18,004,900		18,004,900	18,004,900
直轄河川木曾川上流官圃水路				5,000,000	5,000,000	5,000,000
直轄土地造成十三湖				7,000,000	7,000,000	7,000,000
昭22.6月-7月迄 直轄河川 北海道(自費) 道府縣			522,081,000		522,081,000	522,081,000
			79,200,000		79,200,000	79,200,000
			793,500,000		793,500,000	793,500,000

(8)

裏面白紙

事業名	本予算額	追加予算内訳				合計
		單位増分	災害関係	新規分	計	
土木機械整備費	7472,000					7472,000
北海道(拓道関係)事務費				720,000	720,000	720,000
小計	1,276,107,516	77,780,000	2,437,266,000	12,720,000	2,529,766,000	2,805,867,516
(砂防)						
直轄砂防	19,822,848	1,467,000			1,467,000	21,289,848
府県砂防	52,260,000	4,800,000			4,800,000	57,060,000
災害対策砂防	14,640,000	1,600,000	10,000,000		11,600,000	26,240,000
砂防調査費	700,000					700,000
直轄砂防災害復旧			2,650,000		2,650,000	2,650,000
小計	87,622,848	7,867,000	12,650,000		20,517,000	108,139,848
(道路)						
生産都市再建整備	48,701,201	1,900,000			1,900,000	50,601,201
直轄国道改良	190,289,344	35,528,000			35,528,000	225,817,344
府県道路補助	155,520,000					155,520,000
北海道道路	145,597,000	23,412,000		4,752,000	28,364,000	173,961,000
道路調査費	2,670,000					2,670,000
石炭輸送道路補助				35,000,000	35,000,000	35,000,000

(9)

裏面白紙

事業名	本予算額	追加予算内訳				合計
		単価増分	災害関係	新規分	計	
四州炭鉱地整備				1,128,000	1,128,000	1,128,000
新潟別炭鉱地整備				1,000,000	1,000,000	1,000,000
北海道管内分担金				1,000,000	1,000,000	1,000,000
直轄国道災害			35,435,400	0	35,435,400	35,435,400
合計	542,777,545	60,840,000	35,435,400	080,600	139,356,000	682,133,545
(都市計画)						
特殊地下土木施設整備	15,004,710					
飯田市都市計画				6,000,000	6,000,000	21,004,710
小計	15,004,710			4,120,000	4,120,000	4,120,000
震災建物復旧費補助	13,237,712			10,120,000	10,120,000	25,124,710
						13,237,712
合計	1,934,754,331	148,489,000	248,345,400	65,420,600	2,699,753,000	4,634,503,331

(10)

裏面白紙

177

司法省及裁判所

事業名	本予算	追加予算内訳				合計
		単価増分	災害関係	新規分	計	
(司法省関係) 刑務所其他	154,942,843	2,000,000	0	18,038,000	20,038,000	174,980,843
(裁判所関係) 裁判所其他	48,501,878	0	0	0	0	48,501,878
合計	203,444,721	2,000,000	0	18,038,000	20,038,000	223,482,721

(4)

裏面白紙

文部省

事業名	本豫算額	追加豫算内訳				合計金額
		追加増分	災害関係	新規分	計	
(學 校)						
直轄學校其他戰災能補修	65,020,315	6,230,000	0	12,689,000	18,919,000	83,939,315
直轄學校其他建物緊急整備	16,186,677	1,200,000	0	3,851,000	5,051,000	21,237,677
直轄學校南海震災復旧	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
直轄學校二十二年水害復旧	0	0	1,278,000	0	1,278,000	1,278,000
小 計	91,206,992	7,430,000	1,278,000	16,540,000	25,248,000	116,454,992
公立學校其他建物戰災復旧補助	282,846,069	0	0	0	0	282,846,069
公立學校建物風水害復旧補助	10,499,021	0	0	0	0	10,499,021
公立學校建物南海震災復旧補助	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000
体育運動場設置補助	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
公立學校二十二年水害復旧補助	0	0	26,494,000	0	26,494,000	26,494,000
小 計	315,545,090	0	26,494,000	0	26,494,000	341,839,090
計	406,552,082	7,430,000	27,772,000	16,540,000	51,742,000	458,294,082
(六 三 制)						
公立六三制學校建物整備補助	0	0	0	556,000,000	556,000,000	556,000,000
合 計	406,552,082	7,430,000	27,772,000	572,540,000	607,742,000	1,014,294,082

U2)

裏面白紙

農 林 省

	本 預 算	追 加 預 算 內 容			合 計
		單 獨 增 分	父 老 肉 係	新 規	
(農 業)					
本省人件費事務費	23,216,314	33,360,000			56,576,314
國 營 南 壑	36,500,000	13,500,000			50,000,000
委 託 南 壑	1,239,795,600	125,100,000			1,364,895,600
補 助 南 壑	147,348,000				147,348,000
國 營 干 涸	164,984,000	48,242,000			213,226,000
適 地 調 査	8,000,000	9,602,000			17,602,000
第五次土地改良	541,993,600	31,128,000			573,121,600
國 營 農 業 水 利	21,500,000	6,120,000			27,620,000
營 團 營 農 業 水 利	31,500,000	34,667,000			66,167,000
府 縣 營 用 排 水	68,621,600	20,483,000			89,104,600
農 用 機 械 購 入	144,000,000				144,000,000
機 械 管 理 所 支 所 建 設	2,100,000				2,100,000
國 營 農 業 水 利 新 營	566,666	1,359,000			1,925,666
干 拓 營 繕	4,210,000				4,210,000
干 拓 準 備 調 査	712,500	2,138,000			2,850,500

(13)

裏 面 白 紙

	本 予 算	追 加 予 算 内 訳			合 計
		單 価 増 分	災 害 内 係	新 規	
住宅其他建設	183,200,000	12,000,000			195,200,000
初年度地改良地方財補助	280,000				280,000
農業水利調査費				2,236,000	2,236,000
災害耕地復旧	433,610,507		270,201,000	270,201,000	703,811,507
農業被害耕地復旧	8,091,600				8,091,600
災害防止施設	4,437,000				4,437,000
香川縣農事指導所	180,000				180,000
蚕糸試験場	1,000,000				1,000,000
22年四月災害			74,168,000	74,168,000	74,168,000
22年六七九月災害			450,456,000	450,456,000	450,456,000
補助			440,456,000	440,456,000	440,456,000
直轄			10,000,000	10,000,000	10,000,000
22年旱害応急費					
北海道南発	676,425,381	78,642,000		78,642,000	755,067,381
北海道土地改良	263,747,000	10,000,000		10,000,000	273,747,000
北海道土地改良調査費				2,000,000	2,000,000
合 計	4,005,819,768	426,341,000	794,825,000	4,236,000	5,231,221,768

(14)

裏面白紙

事業名	本豫算	追加豫算内訳			合計
		前増分	災害関係	新規分	
(山林)					
造林計画	41,845,536	14,102,000		17,602,000	59,447,536
森林治水事業	64,121,369	9,152,000		9,152,000	73,273,369
災害防止林業施設	32,195,506	11,968,000		11,968,000	64,163,506
民有林間帯施設	80,793,786	17,600,000		17,600,000	98,393,786
奥地間帯民有林施設	61,420,385	17,600,000		17,600,000	79,020,385
北海道民有林施設	10,050,000	7,039,000		7,039,000	17,089,000
その他	37,954,494				37,954,494
南海地方震災復旧	24,000,000		9,000,000	9,000,000	33,000,000
昭和二十二年度 災害復旧			52,514,000	52,514,000	52,514,000
小計	372,386,076	80,961,000	61,514,000	142,475,000	514,861,076

(15)

水 産

事 業 名	本 豫 算	追 加 予 算 内 訳			合 計
		増 補 増 分	災害肉係	新規分	
漁 港 修 築	25,006,000	10,300,000	-	-	35,306,000
船 溜 設 備	15,277,500	5,402,000	-	-	20,679,500
北 海 道 漁 港	9,395,480	4,500,000	-	-	13,895,480
漁 港 其 他 災 害 復 旧 (週 年 度 災 害)	30,594,500	-	21,713,000	-	52,307,500
同 上 (22 年 夏 季 災 害)	-	-	10,680,000	-	10,680,000
計	80,273,480	20,202,000	32,393,000	-	132,868,480

(16)

裏面白紙

183

事業名	本予算	追加予算内訳			合計	
		單価増分	災害関係	新規分		
(学 務)						
北海道畜産部	3406.000	900.000	0	0	900.000	4306.000
地方水産試験所復旧	0	0	0	4000.000	4000.000	4.000.000
園芸試験場本場拡充	0	0	0	2800.000	2.800.000	2.800.000
畜産試験所復旧	0	0	100.000	0	100.000	100.000
小 計	3406.000	900.000	100.000	6.800.000	1.800.000	11.206.000
合 計	4.461.885.324	528404.000	888.832.000	11.036.000	1.428.272.000	5.890.157.324

(17)

184

裏面白紙

厚生省

事業名	本予算	追加予算		合計
		単価増分	災害関係	
(管 轄)				
罹災保健復興補助費	2,173,000			2,173,000
食生活研究所管繕費	1,500,000			1,500,000
衛生試験所経営費	600,000			600,000
薬用植物栽培試験所	1,000,000			1,000,000
国立病院療養所諸施設物費	8,000,000			8,000,000
公共関係疾病診療所建設	3,000,000			3,000,000
同和事業に要する経費	395,000			395,000
地方引揚振興局施設修繕に要する経費	1,500,000			1,500,000
病院療養所復旧	2,000,000			2,000,000
保健所設備新営	0		10,000,000	10,000,000
検疫所設備新営	0		8,000,000	8,000,000
予防衛生研究所改造	0		3,900,000	3,900,000
児童福祉施設補助	0		1,500,000	1,500,000
国立病院療養所災害復旧	0		4,000,000	4,000,000
小 計	20,768,000		27,400,000	47,568,000

(18)

裏面白紙

厚生省

事業名	本予算	追加予算			合計
		単価増分	災害関係	新規分	
(衛生)					
上下水道施設増補 改良工事	5,200,000		3,105,000	3,105,000	8,305,000
上下水道(震災)	3,000,000				3,000,000
小計	8,200,000		3,105,000	3,105,000	11,305,000
合計	28,368,000		3,105,000	27,400,000	30,505,000

(19)

裏面白紙

(運輸倉)

事業名	本予一算 金	加			予一算 計	合 金	計 額
		里海増分	災害関係	新規分			
(港 湾)							
港湾事業費	174,774,000	39,696,000	5,566,000	20,175,000	65,473,000	240,411,000	
人件事務費	8,461,000	10,847,000		800,000	11,649,000	20,110,000	
港湾修築費	69,245,000	3,502,000			3,502,000	72,747,000	
港湾敷設復旧費	10,157,000				0	10,157,000	
港湾災害復旧費	11,860,000		2,066,000		2,066,000	13,926,000	
海上今夏災害			3,500,000		3,500,000	3,500,000	
港湾陸上設備費	14,575,000				0	14,575,000	
港湾維持補修費	25,924,000	6,696,000			6,696,000	32,620,000	
臨港倉庫建設費	15,579,000	6,649,000		19,375,000	26,024,000	41,603,000	
港湾作業船修理費	19,173,000	12,000,000			12,000,000	31,173,000	
港湾技術研究費	500,000	100,000			100,000	600,000	
港湾調査費	1,000,000	300,000			300,000	1,300,000	
港湾事業費補助	102,643,000	7,926,000	3,444,000	40,290,000	51,660,000	154,303,000	
港湾修築費補助	54,268,000	243,000		40,290,000	40,533,000	94,801,000	
港湾敷設復旧費補助	8,019,000	902,000			902,000	8,921,000	

1207

裏面白紙

187

(運輸省)

事業名	本 金	予 算	追加			合 計
			費 用 増 分	災 害 関 係	新 規 分	
港湾災害復旧費補助	8,010,000			1,344,000	1,344,000	9,354,000
同上今夏災害				2,100,000	2,100,000	2,100,000
港湾陸上設備費補助	4,950,000		332,000		332,000	5,282,000
港湾維持補修費補助	8,798,000		3,872,000		3,872,000	12,670,000
地方港湾改良費補助	18,598,000		3,063,000		3,063,000	21,661,000
港湾災害土木費補助	49,162,000			42,749,000	42,749,000	91,911,000
風 氷 害	29,220,000			25,600,000	25,600,000	54,820,000
南海 震 災	19,942,000			17,749,000	17,749,000	37,691,000
小 計	328,279,000		48,022,000	51,759,000	60,465,000	488,525,000
北海道港湾事業費	37,795,520		15,000,000		15,000,000	47,795,520
計	361,074,520		63,022,000	51,759,000	60,465,000	536,320,520
給 買 補 導	15,000,000					15,000,000
合 計	376,074,520		63,022,000	51,759,000	60,465,000	551,320,520

(21)

裏面白紙

(商工省)

事業名	追加		予算		合計額
	本額	箇所別	新規	計	
(商工)					
清浄炭坑水道設置補助			13,569,000	13,569,000	13,569,000
新田銀完全貯蓄貯蓄防備復旧			800,000	800,000	800,000
計			14,369,000	14,369,000	14,369,000

(22)

裏面白紙

(分 別 項)

事 業 名	本 金	予 算 額	加		予 算 計	合 金	計 額
			運 賃 増 分	災 害 関 係 新 規 分			
(災 災 対 策)							
災 災 応 急 事 業	150,678,000	11,655,000			11,655,000	162,333,000	
補 昇 事 業	184,241,000	26,000,000			26,000,000	210,241,000	
小 計	334,919,000	37,655,000			37,655,000	372,574,000	
(営 繕)							
災害復旧 (公共職業安定所、公共労働安定所)	6,000,000					6,000,000	
公共職業安定所復旧補助	1,000,000					1,000,000	
公共職業安定所災害復旧費				2,500,000	2,500,000	2,500,000	
小 計	7,000,000			2,500,000	2,500,000	9,500,000	
合 計	341,919,000	37,655,000		2,500,000	40,155,000	382,074,000	

(22)

裏
面
白
紙

昭和22年~25年度建設部門及公共事業配当予想表

58

普通鋼材

年度		22年	23年	24年	25年
生産計画	数量(吨)	700,000	903,000	1,113,000	1,344,000
	指数	100	129	159	192

建設部門分類別	年度		22年	23年	24年	25年	公共事業別	年度		22年	23年	24年	25年
	A	B						A	B				
陸 運	A		150,000	182,000	204,000	225,000	陸 運 (國鉄)	A		150,000	182,000	204,000	225,000
	B		145,000	182,050	230,550	270,400		B		67,400	83,076	102,396	123,648
海 運	A						海 運 (港灣)	A		0			
	B		5,750	7,417	9,142	11,040		B		2,311	2,981	3,674	4,437
倉 庫	A						倉 庫 (海運倉庫)	A					
	B		250	322	397	470		B		109	140	173	209
通 信	A		10,000	10,000	20,000	23,000	通 信 (一般)	A		10,000	10,000	20,000	23,000
	B		11,000	14,192	17,490	21,120		B		6,960	8,978	11,066	13,363
電 力	A						化学工業 (フィルム)	A					
	B		27,000	36,120	44,520	53,760		B		325	419	516	624
印刷製本	A						印刷製本 (農地開発)	A					
	B		500	645	795	960		B		180	232	286	345
農 業	A		8,000	12,000	24,000	36,000	農 業 (北海道 土地改良)	A					
								B		5,050	6,514	8,029	9,676
	B		6,500	8,325	10,335	12,480	農 業 小 計	A		8,000	12,000	24,000	36,000
								B		150	193	238	288
林 業	A					林 業 (造林及森林土木)	A		2,000	2,707	3,414	4,121	
							B		5,200	6,707	8,267	9,784	
B		1,500	1,935	2,385	2,880	B		650	838	1,033	1,248		

裏面白紙

建設部内分類別	A		22年	23年	24年	25年	公共事業別	A		22年	23年	24年	25年
	B	B						B					
水産業	A						水産業 (水産工業)	A					
	B	500	145	795	980	B		100	129	159	192		
煙草	A						煙草	A					
	B	2,000	2,580	3,180	3,840	B		900	1,161	1,431	1,728		
土木	A	13,000	22,000	45,000	70,000	土木	(内務省)	A					
							(厚生省)	B	3,350	4,321	5,326	6,432	
	(復興院)	A											
		B	300	387	477		576						
	小計	A	13,000	22,000	45,000		70,000	A	13,000	22,000	45,000	70,000	
		B	5,320	6,862	8,455		10,214	B	4,170	5,378	6,629	8,006	
建築	A	(土木含石)				建築	計画住宅	A	(土木小計に含)				
							B	782	844	1,163	1,405		
	其他	A	(土木小計に含)										
		B	28	36	44		53						
小計	A	(土木小計に含)				A	760	880	1,207	1,453			
	B	2,500	3,225	3,975	4,800	B	760	880	1,207	1,453			
教育研究機関	A					教育研究機関 (学校学路)	A						
	B	2,500	3,225	3,975	4,800		B	660	851	1,049	1,267		
官公需	A	1,000	1,000	1,000	1,000	官公需	司法省	A	(小計に含)				
							B	210	270	333	403		
	文部省	A	(小計に含)										
		B	155	199	246		297						
	厚生省	A	(小計に含)										
		B	100	129	159		192						
復興院	A					A							
	B	180	222	286	345	B	180	222	286	345			
小計	A	1,000	1,000	1,000	1,000	A	1,000	1,000	1,000	1,000			
	B	1,800	2,322	2,862	3,456	B	645	830	1,024	1,237			

裏面白紙

建設部門分類別	A	22年	23年	24年	25年	公共事業別	A	22年	23年	24年	25年
	B						B				
製 塩	A						A				
	B	1,000	1,290	1,590	1,920		B				
合 計	A	212,000	310,000	404,000	495,000	合 計	A	212,000	310,000	404,000	495,000
	B	214,120	276,213	340,444	411,110		B	87,370	112,600	138,910	167,746
進駐軍用(合計に合算)		25,000	18,000	18,000	18,000						

備考 表中 A 欄は物資供給力研究会作業案に依る配当計画である。尚合計 A 欄には建設部門過載分類 A 欄の累計
 の外特別復興資材（公共事業、電源開発等）も含まれてゐる。

B 欄は物資供給力研究会作業案に依る生産計画の昭和 22 年度を 100 とし 23、24、25 年度の指数を昭和
 22 年度部門別分類配当計画に基き算出した。

裏面白紙

鉄

區分	年度	昭和 22	23	24	25
生産計画	数量	540,000	720,000	860,000	1,100,000
	指数	100	133	159	204

建設部門別	A	22年	23年	24年	25年	公共事業別	A	22年	23年	24年	25年
陸 運	A					陸 運 (國 鉄)	A				
	B	24,000	31,920	38,160	48,960		B	7,000	9,310	11,130	14,280
海 運	A					海 運 (港 湾)	A				
	B	600	778	954	1,224		B	555	738	882	1,132
倉 庫	A					倉 庫 (海運倉庫)	A				
	B						B	0	0	0	0
通 信	A					通 信 (一 般)	A				
	B	2,000	2,660	3,180	4,080		B	910	1,210	1,446	1,856
電 力	A					化学工業 (アルミ)	A				
	B	1,800	2,394	2,862	3,672		B	138	183	219	281
印刷製本	A					印刷製本	A				
	B	400	532	636	816		B	160	212	254	326
農 業	A					農 業 農地開発	A				
	B	2,500	3,325	3,975	5,100		B	2,145	3,211	3,410	4,275
林 業	A					林 業 北海道 土地改良	A				
	B	300	399	477	612		B	55	73	87	112
水 産 業	A					水 産 業 小 計	A				
	B	200	266	318	408		B	2,200	3,284	3,497	4,487
煙 草	A					煙 草 造林 水産工業	A				
	B	1,550	2,460	2,941	3,774		B	0	0	0	0
	A					煙 草	A				
	B						B	20	126	31	40
	A						A				
	B						B	1,050	1,396	1,669	2,142

裏面白紙

194

建設部門別		A	平	23年	24年	25年	公共事業別	A	22年	23年	24年	25年	
		B							B				
土	内務省	A					土	内務省	A				
		B	2250	2992	3557	4590			B	120	159	190	244
不	復興院	A					不	厚生省	A				
		B							B	600	798	954	1,224
建	築	A					建	復興院	A				
		B	1,000	1,330	1,590	2,040			B	750	997	1,192	1,530
教育研究機関		A					不	小計	A				
		B	1,950	2,593	3,100	3,918			B	1,470	1,954	2,336	2,998
官	司法省	A					建	計画住宅	A				
		B	120	159	190	244			B	393	522	624	800
公	文部省	A					築	其他	A				
		B	220	292	349	448			B	0	0	0	0
需	厚生省	A					小計		A				
		B	70	93	111	142			B	393	522	624	800
公	復興院	A					官	司法省	A				
		B	50	66	79	102			B	50	66	79	102
需	其他	A					公	文部省	A				
		B	390	518	620	795			B	20	26	31	40
合	小計	A					需	厚生省	A				
		B	850	1,128	1,349	1,731			B	100	133	159	204
製	塩	A					公	復興院	A				
		B	600	198	954	1,224			B	50	66	79	102
合	計	A					需	其他	A				
		B	40,300	53,595	64,673	82,209			B	390	518	620	795
合	計	A					小計		A				
		B							B	220	291	348	448
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B	50	66	79	102
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B	20	26	31	40
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B	100	133	159	204
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B	50	66	79	102
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				
		B							B				
合	計	A					公	文部省	A				
		B							B				
合	計	A					需	厚生省	A				
		B							B				
合	計	A					公	復興院	A				
		B							B				
合	計	A					需	其他	A				
		B							B				
合	計	A					小計		A				
		B							B				
合	計	A					官	司法省	A				

鉄鋼二次製品

区分		年度				昭和22年		23年		24年		25年	
生産計画		数		量		112,000		142,500		172,800		203,000	
		指		数		100		127		159		181	
建設部門別	A	22	23	24	25	公共事業別		A	22	23	24	25	
陸運	A	26,100	22,000	24,000	25,000	國鉄	陸運	A	20,000	22,000	24,000	25,000	
	B	14,000	13,335	16,695	17,005	海運	陸運	B	6,350	8,064	10,096	11,283	
海運	A					海倉	海運	A					
倉庫	B	2,000	2,540	3,180	3,620	海倉	倉庫	B	455	577	723	823	
通信	A	2,200	2,600	3,100	4,000	一	通信	A	2,200	2,600	3,100	4,000	
	B	9,000	11,430	14,310	16,290	限	通信	B	4,410	5,600	7,011	7,982	
電力	A					召	化学工業	A					
	B	2,500	3,175	3,975	4,525	子	化学工業	B	85	107	135	153	
印刷製本	A					儿	印刷製本	A					
	B	140	177	222	253		印刷製本	B	60	76	95	100	
農業	A	1,400	2,300	4,200	6,300	農	農地向産	A	(小計)				
	B	4,500	5,715	7,155	8,145		農地向産	B	3,285	4,146	5,191	5,929	
	A					業	北海道	A	(小計)				
	B						土地改良	B	235	298	373	425	
林業	A	(水産)				業	小計	A	1,400	2,300	4,200	6,300	
	B	2,500	3,175	3,975	4,525		小計	B	3,500	4,444	5,564	6,334	
水産業	A	4,000	5,000	6,000	7,000	林業	造林緑地	A	(水産)				
	B	1,000	1,270	1,590	1,810		造林緑地	B	250	317	397	452	
煙草	A					水産業	水産工業	A	4,000	5,000	6,000	7,000	
	B	430	546	683	778		水産工業	B	120	152	190	217	
	A					煙草	煙草	A					
	B						煙草	B	80	101	127	144	

裏面白紙

建設部門別		A	22	23	24	25	公共事業別	A	22	23	24	25	
		B							B				
土	内務省	A	-				土	内務省	A				
		B	4,000	5,080	6,360	7,240			B	2,200	2,794	3,498	3,982
木	復興院	A					木	厚生省	A				
		B	500	635	795	905			B	950	1,206	1,510	1,719
木	小計	A	4,000	7,500	15,000	20,000	木	復興院	A				
		B	4,500	5,715	7,155	8,145			B	500	635	795	905
建築	建築	A	(不明)				建築	小計	A	4,000	7,500	15,000	20,000
		B	9,000	11,430	14,310	16,290			B	3,650	4,635	5,803	6,606
教育研究機関	教育研究機関	A					建築	計画住宅	A				
		B	1,400	1,778	2,226	2,534			B	2,165	2,749	3,442	3,918
官	司法省	A	(小計含む)				官	其他	A	(不明)			
		B	170	215	270	307			B	17	21	27	30
公	文部省	A	(小計含む)				官	小計	A				
		B	210	266	333	380			B	2,182	2,770	3,469	3,948
公	厚生省	A	(小計含む)				教育研究機関 学校管轄	教育研究機関 学校管轄	A				
		B	110	139	174	197			B	400	508	636	724
需	復興院	A	(小計含む)				官	司法省	A	(小計含む)			
		B	230	292	365	416			B	160	203	254	289
需	其他	A	(小計含む)				公	文部省	A	(小計含む)			
		B	170	139	174	197			B	90	114	143	163
製	小計	A	300	300	300	300	公	厚生省	A	(小計含む)			
		B	830	1,051	1,310	1,501			B	100	133	156	204
製	小計	A					需	復興院	A	(小計含む)			
		B							B	170	215	270	307
合	小計	A	36,600	75,800	75,800	90,500	需	小計	A	300	300	300	300
		B	50,400	77,269	77,269	87,964			B	520	665	823	962
合	小計	A					製	小計	A				
		B							B	300	381	477	543
合	小計	A	36,600	75,800	75,800	90,500	合	小計	A	36,600	58,700	75,800	90,500
		B	50,400	77,269	77,269	87,964			B	22,577	28,028	35,095	39,949
運搬費用(合計含む)			4,500	5,000	3,000	3,000							

裏面白紙

セメント

年 度		昭和22	昭和23	昭和24	昭和25
生産計画	数量 (千)	1875000	2312,500	2,906,250	3,112,500
	増減	100	150	-155	166

建設部別	年 度				公共事業別	年 度					
	A	22	23	24		25	A	22	23	24	25
陸 運	A	180,000	250,000	280,000	300,000	陸 運 (國 鉄)	A	180,000	250,000	280,000	300,000
	B	76,000	109,000	143,800	157,360		B	74,000	111,000	114,700	122,840
海 運	A					海 運 (港 湾)	A				
	B	37,000	55,500	57,350	61,420		B	28,340	42,510	43,927	47,044
倉 庫	A					倉 庫 (海運倉庫)	A				
	B	海運(倉庫)					B	590	885	914	979
通 信	A	30,000	50,000	60,000	70,000	通 信 (一 般)	A	30,000	50,000	60,000	70,000
	B	25,000	27,500	33,760	21,500		B	19,900	27,850	30,845	33,034
電 力	A	100	120	120	120	化学工業 (工場)	A				
	B	240,000	310,000	372,000	378,400		B	440	660	682	730
印刷製本	A					印刷製本	A				
	B	1400	2100	2,170	2,324		B	580	870	899	962
農 業	A	50,000	70,000	70,000	70,000	農 業 農地開発	A	(小計(含))			
	B	75,000	112,500	116,250	124,500		B	68,460	88,313	106,113	118,243
林 業	A	(水産(含))				北 海 道 土地改良	A	(小計(含))			
	B	7,500	11,250	11,625	12,450		B	1,540	2,310	2,387	2,556
水 産 業	A	30,000	40,000	45,000	50,000	小 計	A	50,000	70,000	70,000	70,000
	B	7,500	10,500	10,850	11,620		B	70,000	91,623	108,500	116,199
煙 草	A					林 業 造林及森林保	A	(水産(含))			
	B	2,200	3,300	3,410	3,652		B	5,900	8,850	9,145	9,794
					水 産 業 (水産土産)	A	30,000	40,000	45,000	50,000	
						B	6,000	9,000	9,300	9,760	
					煙 草	A					
						B	1,600	2,400	2,430	2,656	

裏面白紙

建設部内別	A	22	23	24	25	公共事業別	A	22	23	24	25	
土木	A	150,000	280,000	300,000	350,000	土木	(内務省)	A				
		100,000	170,000	176,700	187,200		B	82,000	123,000	127,000	136,120	
	B						(厚生省)	A				
							B	6,000	7,000	9,300	9,960	
							(復興院)	A				
					B	10,000	15,000	15,500	16,600			
					小計	A	150,000	280,000	300,000	350,000		
						B	98,000	147,000	151,900	162,880		
建築	A	(土木合計) 123,000	184,500	190,830	204,180	建築	計画住宅	A				
							B	34,420	51,830	53,351	57,137	
	其他	A										
						B	0	0	0	0		
						小計	A	(土木合計)				
						B	34,420	51,830	53,351	57,137		
教育研究機関 (学校營繕)	A					教育研究機関 (学校營繕)	A					
	B	25,000	42,000	43,460	46,480		B	8,200	12,300	12,710	13,612	
官公需	A	28,000	37,000	40,300	43,160	官公需	司法省	A				
							B	5,000	7,500	7,750	8,300	
	文部省	A										
	B	2,400	3,600	3,720	3,984							
	厚生省	A										
B	2,000	3,000	3,100	3,320								
						復興院	A					
						B	3,800	5,700	5,890	6,308		
						小計	A					
						B	13,200	19,800	20,460	21,912		
製造	A											
	B	10,000	15,000	15,500	16,600							
合計	A	690,100	1,190,120	1,255,120	1,340,120	合計	A	690,100	1,190,120	1,255,120	1,340,120	
	B	792,100	1,188,150	1,227,755	1,314,886		B	361,170	528,998	559,813	599,539	
連年費用(合計)		150,000	100,000	100,000	100,000							

裏面白紙

銅

		年 度						年 度			
		指 数 (C)				昭和 22 年	昭和 23 年	昭和 24 年	昭和 25 年		
生産計画		指 数				39,010	42,900	50,700	58,500		
						100	110	130	150		
建設部門別	A B	22	23	24	25	公共事業別	A B	22	23	24	25
陸 運	A	4,400	5,200	6,000	6,800	陸 運 (國鉄)	A	4,400	5,200	6,000	6,800
	B	2,400	2,640	3,120	3,600		B	1,151	1,266	1,496	1,726
海 運	A					海 運 (港灣)	A				
	B	80	88	104	120		B	53	58	68	79
倉 庫	A					倉 庫 (海運倉庫)	A				
	B	0	0	0	0		B	0	0	0	0
通 信	A	3,100	3,700	4,300	5,400	通 信 (一級)	A	3,100	3,700	4,300	5,400
	B	1,480	1,628	1,924	2,220		B	830	923	1,079	1,245
電 力	A					化 学 工 業 (7LJ-L)	A				
	B	980	1,008	1,274	1,470		B	71	12	14	16
印 刷 製 本	A					印 刷 製 本	A				
	B	90	99	117	135		B	0	0	0	0
農 業	A					農 業 農地面積	A				
	B	920	990	1,170	1,350		B	170	189	221	255
	A					農 業 北海道 土地改良	A				
	B						B	15	16	19	22
A					農 業 水 計	A					
B						B	185	203	240	277	
林 業	A					林 業 (造林及森林土木)	A				
	B	0	0	0	0		B	62	68	80	93
水 産 業	A					水 産 業 (水産土木)	A				
	B	0	0	0	0		B	0	0	0	0
煙 草	A					煙 草	A				
	B	55	60	71	82		B	0	0	0	0

裏面白紙

建設部門別	A	22	23	24	25	公共事業別	A	22	23	24	25	
	B						B					
土木	A	1,500	1,200	1,500	2,000	土木	内務省					
	B	300	330	351	450		B	89	97	115	133	
							A	厚生省				
							B	60	66	78	9	
							A	復興院				
建築	A	(土木計)				建築	B	82	90	106	123	
	B	160	196	208	240		A	小計	1,500	1,200	1,500	2,000
							B	231	253	299	346	
							A	計画住宅				
							B	19	20	24		
教育研究機関	A					教育研究機関 (学校管路)	A					
	B	280	308	364	420		B	19	20	24	2	
官公需	A	500	600	700	700	官公需	A	(小計(含E))				
	B	1300	1,430	1,690	1,950		B	24	26	31	30	
							A	司法省				
							B	35	38	45	48	
							A	文部省				
製塩	A					製塩	B	32	35	41	48	
	B	40	44	52	60		A	厚生省				
合計	A	11,000	12,800	15,200	17,900	合計	B	16	17	20	24	
	B	8,065	8,871	10,445	12,977		A	復興院				
進駐軍用	A	6,000	3,000	3,000	3,000	進駐軍用	B	104	114	135	156	
	B						A	小計	500	600	700	700
							B	187	204	241	276	
							A	11,000	12,800	15,200	17,900	
							B	2,753	3,033	3,572	4,125	

裏面白紙

電 線

分 年 度		昭和 22 年	23 年	24 年	25 年
生産計画	数量	32,000	35,000	37,440	37,440
	指数	100	110	117	117

建設部門別	A	22年	23年	24年	25年	公共事業別	A	22年	23年	24年	25年
	B						B				
陸 運	A					國 陸 運 鉄 陸 運	A				
	B	3,800	4,180	4,446	4,446		B	2,952	3,247	3,297	3,297
海 運	A					港 海 運 湾 海 運	A				
	B	150	115	175	175		B	56	61	65	65
倉 庫	A					海倉 倉 庫 運庫 倉 庫	A				
	B	(海運を含む)					B	4	4	4	4
通 信	A					一 通 信 般 通 信	A				
	B	4,700	5,170	5,499	5,499		B	2,540	2,794	2,971	2,971
電 力	A					北工 力 学業 力	A				
	B	4,000	4,400	4,680	4,680		B	2	2	2	2
印 刷 製 本	A					印 刷 製 本	A				
	B	20	22	23	23		B	1	1	1	1
農 業	A					農 農地開発	A				
	B						B	269	295	314	314
	A					北 海 道 上 地 改 良	A				
	B	570	627	666	666		B	1	1	1	1
	A					農 小 計	A				
	B						B	270	296	315	315
林 業	A					林 造 林 及 森 林 保 業 養 護	A				
	B	(農業を含む)					B	10	11	13	13
水 産 業	A					水 産 上 建 業 業	A				
	B	(農業を含む)					B	0	0	0	0
煙 草	A					煙 草	A				
	B	15	16	17	17		B	0	0	0	0

裏面白紙

建設部門別	A	22年	23年	24年	25年	公共事業別	A	22年	23年	24年	25年					
	B						B									
土木	A	200	220	234	234	土	A	90	99	105	105					
	B						B					0	0	0	0	
	木					A	92	101	107	107	A	182	200	212	212	
						B					B					75
建築	A	600	660	702	712	建	A	0	0	0	0					
	B						B					75	83	87	87	
	業					A	75	83	87	87	A	11	12	12	12	
						B					B					7
教育研究機関	A	85	93	99	99	教育研究機関	A	10	11	11	11					
	B						B					6	6	7	7	
	官公需					A	150	165	175	175	官公需	A	10	11	11	11
						B						B				
農産	A	10	11	11	11	農産	A	30	31	34	34					
	B						B					7	7	8	8	
	合					A	14300	15729	16727	16727	合	A	6133	6742	7013	7013
						B						B				

裏面白紙

木 材

		年 度	昭和22	昭和23	昭和24	昭和25
生産計画	数量	(千)	65,000	65,000	65,000	65,650
	数		100	100	10	101

建設部別	年 度				公共事業別	年 度						
	A	22	23	24		25	A	22	23	24	25	
陸 運	A	3200	3200	4200	4200	陸 (國 鉄)	A	3200	3200	4200	4200	
	B	2000	2000	2020	2020		B	1508	1508	1523	1523	
海 運	A					海 (港 湾)	A					
	B	200	200	202	202		B	92	92	92	92	
倉 庫	A					倉 (海運倉庫)	A					
	B	0	0	0	0		B	8	8	8	8	
通 信	A	800	1000	1000	1000	通 (一 般)	A	800	1000	1000	1000	
	B	1000	1000	1010	1010		B	668	668	674	674	
電 力	A					化 (アルコール)	A					
	B	550	550	555	555		B	12	12	12	12	
印刷製本	A					印 刷 製 本	A					
	B	22	22	22	22		B	20	20	20	20	
農 業	A	950	950	959	959	農	農地開発	A				
							北海道 土地改良	B	720	720	727	727
	B	750	750	757	757	業	小 計	A				
							B	750	750	757	757	
林 業	A					林 (造林及森林抚)	A					
	B	70	70	70	70		B	30	30	30	30	
水産業	A					水 (水産工更)	A					
	B	620	620	626	626		B	25	25	25	25	
煙 草	A					煙 草	A					
	B	300	300	303	303		B	70	70	70	70	

裏面白紙

建設部門別	A B	22	23	24	25	公共事業別	A B	22	23	24	25
	B	1700	1700	1717	1717		B	1266	1266	1278	1278
	A						A	(小計(合計))			
	B						B	14	14	14	14
	A						A	(小計(合計))			
	B						B	105	105	106	106
	A						A	5200	6000	6500	6500
	B						B	1385	1385	1398	1398
建築	A	25,200	25,000	24,800	23,800	建築	A	(小計(合計))			
	B	11,000	11,000	11,100	11,100		B	3346	3346	3379	3379
	A						A	(小計(合計))			
	B						B	4	4	4	4
	A						A	25,200	25,000	24,800	24,800
	B						B	3350	3350	3383	3383
教育研究機関	A					教育研究機関	A				
	B	1600	1600	1616	1616	(学 校 等 諸)	B	820	820	828	828
官公需	A					官公需	A				
	B	1476	1476	1490	1490		B	200	200	202	202
	A						A				
	B						B	190	190	191	191
	A						A				
	B						B	266	266	268	268
	A						A				
	B						B	137	137	138	138
	A						A				
	B						B	793	793	799	799
製造	A						A				
	B	150	150	151	151		B				
合計	A	34,400	35,200	36,500	35,500	合計	A	34,400	35,200	36,500	35,500
	B	21,638	21,638	21,851	21,851		B	9,531	9,531	9,619	9,619

裏面白紙

173

50

昭和二十一年度公共事業勞務者調總括表

第一 一般會計分

省 別	技 師		監 督		普通及事務員		熟 練		未 熟 練		計	
	報告時の 実数	報告時初期 予定の見込	報告時 の 実数	報告時初期 予定の見込	報告時 の 実数	報告時初期 予定の見込	報告時 の 実数	報告時初期 予定の見込	報告時 の 実数	報告時初期 予定の見込	報告時 の 実数	報告時初期 予定の見込
農 林 省	5,670 (452,678)	5,388 (142,708)	15,679 (1,074,404)	16,337 (430,562)	14,749 (1,019,592)	14,459 (369,635)	227,846 (8415,004)	205,709 (4,105,982)	664,170 (30,223,587)	709,376 (1,583,662)	930,093 (4125,235)	964,264 (20,327,555)
内 務 省	701 (39,049)	818 (150,59)	5,601 (321,155)	6,713 (126,229)	6,047 (372,460)	6,969 (157,420)	42,672 (2,027,124)	218,573 (1,071,230)	194,420 (12,799,03)	250,665 (5,722,142)	249,141 (1,524,670)	324,078 (7,090,320)
勸業振興院	681 (38,712)	74 (2,840)	791 (3,9059)	84 (3,318)	422 (34,212)	52.5 (1,476.5)	53,113.7 (1,452,063.5)	44,432.6 (16,243,445)	40,238.7 (38,318,073)	42,477.2 (26,230,572)	93,352.4 (50,794,789)	85,707.8 (449,044,12)
運 輸 省	73 (10,398)	89 (3,278)	579 (49,262)	639 (24,244)	544 (50,911)	567 (9,309)	4,990 (380,104)	5,315 (19,182)	7,843 (478,793)	8,573 (320,634)	14,029 (970,188)	15,203 (57,457)
文 部 省	123 (8,180)	167 (6,526)	941 (37,199)	990 (36,501)	822 (46,382)	877 (37,850)	9,670 (450,244)	9,926 (449,930)	3,223 (235,657)	3,254 (1,47,253)	15,415 (588,067)	15,892 (244,832)
厚 生 省	1,250 (59,900)	1,480 (45,600)	239 (11,357)	312 (13,479)	1,282 (62,710)	1,618 (51,350)	8,052 (383,736)	9,842 (435,710)	37,559 (1,512,588)	75,246 (20,129,15)	48,268 (2,030,145)	82,504 (2,522,059)
司 法 省	34 (1,745)	27 (923)	62 (4,191)	59 (221)	15 (1,130)	15 (717)	474 (34,665)	572 (18,603)	2,788 (18,405)	416 (7,683)	3,702 (60,811)	1,589 (27,692)
商 工 省	103 (4,365)	107 (2,693)	143 (5,224)	146 (3,271)	176 (8,314)	182 (5,092)	421 (9,237)	471 (8,262)	1,279 (51,419)	1,289 (28,074)	2,122 (69,079)	2,197 (46,753)
合 計	8,021 (680,985)	8,158 (219,231)	232,291 (1446,979)	25,320 (637,045)	237,342 (1,542,912)	245,375 (642,555)	348,678 (13,154,655)	308,024 (8,060,078)	942,954 (48,184,526)	1,047,105 (2,878,202)	1,387,930 (5,007,549)	2,060,199 (3,873,285,42)

第二 特別會計分

省 別	技 師	監 督	普通及事務員	熟 練	未 熟 練	計
運 輸 省						
鉄道建設及 自動車線等						
通 信 省						
合 計						

10543

裏面白紙

第一 一般会計分

昭和二十一年度 公共事業労働者調

農林省関係

備考 (本表は第三、四半期公共事業報告書に基き調整せるものである。)
括弧内は前月の実績人員、括弧内は前月の実績を示す

事業名	技師		監督		警視及事務員		築		米農		計	
	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込	報告時 実績	報告時上期 末迄の見込
緊急期拓施設	1315 (43870)	1879 (61302)	4269 (351077)	4593 (40173)	4534 (481572)	4407 (136127)	31530 (2574608)	42674 (1317374)	217932 (15443907)	265484 (8816274)	260080 (8075074)	319037 (1247170)
河川修築工事	20 (2382)	25 (867)	94 (11512)	116 (3911)	63 (8371)	87 (2387)	489 (46826)	818 (26467)	162 (91649)	2321 (70817)	1828 (162747)	3369 (202949)
災害修繕(水害関係)	19 (677)	18 (482)	268 (10852)	316 (9229)	195 (7712)	225 (6608)	3483 (11683)	3177 (80844)	5911 (230544)	8767 (25334)	9976 (366526)	12503 (350526)
河川施設									1489 (8258)	1291 (23059)	1489 (18258)	1291 (23059)
船溜施設	13 (461)	14 (488)	47 (1586)	74 (2270)	39 (1514)	68 (2119)	120 (12138)	395 (34111)	1183 (40053)	2852 (88992)	1802 (56752)	2903 (127980)
国有林経営(業)	611 (46341)	532 (8807)	2376 (170167)	2296 (56364)	2119 (1145286)	2142 (45032)	59182 (1770308)	59841 (871438)	28501 (2405792)	22977 (924150)	122789 (5138948)	148788 (1901791)
国有林林道水害修繕	3 (81)	1 (40)	5 (140)	2 (71)	4 (120)	2 (61)	30451 (122230)	15250 (76118)	3385 (16915)	1692 (8457)	3248 (162494)	21942 (84747)
国有林官舎研究事業	22 (6103)	82 (2305)	566 (39945)	566 (14996)	662 (42725)	662 (15223)	41668 (1202138)	29245 (643015)	26661 (915389)	16223 (288138)	89639 (2207290)	46778 (963677)
木炭生産作業道修繕												
造林事業							1585 (36497)	7 (70)	76482 (1121583)	2841 (36086)	77057 (1158042)	2848 (36156)
林道施設工事	289 (18522)	183 (5520)	389 (52618)	309 (23395)	754 (46357)	628 (7896)	9823 (38274)	8341 (228006)	21059 (881743)	41767 (624500)	22814 (1393008)	51728 (900357)
林道水害修繕工事	15 (339)	11 (104)	1 (75)	1 (30)	1 (15)	1 (30)	1072 (12894)	718 (5211)	9475 (68289)	4782 (4822)	11584 (81672)	5519 (27248)
荒廃林地復旧事業	476 (30619)	440 (11858)	883 (45343)	844 (23657)	609 (35076)	591 (17056)	4441 (182555)	6520 (178002)	24694 (224273)	42055 (682457)	31103 (1021886)	56390 (913070)
災害防止対策施設	178 (10784)	165 (3997)	394 (20405)	387 (11411)	235 (10962)	258 (7252)	3036 (100022)	3046 (78913)	15502 (549070)	26287 (592410)	19345 (191246)	30143 (194990)

裏面白紙

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	半熟練	計
造林局庁舎舎致復旧						
公有林野宮行造林事業				480 (13,705)	512 (6,073)	5,664 (179,444)
災害桑園の復旧事業						5,835 (176,877)
地方農事試験場復旧事業						6,144 (192,549)
第五次土地改良	756 (13,458)	1,023 (14,246)	2,159 (41,550)	3,411 (61,715)	1,845 (27,518)	2,919 (46,907)
國境農業水利改良	429 (56,454)	476 (17,355)	616 (80,276)	574 (24,143)	411 (59,320)	500 (27,395)
大規模農業水利改良						2,910 (315,267)
災害復旧耕地事業	904 (13,581)	539 (15,336)	3,114 (198,285)	2,228 (58,797)	3,498 (149,942)	1,627 (45,036)
別荘助成事業						21,949 (1,133,419)
耕地拡張施設事業						14,194 (332,378)
雇用公共施設新設改良事業						55,175 (1,057,285)
新設公用排水幹線改良事業						62,310 (1,958,727)
耕地整理事業						725,000 (6,574,082)
自作農地開墾事業						80,798 (24,104,414)
計	5,670 (453,678)	5,388 (142,908)	15,679 (1,034,404)	16,337 (430,562)	14,729 (1,019,592)	14,069 (369,635)
						229,845 (841,504)
						205,709 (4,605,988)
						664,170 (3,020,357)
						709,376 (17,685,662)
						930,000 (41,126,235)
						944,064 (22,224,715)

裏面白紙

内務省関係

事業名	技 師		監 督		書記及事務員		熟 練		非 熟 練		計	
直轄河川事業	27 (1,572)	27 (602)	455 (34,200)	469 (14,615)	954 (77,181)	962 (30,748)	2,515 (174,053)	2,697 (78,313)	11,272 (724,027)	16,402 (436,174)	15,223 (1,413,033)	20,657 (560,418)
中小河川改良工事	40 (1,498)	38 (1,022)	266 (15,999)	258 (8,091)	267 (15,336)	258 (8,499)	1,173 (52,572)	1,848 (52,728)	2,046 (357,351)	15,683 (38,367)	3,792 (443,256)	18,085 (152,807)
災害防除施設工事	30 (1,598)	26 (539)	208 (10,621)	211 (4,822)	184 (10,168)	220 (4,476)	947 (50,791)	2,050 (25,109)	6,198 (440,524)	7,864 (173,121)	7,567 (513,997)	19,371 (208,067)
河水統制事業	3 (220)	3 (79)	29 (1,019)	29 (7,933)	12 (380)	12 (316)	22 (6,520)	131 (10,744)	173 (11,805)	238 (13,593)	309 (20,464)	413 (25,225)
災害復旧土木事業	182 (13,000)	344 (3,828)	2,079 (117,863)	2,389 (36,445)	1,285 (85,295)	2,378 (29,993)	13,442 (981,200)	22,822 (328,377)	63,192 (532,703)	82,145 (247,907)	70,180 (6,736,181)	112,129 (2,288,554)
災害土木事業助成事業	6 (32)	6 (152)	47 (3,121)	44 (1,381)	52 (3,353)	44 (1,315)	182 (8,239)	218 (8,957)	1,322 (78,001)	2,076 (85,070)	1,509 (92,446)	2,988 (96,875)
橋樑災害復旧土木事業	1 (15)	1 (25)	1 (75)	1 (25)	10 (750)	10 (250)	30 (2,250)	30 (750)	115 (8,625)	115 (2,875)	157 (11,715)	157 (3,925)
直轄砂防工事	2 (31)	2 (15)	55 (3,891)	55 (1,593)	77 (4,696)	62 (2,051)	158 (8,287)	131 (2,698)	680 (44,944)	769 (19,580)	922 (61,845)	1,019 (25,935)
國庫補助砂防工事	123 (5,285)	75 (1,917)	571 (25,379)	516 (9,909)	492 (19,584)	454 (9,205)	2,234 (57,360)	2,070 (42,692)	13,947 (403,701)	16,311 (269,393)	17,307 (511,299)	18,426 (333,016)
生産都市再建整備事業	31 (1,931)	26 (1,330)	69 (3,686)	94 (2,692)	110 (4,640)	143 (3,978)	878 (21,645)	1,295 (15,987)	5,850 (78,497)	8,357 (98,028)	6,938 (111,397)	9,429 (122,011)
地下土木施設整理事業	18 (653)	21 (349)	78 (2,491)	87 (1,370)	79 (2,408)	97 (1,451)	2,120 (146,017)	2,321 (54,120)	4,133 (128,405)	7,057 (124,835)	6,428 (289,974)	9,583 (182,195)
特殊地下土木施設整備事業							835 (7,268)	1,916 (7,986)	44 (2,200)	179 (6,449)	679 (9,468)	2,095 (24,435)
土工事業用機械整備事業	6 (300)	6 (150)	12 (600)	12 (300)	30 (1,500)	30 (750)	336 (12,800)	768 (10,800)	196 (8,800)	126 (3,150)	580 (28,000)	942 (15,150)
土木出張所被災復旧工事	3 (32)	3 (152)	3 (3,121)	3 (1,381)	9 (3,353)	9 (1,315)	61 (8,339)	72 (8,957)	63 (78,001)	102 (85,070)	139 (92,746)	189 (45,870)
北海道拓殖局関係事業 (直轄)												
" (補助之部)												
北海道森林経営事業 (直轄之部)												

裏面白紙

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
北海道森林經營事業 (補助之部)												
“ 土地改良事業 (直轄之部)												
“ (補助之部)												
“ 河川事業 (直轄之部)												
“ (補助之部)												
“ 渠港工事 (直轄之部)												
“ (補助之部)												
“ 港地及入湖工事 (直轄之部)												
“ (補助之部)												
北海道道路工事												
石炭運搬道路工事	10 (520)	10 (218)	109 (4,474)	123 (2,964)	164 (7,639)	140 (4,942)	536 (17,261)	1,113 (24,952)	7,042 (208,756)	11,757 (251,008)	7,351 (238,670)	12,893 (251,084)
林産物道路工事	6 (339)	9 (178)	41 (2,145)	47 (938)	55 (3,745)	86 (1,152)	250 (13,194)	320 (4,992)	1,987 (114,841)	2,304 (51,354)	2,339 (132,567)	2,746 (58,614)
直轄国道改良工事	7 (464)	7 (185)	214 (13,952)	221 (7,317)	420 (30,078)	427 (14,598)	1,105 (70,741)	1,278 (37,896)	4,987 (339,966)	6,715 (192,637)	6,763 (455,211)	8,328 (252,732)
道路特別整備工事	199 (10,377)	197 (14,264)	1,232 (71,094)	1,017 (29,601)	1,590 (83,535)	1,354 (34,937)	15,064 (696,508)	17,059 (326,930)	47,165 (2,220,458)	68,423 (1,332,339)	78,250 (4,091,972)	88,110 (1,748,061)
北海道地方商工振興補助工事												
兵市町國道三十一号改良工事												
道路特別整備工事(ホニ次)												
町内国道工事												

(5)

裏面白紙

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
明門國道災害復旧工事												
合計	701 (39,049)	818 (152,590)	6,601 (321,155)	6,753 (126,829)	6,047 (372,440)	6,969 (157,322)	42,672 (2,028,124)	58,873 (1,071,230)	194,420 (12,079,902)	252,665 (6,720,142)	262,441 (1,624,670)	324,578 (7,100,586)

震災復興関係

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
復興土地整理事業				5741 (397,380)	6,463 (397,305)	4,267 (2,531,309)	8,391 (11,104,427)	10,008 (2,870,689)	14,854 (1,501,732)			
街路事業				591 (36,361)	833 (62,441)	787 (47,561)	2,091 (125,496)	1,378 (73,972)	2,924 (1,659,37)			
上水道事業				219 (13,189)	221 (130,73)	528 (32,506)	478 (28,728)	747 (46,675)	699 (41,801)			
下水道事業				35 (2,115)	302 (18,038)	461 (28,375)	699 (44,237)	496 (30,490)	1,001 (62,270)			
下水道災害復旧事業				87 (54,017)	522 (31,668)	2,428 (278,641)	1,735 (110,312)	5,309 (322,658)	2,257 (142,040)			
上水道				322 (22,408)	318 (17,117)	719 (44,367)	564 (35,794)	1,111 (67,765)	882 (54,913)			
危険建築物処理事業				355 (21,456)	356 (21,502)	1,120 (68,298)	761 (47,971)	1,475 (89,764)	1,117 (69,413)			
被災官廳建築物修繕	32.1 (1,146)	53.9 (1,166)	40.6 (1,660)	47.1 (1,647)	20.6 (811)	22.6 (804)	313.8 (14,801)	487.1 (19,481)	86.8 (3,300)	105.9 (4,173)	473.9 (17,118)	696.6 (27,271)
若者継続事業	36.0 (2,556)	40.1 (1,614)	38.5 (2,166.8)	36.9 (1,587)	27.6 (2,568)	27.9 (1,122)	246.9 (1,717.02)	327.5 (19,918)	80.9 (5,313.2)	125 (4,642)	439.9 (3,074)	557.4 (19,673)
市民住宅建設費補助事業							42,143 (846,952.56)	30,457 (957,730.9)	25,791 (515,833.83)	27,327.38 (325,108.12)	67,934 (1,365,785.99)	57,778 (282,81.52)
既得建築物住宅化事業							2,196 (83,648)	4,152 (74,256)	1,970 (37,424.4)	10,537.71 (31,027.5)	2,166 (123,128)	4,815.97 (1,005,283.4)
合計	68.1 (38,762)	74 (2,844)	791 (3,905.9)	84 (3,318)	48.2 (34,272)	50.5 (1,976.5)	53,173.7 (1,423,008)	44,432.6 (1,623.53)	44,238.7 (3,595,018)	42,277.28 (2,861,975)	93,312.44 (3,571,155)	86,707.81 (4,472,450)

裏面白紙

運輸省関係

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
港灣事業 (直接)	34 (1,996)	30 (1,306)	317 (17,673)	321 (11,888)	270 (15,280)	276 (9,549)	2,310 (130,635)	2,304 (98,507)	2,539 (128,791)	2,765 (101,104)	5,461 (294,515)	5,296 (25,744)
(公共団体)	32 (8,167)	30 (1,052)	297 (30,630)	235 (7,551)	242 (34,501)	246 (8,207)	2,441 (236,181)	2,325 (86,450)	5,297 (350,402)	5,278 (261,255)	8,251 (659,877)	8,114 (304,515)
作業船修理	7 (239)	7 (240)	25 (965)	34 (1,195)	21 (1,144)	21 (753)	239 (13,288)	161 (5,625)	20 (467)	65 (2,325)	717 (16,097)	284 (10,138)
倉庫建設		22 (680)		47 (1,610)		24 (800)		525 (1,400)		485 (7,950)		1,115 (27,070)
合計	73 (10,798)	89 (3,298)	579 (47,268)	639 (22,244)	544 (50,925)	567 (19,307)	4,990 (380,104)	5,315 (191,982)	7,847 (499,797)	8,597 (320,674)	14,029 (971,768)	15,500 (57,447)

文部省関係

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
直轄学校其他 施設緊急補助	74 (3,120)	74 (3,120)	117 (7,260)	117 (7,260)	56 (10,120)	56 (10,120)	3,090 (188,260)	3,090 (148,260)	877 (61,580)	877 (61,580)	4,458 (244,350)	4,458 (324,300)
其他建物緊急整備 公立大学専門学校 敷設緊急旧工事	37 (1,196)	25 (865)	119 (5,675)	168 (5,720)	150 (4,837)	151 (4,216)	1,184 (61,089)	1,423 (79,039)	506 (170,702)	515 (47,688)	2,327 (149,477)	2,463 (322,307)
公立中等国民学校 (中等学校)	3 (176)	3 (211)	47 (1,621)	48 (1,574)	45 (1,756)	46 (1,835)	377 (13,635)	388 (14,376)	142 (5,957)	142 (5,498)	619 (29,145)	615 (29,741)
(国民学校)	55 (3,110)	50 (1,790)	514 (17,830)	509 (17,306)	506 (24,225)	498 (16,668)	3,800 (154,225)	3,884 (139,915)	1,324 (170,702)	1,324 (47,688)	6,264 (149,477)	6,264 (322,307)
(其他学校)	1 (29)	1 (11)	8 (334)	8 (167)	5 (338)	5 (167)	74 (2,687)	87 (1,375)	34 (844)	37 (1,225)	121 (4,228)	121 (2,205)
公立中等国民学校其他 学校風水害復旧(中等学校)	13	14	138	140	121	121	1,050	1,050	380	393	1,719	2,878

裏面白紙

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
公立中等青年國民學校 及水田(青年學校)												
" (國民學校)												
合計	157 (8,150)	167 (6,526)	941 (37,197)	990 (36,501)	823 (46,332)	377 (37,854)	9,670 (450,244)	9,926 (444,970)	3,223 (235,657)	3,254 (147,257)	15,495 (510,081)	15,898 (714,872)

厚生省関係

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
知識階級失業救済事業				6,120 (306,000)	6,383 (329,150)	6,120 (306,000)	6,383 (329,150)					
簡易事業				12 (32)	440 (11,810)	6,542 (158,217)	25,179 (758,010)	6,544 (158,251)	25,610 (759,870)			
職業指導	450 (19,700)	450 (19,700)	225 (11,250)	225 (11,250)	450 (22,500)	450 (22,500)	275 (33,750)	675 (33,750)	6,712 (154,450)	5,517 (137,975)	8,512 (302,650)	7,317 (225,175)
大協同作業		136 (3,400)		70 (1,750)		214 (4,250)		582 (14,550)		1,610 (24,250)		2,016 (48,800)
小協同作業	200 (40,000)	900 (22,500)			200 (40,000)	200 (22,500)	200 (40,000)	200 (22,500)	2,400 (120,000)	43,000 (1,075,000)	26,400 (1,720,000)	45,700 (1,142,500)
医療施設整備工事			14 (101)	17 (479)	38 (290)	54 (1,500)	455 (3,754)	262 (23,950)	305 (2,097)	549 (4,130)	212 (17,244)	1,442 (47,559)
合計	1,250 (54,700)	1,486 (45,600)	239 (11,351)	312 (13,499)	1,288 (62,790)	1,618 (51,350)	8,052 (383,776)	7,242 (475,410)	37,559 (1,120,568)	75,246 (2,012,915)	48,728 (2,030,14)	88,507 (2,559,007)

司法省関係

事業名	技師	監督	書記及事務員	熟練	非熟練	計						
司法省所管各職業務費	34 (1,745)	27 (723)	18 (4,191)	59 (821)	16 (1,797)	15 (719)	474 (34,657)	572 (18,603)	2,788 (18,445)	915 (7,418)	878 (50,211)	8,527 (77,432)
計												

裏面白紙

商工省関係

事業名	炭		鹽		書記及事務員		熟練		非熟練		計	
石炭豆炭炭鐵錳曹美	103 (4,365)	109 (2,693)	143 (5,224)	146 (3,291)	176 (3,874)	182 (5,098)	421 (9,237)	471 (8,262)	1,279 (51,419)	1,289 (28,074)	2,122 (49,059)	2,197 (46,753)
計												

(9)

214

裏面白紙

北滿道關係公共事業總括 (第一次查定)

區	介	昭和二十二年 算額	昭和二十三年 算額	昭和二十三年 要求額		數量	定額	摘要
				金額	數量			
建設院關係 (道路に關する經費)								
公共事業費		14,545,360	2,932,852,000				373,000,000	
人事業務費		5,526,920	15,522,000				10,000,000	
事務費		1,400,104,440	2,917,320,000				363,000,000	
1 (一般分)		8,331,644,000	1,582,000,000				213,000,000	
王座道路費		6,782,204,000	1,055,000,000	130軒			135,000,000	
新設工事費		6,782,204,000	321,000,000	400 "				
改良工事費			660,000,000	276 "				
補修工事費			740,000,000					
幹線道路費		30,524,940	252,000,000				53,000,000	
改良工事費		30,524,940	196,000,000	80 "				
補修工事費			83,000,000	307				
一般修繕費		40,666,000	202,000,000				30,000,000	
橋樑費		40,666,000	202,000,000	5,578			5,000,000	
橋樑費		5,200,000	53,000,000					
架換費		5,200,000		1,900				
橋樑費			38,000,000					
架換費			15,000,000	5,570				
架換費			13,000,000	2,000				
架換費			1,353,200				150,000,000	
2 (開拓分)		56,700,000	1,135,320,000					
水利工事費		47,201,087	903,890,000	1,936			150,000,000	
改良工事費		9,257,994	218,920,000	405.6				
調查費		151,119	12,510,000	3,993				
(河川に關する經費)								
公共事業費		30,979,000	1,221,142,940				(1) 12,000,000	(2) 興修費
人事業務費		3,005,040	842,940				280,000,000	
事務費		26,473,960	1,062,000,000				260,000,000	
治水工事費		13,800,000	710,000,000				172,500,000	

35

裏面白紙

区	分	昭和二十三年 年度	昭和二十三年 年度	昭和二十三年 年度	定額	定額
石狩川治水事業費	第一区	93,000,000	41,000,000	101,500,000		
	第二区	1,500,000	30,100,000	10,000,000		
	第三区	4,800,000	113,800,000	28,000,000		
	第四区	3,000,000	153,600,000	32,500,000		
十勝川治水事業費	第一区	2,900,000	122,500,000	25,000,000		
	第二区	2,900,000	135,900,000	35,000,000		
	第三区	-	97,300,000	30,000,000		
天塩川治水事業費	第一区	1,800,000	38,600,000	5,000,000		
	第二区	1,800,000	75,270,000	30,000,000		
網走川治水事業費	第一区	-	36,000,000	25,000,000		
	第二区	-	49,200,000	5,000,000		
湧別川	第一区	-	18,000,000	3,000,000		
	第二区	-	11,700,000	3,000,000		
猿石川	第一区	-	10,600,000	3,000,000		
	第二区	-	16,700,000	2,000,000		
瓦別川	第一区	-	90,000,000	-		
	第二区	-	6,100,000	-		
新流川	第一区	-	29,000,000	-		
	第二区	-	21,900,000	15,000,000		
武島川	第一区	1,980,000	30,000,000	15,000,000		
	第二区	3,693,960	30,000,000	15,000,000		
一段国費河川修費	第一区	2,700,000	110,000,000	30,500,000		
	第二区	4,000,000	180,000,000	18,500,000		
一段国費河川修費	第一区	500,000	8,100,000	3,500,000		
	第二区	1,500,000	62,934,000	20,000,000		
田村河川改修費	第一区	1,500,000	51,900,000	15,000,000		
	第二区	-	13,500,000	3,000,000		
井川改修費	第一区	-	4,407,000	2,000,000		
	第二区	-	-	(300,000,000)		
国費災害復旧費	第一区	-	-	(200,000,000)		
	第二区	-	-	-		

(2)

裏面白紙

区	办	昭和二十一年度 予算額	昭和二十三年度 予算額	数量	金額	種類	数量	金額	種類
運輸省関係 (港務に關する経費)									
公天石	業費	32,995,520	79,506,000					1,500,000	
人件及	事務費	2,524,120	4,508,000					9,000,000	
事	業費	30,420,800	95,014,000					15,000,000	
	港務修築費	19,400,000	43,908,000					1,500,000	
	碼頭	4,900,000	39,415,000					12,000,000	
	小棧	3,000,000	5,500,000					12,000,000	
	雲刺	2,900,000	4,889,000					6,000,000	
	棧	1,800,000	30,015,000					10,000,000	
	内	-	26,058,000					9,000,000	
	港	1,400,000	2,191,300					9,000,000	
	港	1,100,000	2,198,400					7,000,000	
	港	520,000	25,940,000					8,000,000	
	港	1,200,000	22,898,000					1,000,000	
	港	520,000	6,212,000					3,000,000	
	港	700,000	14,808,000					4,000,000	
	港	600,000	14,241,000					4,000,000	
	港	520,000	4,608,000					3,000,000	
	港	440,000	9,425,000					4,000,000	
	港		15,891,000					8,000,000	
	港		51,290,000					-	
	港		11,304,000					-	
	港		8,185,000					-	
	港		3,531,000					-	
	港	5,450,800	108,801,000					20,540,000	
	港		18,097,000					500,000	
	港	3,000,000	10,000,000					30,000,000	
	港	2,580,000	90,000,000					-	

相互費のみ

(3)

裏面白紙

区	分	昭和二十二年算	昭和二十三年度要求額 数量	数量	査定額	額	要
修理工場整備			14,000,000				
並立工場整備			20,000,000				
農林省関係 (繰越に関し5経費)							
公共事業費		9,355,450	319,136,020		41,880,000		
人件及事務費		424,560	9,074,920		1,880,000		
車費		8,970,920	304,461,300		40,000,000		
運送修築費		4,890,920	180,285,000		30,000,000		
青島		100,000	19,101,000		9,100,000		
島根		850,000	8,134,500		5,100,000		
節度		500,000	205,800,000		4,000,000		
厚		800,000	15,737,000		4,000,000		
有			9,371,000		2,400,000		
沢宮			6,144,000				
宮			12,558,000				
政			16,598,500		3,600,000		
呢式			4,830,000		1,400,000		
沙			3570,000				
淡志			5,670,000				
東			14,700,000				
香			9,010,000				
尾			16,212,000		2,400,000		
宇			3,723,000				
翠			4,840,000				
雁		350,000	12,200,000				
雁		840,920					
雁		950,000					
雁		700,000					

(8)

裏面白紙

区	分	昭和二十二年 算	昭和二十二年 度	昭和二十二年 度要項	数量	定額	額	摘要
調査及維持費		4080000		27196300		10000000		
調査費		232000		6000000		1000000		
維持費		3848000		16176300		8222500		
乙	前			2010000		2010000		
丙	前			2700000		2222000		
丁	前			1400000		1400000		
久	前			2030000		-		
羅	前			800000		-		
常	前			544000		544000		
石	前			542000		-		
橋	前			150000		-		
音	前			345000		345000		
珊	前			403000		-		
西	前			410000		-		
川	前			293000		-		
榎	前			5223000		1000000		
香	前			303300		303500		
本	前			139000		-		
美	前			239000		-		
船	前			105000000		508000		
船	前			293387433		911807000		
公	前	60058581		18954592		-		
人	前	8416920		235538301		321004000		
事	前	645595201		482222200		10400000		
開	前	54822200		22000000	60000	3900000		
通	前			36150000		600000		
送	前	2930000		54000000		6500000		
分	前							
雜	前	52200						

昭和二十二年
度要項

裏面白紙

分	昭和二十二年 預算	昭和二十三年 概算	昭和二十三年 數量	昭和二十三年 要求額	數量	定額	摘要
倉庫施設	1,000,000	915,260	4	915,260	-	-	
動進維持	2,058,540	2,155,296	25,000	2,155,296	25,000	12,930,000	
軌道運輸	1,000,000	732,100	821	732,100	-	-	
倉庫維持費	800,500	544,425	35	544,425	-	-	
雜費	195,510	2,200,000	-	2,200,000	-	-	
補助	20,985,000	188,196,560	-	188,196,560	16,589 ^{MT}	334,803,000	
附屬施設補助	-	-	-	-	4,000 ["]	285,683,000	
小間型補助	20,985,000	184,500,000	15,000 ^{MT}	184,500,000	-	19,200,000	
電化施設	-	-	-	3,696,560	-	-	
(土地改良(附屬經費))							
公共事業費	262,034,440	150,896,828	-	150,896,828	-	361,758,000	
人件費	7,852,000	55,956,674	-	55,956,674	-	-	
人事費	142,147,200	848,470,099	-	848,470,099	-	192,318,000	
一	32,994,000	371,425,198	-	371,425,198	-	93,340,000	
附屬	10,155,200	471,064,901	-	471,064,901	-	83,918,000	
二	52,994,000	371,425,198	-	371,425,198	-	93,340,000	
調査費	300,224	829,680	21,742 ^{MT}	829,680	-	800,000	
明渠排水工	21,907,530	115,410,998	-	115,410,998	-	42,977,000	
幹線新設	4,069,800	15,941,000	2,507	15,941,000	-	11,488,000	
"	5,310,000	20,000,000	13,000	20,000,000	-	12,857,000	
支線新設	10,828,800	65,894,550	450	65,894,550	940 ^{MT}	13,432,000	
修繕費	1,090,000	3,210,000	-	3,210,000	-	2,000,000	
推廣費	623,930	3,361,458	-	3,361,458	-	1,000,000	
運送工事	10,925,240	161,858,000	-	161,858,000	-	47,003,000	
水源施設	9,943,000	570,400,000	620	570,400,000	1,644	15,180,000	
水源新設	-	13,275,000	150	13,275,000	-	-	
"改良	-	38,800,000	600	38,800,000	2,000	11,800,000	
水溫上昇	-	36,000,000	2,400	36,000,000	1,200	13,000,000	
器具施設	497,000	11,920,000	-	11,920,000	-	5,000,000	

裏面白紙

区	分	昭和三十二年算	昭和三十二年算不願	査定	査定額	摘要
	款	-	1,500,000		500,000	
	費	285,246	4,323,000		1,523,000	
	土地改良費	-	93,327,440		4,900,000	
	市街整頓費	-	3,500,000		3,500,000	
	公園費	-	15,000,000	200		
	公園費	-	93,567,240			
	公園費	-	1,200,000		1,200,000	
3.	開	101,153,200	477,044,901		85,998,000	
	調	20,199.5	1,354,080		43,904,000	
	明渠排水工	52,829,640	181,043,005			
	幹線新設	6,003,200	6,086,910	997坪		
	改良	2,993,000	15,658,400	3,040		
	支線新設	12,907,400	80,696,000	5,600		
	改修	22,013,600	66,942,400	5,500		
	橋	2,822,000	1,693,000			
	橋具修繕費	3,348,000	6,865,000			
	橋	1,406,840	5,422,095			
	灌漑工事	-	8,502,096		1,904,000	
	新設	-	5,988,006	300		
	改良	-	902,950	225		
	排水新設	-	100,800	180坪		
	排水新設	-	1,450,000			
	排水新設	-	205,546			
	排水新設	-	15,589,230		5,849,000	
	排水新設	-	14,941,000	1,000		
	排水新設	-	448,230			
	排水新設	45,996,085	230,886,890		28,424,000	
	排水新設	29,193,000	119,639,690	2,100		
	排水新設	13,535,600	64,935,200	1,800		

裏面白紙

区	分	昭和二十三年度算入額	昭和二十三年度要項全額	数量	全額	摘要
	器具機材費	-	41,392,860			
	築費	1,261,485	5,579,240			
	疏濬土境爲正	93,240,000	59,884,000		5,999,000	
	補助開渠排水	116,135,000	604,482,255		184,440,000	
	明渠排水	3,360,000	12,003,000	3,000	6,031,000	
	明渠排水	5,800,000	232,959,000	10,000	101,985,000	
	工事	41,420,000	270,219,980	-	28,057,000	
	郵	8,640,000	109,887,200	2,200	-	
	普通	32,780,000	102,332,500	9,000	2,805,200	
	灌溉工事	4,448,000	49,369,795	7,000	34,229,000	
	新築新設	822,000	8,830,000	1,000	8,049,000	
	改良	3,626,000	38,539,795	-	25,380,000	
	普通	490,000	22,039,400	6,000	14,540,000	
	特殊	3,136,000	16,482,395	4,025	10,840,000	
	水田工事	8,901,000	8,775,000	900	8,775,000	
	田区改良	-	5,558,500	1,000	5,358,000	
	石礫除去	-	20,706,000	13,353	-	
	(水害に關する経費)					
	公禾毛費	2,050,000	100,943,540		39,600,000	
	人件及事務費	-	5,049,440		1,000,000	
	委託項目用使諸費	2,050,000	15,106,100		36,000,000	
	事業費	2,050,000	6,951,100		1,706,000	
	(1) 綜合用途施設費	-	5,700,000		1,520,000	
	上水道施設費	-	5,254,000	154所	1,400,000	
	簡易船港場	-	430,000	15 "	120,000	
	(2) 市場用施設費	2,050,000	600,000		150,000	
	船舶用施設費	650,000	-		-	補助費
	船舶用施設費	700,000	-		-	"
	船舶用施設費	600,000	-		-	"
	船舶用施設費	1,000,000	-		-	"

(19)

裏面白紙

区	分	昭和二十二年 算入	昭和二十二年 算出	昭和二十二年 算入	昭和二十二年 算出	定本	類	種	要
	同前	25,000		600,000		150,000			
	須具費	675,100							
	器具費	50,000							
	小手繰綱	150,000							
	綱	75,000							
	延	75,000							
	忘	200,000							
	小定置綱	95,000							
	林炭綱	30,000							
(3)	内陸水田用施設	-		651,100	20戸	36,000		20戸	
	堤	-		41,500		30,000			
	溝	-		13,200					
	カサリ	-	1500同	351,000					
	カサリ	-	30同	221,200					
	カサリ	-	100同	24,200					
	増殖施設費	-	1倍粒						
補	給貸	-		144,550,000		34,894,000			
(1)	綜合調査施設費	-		66,638,000		12,854,000			
	施設	-		15,300,000		4,080,000			
	施設	-	15棟	33,240,000		8,648,000			
	施設	-	60隻						
	施設	-	7同	10,598,000		5,026,000			
	施設	-	15棟	2,250,000		600,000			
	施設	-	15同	5,250,000		1,400,000			
(2)	同前	-		58,400,000		14,600,000			
	施設	-		16,800,000		4,200,000			
	施設	-		41,600,000		10,400,000			

裏面白紙

分	昭和二十年算	昭和二十一年度算	昭和二十二年度算	昭和二十三年度算	種類	数量	定率	種	率
印刷用水面用紙	-	-	19,112,000	-	紙類	-	2,300,000	-	-
不型量撤消建	-	-	1,480,000	1頁	紙類	-	-	-	-
小型量撤消建	-	-	220,000	10	紙類	-	220,000	-	-
集會建造	-	-	16,800,000	140坪	紙類	20坪	2,000,000	-	-
築物建造	-	-	115,000	1	紙類	-	120,000	-	-
築物建造	-	-	195,000	1	紙類	-	-	-	-
築物自動費	-	-	264,000	1日	紙類	-	-	-	-
水産試驗場施設費	-	-	4,987,000	-	紙類	-	2,000,000	-	-
棉花支所出張費	-	-	3,002,100	-	紙類	-	-	-	-
倉庫	-	-	433,500	51	紙類	-	-	-	-
細物物品倉庫	-	-	288,800	38	紙類	-	-	-	-
煉製	-	-	12,000	2	紙類	-	-	-	-
製菓試驗場	-	-	59,500	7	紙類	-	-	-	-
製菓工場	-	-	380,000	50	紙類	-	-	-	-
官舎	-	-	765,000	90	紙類	-	-	-	-
設計監督費	-	-	38,300	-	紙類	-	-	-	-
加路支場施設費	-	-	4,002,100	51	紙類	-	2,000,000	-	-
倉庫	-	-	453,500	58	紙類	-	433,000	-	-
細物物品倉庫	-	-	288,800	2	紙類	-	288,000	-	-
煉製	-	-	12,000	7	紙類	-	12,000	-	-
製菓試驗場	-	-	59,500	50	紙類	-	59,000	-	-
製菓工場	-	-	380,000	90	紙類	-	380,000	-	-
官舎	-	-	765,000	-	紙類	-	765,000	-	-
設計監督費	-	-	58,300	-	紙類	-	58,000	-	-
加路支場施設費	-	-	483,800	-	紙類	-	-	-	-
倉庫	-	-	380,000	50	紙類	-	-	-	-
煉製	-	-	12,000	10	紙類	-	-	-	-
製菓試驗場	-	-	85,000	8	紙類	-	-	-	-
製菓工場	-	-	68,000	-	紙類	-	-	-	-

(11)

裏面白紙

区	分	昭和二十一年度 予算	昭和二十一年度 実績	昭和二十一年度 予算	昭和二十一年度 実績	全 量
農林部	農林部	-	-	228,000	-	-
	農林部	-	-	22,500	-	-
	農林部	-	-	61,280,025	21,000,000	80,280,025
	農林部	2,406,000	-	16,147,000	8,000,000	24,147,000
	農林部	-	-	240,000	240,000	480,000
	農林部	-	-	120,000	120,000	240,000
	農林部	-	-	480,000	480,000	960,000
	農林部	-	-	480,000	480,000	960,000
	農林部	-	-	554,400	554,400	1,108,800
	農林部	-	-	570,000	570,000	1,140,000
	農林部	-	-	600,000	600,000	1,200,000
	農林部	-	-	400,000	400,000	800,000
	農林部	-	-	113,400	113,400	226,800
	農林部	-	-	105,000	105,000	210,000
	農林部	-	-	226,800	226,800	453,600
	農林部	-	-	100,000	100,000	200,000
	農林部	-	-	240,000	240,000	480,000
	農林部	-	-	105,000	105,000	210,000
	農林部	-	-	40,000	40,000	80,000
	農林部	-	-	10,000	10,000	20,000
	農林部	-	-	600,000	600,000	1,200,000
	農林部	-	-	520,000	520,000	1,040,000
	農林部	-	-	90,000	90,000	180,000
	農林部	-	-	113,400	113,400	226,800
	農林部	-	-	105,000	105,000	210,000
	農林部	-	-	120,000	120,000	240,000
	農林部	-	-	910,000	910,000	1,820,000

(12)

裏面白紙

区	分	昭和三十二年 算	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度	昭和三十二年 度
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	金額
看視	舍	-	-	30坪	30,000	-	-	-	-	-
草	舍	-	-	524	252,000	-	-	-	-	-
水	場	-	-	67坪	18,000	-	-	-	-	-
人工	室	-	-	30坪	300,000	-	-	-	-	-
微生物培養	室	-	-	200	200,000	-	-	-	-	-
球	室	-	-	220	176,000	-	-	-	-	-
球	室	-	-	300	210,000	-	-	-	-	-
急	室	-	-	34	32,000	-	-	-	-	-
毛皮	室	-	-	200	200,000	-	-	-	-	-
合	宿	-	-	2030	2,030,000	-	-	-	-	907,000
合	舍	-	-	4200	4,200,000	-	-	-	-	1,300,000
養蠶	養蠶	3,406,000	-	-	-	41,153,025	-	-	-	11,000,000
(1) 養蠶	養蠶	3,406,000	-	-	-	12,646,811	-	-	-	2,000,000
(1) 養蠶	養蠶	-	-	4310	5,192,000	-	-	-	-	-
廠	舍	-	-	2090	2,090,000	-	-	-	-	-
倉	舍	-	-	800	800,000	-	-	-	-	-
倉	舍	-	-	1120	1,120,000	-	-	-	-	309,000
倉	舍	-	-	490	490,000	-	-	-	-	490,000
倉	舍	-	-	1040	1,312,000	-	-	-	-	1,312,000
倉	舍	-	-	500	500,000	-	-	-	-	600,000
倉	舍	-	-	300	252,000	-	-	-	-	252,000
倉	舍	-	-	100	70,000	-	-	-	-	70,000
倉	舍	-	-	400	280,000	-	-	-	-	280,000
倉	舍	-	-	50	35,000	-	-	-	-	35,000
倉	舍	-	-	30	21,000	-	-	-	-	21,000
倉	舍	-	-	100	72,000	-	-	-	-	72,000
倉	舍	-	-	100	142,000	-	-	-	-	142,000
倉	舍	-	-	100	80,000	-	-	-	-	80,000

(15)

裏面白紙

区	分	昭和二十五年算	昭和二十三年算	昭和二十三年度算	査定額	査定額	査定額	査定額
種子	倉庫	-	-	10坪	80,000	80,000	-	-
尔倉	倉庫	-	-	4坪	384,000	384,000	-	-
乾貯穀造	倉庫	-	-	5坪	40,000	40,000	-	-
畜産加工	倉庫	-	-	53坪	264,000	264,000	-	-
厩	倉庫	-	-	30坪	240,000	240,000	-	-
燒却	倉庫	-	-	18坪	144,800	144,800	-	-
沼澤及解制	倉庫	-	-	6坪	126,000	-	-	-
電燈工	倉庫	-	-	9坪	117,000	-	-	-
電器設備	倉庫	-	-	1坪	866,400	520,000	-	-
給水設備	倉庫	-	-	1坪	122,000	75,000	-	-
不道	倉庫	-	-	1坪	445,760	285,000	-	-
排水	倉庫	-	-	600坪	110,000	-	-	-
工	倉庫	-	-	600坪	208,800	-	-	-
工	倉庫	-	-	600坪	31,200	-	-	-
工	倉庫	-	-	1坪	23,040	-	-	-
工	倉庫	-	-	60坪	4,140	-	-	-
工	倉庫	-	-	-	564,411	-	-	-
工	倉庫	-	-	-	23,506,214	4,000,000	-	-
工	倉庫	-	-	90坪	900,000	-	-	-
工	倉庫	-	-	15坪	1,500,000	-	-	-
工	倉庫	-	-	24坪	240,000	-	-	-
工	倉庫	-	-	30坪	240,000	-	-	-
工	倉庫	-	-	120坪	1,080,000	504,000	-	-
工	倉庫	-	-	5坪	412,000	1,000,000	-	-
工	倉庫	-	-	26坪	2,000,000	1,000,000	-	-
工	倉庫	-	-	35坪	280,000	140,000	-	-
工	倉庫	-	-	6坪	54,000	49,000	-	-
工	倉庫	-	-	9坪	72,000	30,000	-	-
工	倉庫	-	-	90坪	630,000	-	-	-

各補助

平成22年度2315

(24)

裏面白紙

239

区	分	昭和二十二年 度 予	昭和二十三年 度 額	昭和二十三年 度 要 求 額	全 量	定 金	備 考
	畜舎	-	30坪	390,000			
	飼料	-	280坪	1,420,000		500,000	
	飼舎	-	20坪	450,000		500,000	
	厩舎	-	12坪	90,000			
	厩舎	-	400坪	3,200,000			
	厩舎	-	44坪	352,000			
	厩舎	-	4坪	36,000			
	厩舎	-	90坪	120,000			
	厩舎	-	12坪	120,000			
	厩舎	-	12坪	96,000			
	厩舎	-	1式	270,000		135,000	
	厩舎	-	507坪	260,000		130,000	
	厩舎	-	2,000坪	555,000			
	厩舎	-	2,000坪	896,000			
	厩舎	-	2基	860,000			
	厩舎	-		952,514			
	厩舎	-		3,990,000		2,000,000	
	厩舎	-	152坪250	1,522,500		700,000	
	厩舎	-	168坪250	1,682,500		850,000	
	厩舎	-	7	63,000			
	厩舎	-	17坪	90,000			
	厩舎	-	1式	52,000			
	厩舎	-	1	150,000		100,000	
	厩舎	-	1	200,000		250,000	
	厩舎	-	1	150,000		700,000	
	厩舎	-		9,911,313,586		(500,000,000) 1,094,105,000	

(15)

1,169,901,381

裏面白紙

名古屋管轄林局公共事業監査報告書

一 監査官 石河、宮高、部員
 補助官 赤澤、主事

二 監査日程

十月四日 一、名古屋管轄林局にて公共事業全般の説明聴取
 二、土坂砂防工事監査
 十月五日 一、鏡ヶ入林道工事監査
 二、白井沢林道工事監査
 十月六日 雨天の爲、現場監査中止、付知管轄林署にて
 現地事情聴取
 十月七日 宮国有林荒廢林地復旧、林道施監査
 十月八日 大洞平苗圃監査

三 監査結果總結

項	目	成績
実施後、開事業運管		可
事業の進捗状況		不良
資金状況		可
労務状況		可
資材状況		不良

四 事業実施状況

第一、第二、四半期認定事業箇所数九二六の中、調査日、八月末日に於いて終了したものは三七六箇所（四一％）に過ぎず、未着手のものが二二三箇所（二四％）ある。
 施行種別は大部分が直営である、これは事業主体、事業の性質からして当然の事と思はれる。

詳細は次表の通り

事業種別	箇所数	割合	備考
中 東 石	実施箇所	施行中	終 了 未着手
造 林 (画)	702	256	313
林 道 (一)	187	57	63
荒廃林地復旧 (一)	3	3	67
災害防止林 (一)	1	1	1
砂防設備 (一)	10	1	10
荒廃林地復旧 (民)	1	1	1
災害防止林 (一)	12	1	1
計	926	327	376
計	(100%)	(35%)	(41%)
計	926	100	(24%)
計	31	3	22
計	895	97%	

註(画)は画有林(民)は民有林を示す

五 事業進捗状況

第一、二四半期認証事業に対して八月末日現在に於ける進捗率は三、一%
 に達せよくなり、然し認証申請の際、年度当初に於いて既に下半期に着
 工すべき予定になつてゐる工事を各四半期に対して認証申請してゐるも
 のが相当あり、此の工事は当然認証されても上半期には着手されなかつた
 め、全給としては進捗率が悪いと云ふ結果になる、之は進捗が悪いと云
 ふのでなく、寧ろ認証申請の仕方が悪いと云ふべきである。

事業種別	箇所数	割合	備考
造 林	66%		
軌道新設	1		
車道新設	1		
歩道新設	1		

事業名	進捗率	備考
其他新設	四〇%	
林道修繕	—	
野木場	—	
小計	—	
荒廢林地復旧	九二	
災害防止	—	
民有林荒廢林地復旧	七八	
民有林災害防止林	五六	
砂防設備	—	
合計	三一	

六 資金状況

第二、四半期迄の事業認証額一四九一九、四〇九圓に對し八月末日現在で

は、その九七%に相当する一四、五四五、三八二圓を受入れたことになつてゐる。然る名古屋管林局は開設後、日も浅く（本年四月一日）第一、四半期は事務の整理も整然とせず第一、四半期の認証事業費の通知も受取らず、資金も公共事業としていくらとはつきり令達を受けなかつた。そこで管林局として管理費一本で令達を受けたものの中から第一、四半期の公共事業に消滅した実績を管林局としてその費額とし之を左表第一、四半期受入額の欄に掲げた。従つて之は必ずしも認証額に一致してゐない。詳細は次表参照

事業名	認証額		事業費受入額		未受入額
	第一、四半期	第二、四半期	第一、四半期	第二、四半期	
造林事業	二、〇二二、四六三	三、三九五、五五三	一、〇二八、七六〇	三、九六五、二四七	三、七四〇、九
荒廢林地復旧	四八、〇〇〇	一、四四、〇〇〇	四八、〇〇〇	一、四四、〇〇〇	—
災害防止林	三、一九六四	二、一三三、三一	三、一九六四	三、一三三、三一	—
砂防設備	—	一、二九六、四〇	—	一、二九六、四〇	—
民有林荒廢林地復旧	六、三五〇〇	三、七二七、二〇	六、三五〇〇	三、七二七、二〇	—

事業名	認定事業費			未受入額
	第一四半期	第二四半期	第一四半期	
災害防止林	五〇〇,〇〇〇	四五〇,五七九	五〇〇,〇〇〇	—
林道	三七四,九二二	四二二,八七二	一,四七六,六九〇	六,四〇,八九八
許	六四〇,一八四九	八五〇,七五四二	三一九七,八八四	一一,三四七,四九八
				三,七四〇,〇〇九

七、労働状況

労働の状況は其の充足に關しては良好と云へる。八月末現在に於て第一二四半期計画の七三・五%を履行してゐる。然し廣的に見ると此の実績に於けられた数字中失業者が就労は全然記録されてゐない。之は管林局の事業が總べて失業者の多い都市から遠く離れた山の中を行はれると云ふ事。又事業の対象が何れも五年乃至十年の熟練を要求する事等の特殊性に原因してあり、失業対策としての公共事業の範囲に入れらるる事の可否が此の點からして再検討を要する。特に造路事業に於て其の感が澄

事業名	計画進人員	就業人員		備考
		式進人員	全実人員	
林道	一、六七、三九〇人	一、二四、八五三人	六、六二〇人	
荒廃林地復旧	四、五一三	四、〇五八	九三	
災害防止	一、一九二九	—	—	
荒廃林地復旧	一、六四五	—	八三八	
災害防止林	一、八九五〇	三〇、四三三	一、三四	
造林事業	九三〇、八八	五七〇、三七	七〇六	
砂防設備	一、九八〇	—	—	
計	三、九四、四九五	二、二七、二一八	三、六四三	

八、資材状況

鋼材セメント木材の三重要資材の備給状況を左表に掲げる。何れも頭初計画の所要量に比し、割当が著しく少く尚その入手状況も甚だ良好とは云ひ難い。特に造林事業に於ては其割当数字の通知すら受け取つてゐない実情である。資材状況の項にも述べた如く、局開設後

日の浅い事も一つの止むを得ない原因と思はれる。

資材名	所要量	割当量	入手量	所要量に対する割合	備考
銅材(セ)	七二	三二	一九	四四%	二次製品を含む
セメント(セ)	三三五	六五	一九		
木材(五)	五、〇〇五	三四六	三八四	七	
					八

九 管杯司の要望事項

(一) 造林は公共事業の枠から除外して欲しい。公共事業の枠に入っている労働者は一日一合の食糧加配がある事になつてゐるのに其の実際は皆無である。又工事用の資材としては林道其の他の土木事業と異り大きな量を必要としなから其の面から見ても公共事業の枠の中に入つてゐると云ふことの爲に恩恵を受けることは少い。又前公共事業と云ふことの爲に報告書類の作製其の他事務上の煩雜

(二)

さが加はつてゐる。斯う云つたことから云つて造林に關する限り公共事業の枠から除外して欲しい。公共事業の枠から除外して欲しい。其の労働者が所有する持つてゐる場合には公共職業安定所から加配米をくれな。加配米は労働者が喰ふのではなく事業そのものが喰ふのであるから石の環等ことが悪いやうに取計られた。又この加配米は当該縣の枠から出でゐるが、之では實際入手量が僅少量になつてしまふ。是非中央の枠に入れて欲しい。尚造林事業に就労するものは地下足袋作業衣の損耗が甚しい。伐木事業にはそれが生産事業であると云ふことの爲に特配があるが造林はその恩恵に浴してゐない。木材の生産は伐木のみではその目的を達することは出来な。造林こそ木材生産に必要不可欠からざる要素である。此の意味からして造林を生産事業の範疇に入れて地下足袋作業衣等を配給するやう取計らつて欲しい。作業衣、履物は所収

(三) よりも造林の方が早のいたみ方がはげしいものである。
一般事業資金の令達が遅くて困る。第一四半期は七月二十日第二四半期は十月二日と云つた具合である。阿とかもう少し早く資金が令達される採取計らはれたい。

一〇 監査意見

(一) 当管林局は本年四月一日に宮内省管轄から農林省管轄に移されたばかりであるが事業そのものの運営は全般的に見て良好である。但し之を公共事業として見た場合には良好とは云へない。

(二) 事業の進捗状況は不良である。事業進捗状況の項の表にあるごとく公共事業全体の進捗率が第一、二画四半期六ヶ月分の予定事業量に対し八月末日迄の五ヶ月間に僅か三十一%の進捗を示してゐるに過ぎない。其の理由は種々あるが労務者として貰へる賃の加配米が殆ど貰へない事、作業衣や履物の配給がないこと、又資材等にセメント、鋼材の入手が非常に困難なる事等が其の主なるものである。但し前

(三) 資金状況も良好とは云ひ難い。その事情は其の項で述べた如く局開設後、日が経つと云ふ理由に基くもので管林局としては止むを得なかつたとも思はれるが、農林省本省としてはもう少し公共事業と云ふものに対して深い関心を持つてゐて欲しかつたと思ふ。

(四) 労務状況に關しても同断である。其の項の表にある様に計画延人員二九九、四九五人に對し使用実績は其の七三%を示してゐる。此の数字は必ずしも悪くはないが其の内公共職業安定所を通じて就労した失業者の数が〇となつてゐる事は管林局の仕事が現在の定義に於ける公共事業の枠に入つてゐる以上労務状況良好と云はれない事の根據になる。如何に努力しても失業者を吸収することは絶対不可能だと云ふ存らば、此の管林局の仕事は公共事業の枠から外すか、さも

その事はもつと根本的に遡つて公共事業の定義を考へ直さねばならぬ事にならう

(三) 資材状況は不良である。其の項の表にもある様に資材入手の量は所要量に比して微々たるものである。所要量に比して割当量が甚だ小さいことが第一の理由であるがその小さな割当量も本材を除いては十分を現物化がなされてゐない。せめて割当量だけは現物化されれば第一級の努力が望ましい。

(六) 管務局の要望事項の中(一)は餘りにも功利的な見方からのみ考へた議論であるが、其の結論としての「公共事業から除く」と云ふ點については本項の傍勢状況に関する意見にも述べた様に單に森林のみならず管務局の仕事全体について再検討する必要があると思ふ。要望事項(二)の第一項は理論としては一應尤もであるが國內倉糧供給力の現状を考へると其の實施は困難であると思ふ。第二項は第一項以上に一層うろづかれる理論であり又衣類その他のためのみならず管務局の

云ふ通りであると思ふ。之れは取り上げて考へ直してみる必要があると思ふ。

要望事項の(三)に就ては管務局に対して批判の余地はない。特別会計であることの爲に収入がその儘支出資金令違反にひかへる關係は止むを得ない筈はあるが農林省林野局としては一考の余地があると思ふ。

結論

要するに管務局の仕事の内、現在公共事業の枠に入つてゐるものは何れも公共事業の定義とびつたりしない点があり、再考の餘地がある。当管務局の仕事は公共事業としての観点からは種々批判されるべき点があるが、事業の運営そのものとしてのみ考へれば總体的に見て良好であると思ふ。

新潟縣公共事業並査報告書

監査官

山	部	員
吉	部	員
田	部	員
宇	部	員
野	部	員
補	助	官

並査日程

七月十六日(水) 於縣廳一般公共事業概要説明聴取
 七月十七日(木) 右同
 七月十八日(金) 新潟市内竹藤工職業補導所視察
 同織維肉條校産共同作業所
 中條緊急用拓事業視察
 新津柳川排水工事視察
 阿賀津川災害復旧工事視察

二十二日(火)
 二十三日(水)

本日原南拓事業視察
 長岡土地復興工地区劃整理事業視察

二十四日(木)

全 學校復旧事業視察
 全 建築補導所視察
 浦佐林務砂防工事視察

二十五日(金)

全 土木砂防工事視察
 衆地開発営団(八色原)
 西津港災害復旧事業
 浪越維持修理事業視察

二十六日(土)

新保川砂防工事視察

二十七日(日)

祖川船溜工事視察

二十八日(月)

於縣廳講評

並査結果総括

頁目

実施機関の事業運営

事業の進捗状況

資金状況

労務状況

資材状況

四 事業実施状況

昭和二十一年度中

認証件数 四件

施行箇所数 四二〇所

二の中

直營 二六五所

請負 四二〇所

地元請負 三五七所

批評

不良

可

不良

可

可

昭和二十二年六月末現在

認証件数 六一件

施行箇所 二九五二所

二の中

直營 三五七所

請負 七六〇所

地元請負 二五一七所

委託 二ヶ所

昭和二十一年度、昭和二十二年度と比較して大分差がある。二十二年

度には予算の令違の遅延並びに資材の不明によるものがある。

事業種別中、食糧関係が最も大きく、縣下公共事業中二十一年度は半数

以上占め、二十二年度六月末現在に於ては八〇%以上を占めてゐる。又之

に次ぐものは災害復旧関係で、毎年の災害が少く、七〇%以上を占めてゐる。又之

所数が二十一年度四分一、二十二年は各事業種別を算じれば、二位を占

五、事業の進捗状況

めくいる状態である。

事業種別	昭和二十一年度	昭和二十二年
職業補算共同投産	八六%	一〇〇%
住宅都市計画関係	一〇〇%	五〇%
治山治水関係	一〇〇%	一〇〇%
食糧関係	九五%	五〇%
輸送関係	一〇〇%	一〇〇%
学校関係	九〇%	一〇〇%
平均	九六%	五二%

六六%以上の事業投産、不投及大投産事業の資料不足に依り、

九五%以上の緊急用事業の進捗、下り遅延は八八・五%

九〇%以上の救災復旧事業予算の繰上り、越上ラブルニヨル

六、資金状況

種別	昭和二十一年度第一四半期	昭和二十二年第一四半期
厚生関係	三、二八五、二七二	二、五六四、一三〇
住宅都市計画関係	九、八一八、四六六	五、七八五、七五八
職業補算関係	九、九一八、四六六	一、五二四、六三五〇
輸送関係	一、四三九、八三二	一、九八八、七五〇
食糧関係	九、九一八、四六六	六、〇七九、〇〇〇
治山治水関係	二、九七〇、四一五	一、八〇八、九八〇
学校関係	三、八九六、二三八	八、〇四一、三三三

資金の入手状況頗る悪く、前所により安定本部では保証しても資金送付に相当時日を費し、殊に到着するに二、四半期の終り頃である。特に農林関係は、大に公共事業の不進捗の一因である。

七、労働状況

所要計画	二十一年度	二十二年
使用延人員	六、四八六、六八二人	三、三三六、二三二人
実延人員	五、二一六、〇九九人	一、七〇九、三二七人
	六、三、一八四人	五、六、二九八人

労働状況に於いて昭和二十一年度平均賃金増により、使用延人員の削減は免れ、これが事業としてよくやっていた。二十二年度は、事業が割合進捗して、かつ労働力が労働が相当数に昇つて、二回は継続事業存続に

依り一部人夫を常備する事による
労務者用加配共、他の配給については

昭和二十一年度へ租し一月より五月迄の商

主食米 五八、八四一既

地下足袋 五、二三五足

昭和二十二年年度第四半期迄については

主食米 五三、四八五既

地下足袋 三、五〇〇足

衣料品 三、六一三衣

等て主食は主食米、小麦粉等が多く労務者一人一日平均一〇〇。五程

地下足袋は各労務者一年に一足の割合で配給している

失業対策については縣下とりた措置

(1) 失業対策本部を設置している

(2) 失業対策本部を設置している

(3) 知事談話の新副発表をしている

(4) 公共事業施行バラナチ放送をしている

(5) 回覧板の隣組回覧をしている

(6) 失業対策懇談会を行つて、へ縣内主要市町村九ヶ所

(7) 失業対策指導協議会設置している

(8) 失業者一〇〇名以上の町村に対して

租し失業対策の効果をほとんとあかたて、いな

又、労務賃銀支拂状況は左表による

公共事業関係日傭労働賃銀支拂状況調査表

職種	標準賃銀	1月	2月	3月	4月	5月	1月
大工	57.73	51.88	52.12	55.16	80.13	67.13	69.72
左官	70.88	64.27	64.27	66.50	68.78	77.11	81.73
瓦工	56.73	47.41	50.95	51.05	61.13	60.30	60.47
石工	61.65	47.96	54.73	57.90	64.86	71.26	71.27
人夫(A)	35.66	30.67	30.95	32.42	56.71	40.64	42.07
人夫(B)	26.89	21.76	22.82	24.77	28.57	31.76	31.45
板金工	78.16	70.00	72.60	72.00	71.50	86.50	74.00
瓦葺工	81.87	73.33	75.00	76.33	80.75	89.00	96.25
配管工	120.00				105.00	105.00	120.00
塗装工	128.33	100.00	100.00	110.00	170.00	120.00	130.00
土工	43.75	38.29	38.54	41.20	44.77	50.25	50.74

自動車運転手	52.70	43.33	43.33	45.00	57.25	59.71	67.61
自動車運転手(伴)	58.74	55.00	35.00	36.67	39.50	41.50	45.67
荷車(車無)	156.66	147.50	147.50	147.50	167.50	155.00	175.00
荷車(馬車無)	88.27	41.67	41.67	43.33	46.00	55.70	41.25
〃(馬車有)	173.77	145.00	143.76	156.25	216.67	245.71	256.75

八 資材状況

昭和二十一年度

種別	前	得	割	当	入
鋼材	一〇一五	八八	六八二		
セメント	四六三七	一一二六	二五八〇		
木材	二〇六、六九	九九、九五四	一八、六八七		
種別	所要量	割	当	入	千
鋼材	四九八	一九一	七一		
セメント	二、三三八	九一五	一九三		
木材	一、三三七	一四、一二九	一〇、一九〇		

資材の不足は全回酌であるが本縣もセメント資材の不足を告げて、
以上四五六七八の詳細は本附参考資料参照のこと

九 希望事項

- 一 資材の配給を速かに願いたい
- 二 工事天候の自由拂率を引上げて貰いたい
- 三 国庫補助金の内示を速かにして貰いたい
- 四 農業会では開拓用農具たる鍬鋤等と土地に合せて製作するから、中央からの製造でなく資材で配給されたい
- 五 本縣において冬は積雪 厳寒で戶外作業は遠移しから、三四半期迄に事業が出来よう 資金 資材の認証配給をして貰いたい
- 六 長岡市の被災復旧については 冬期の燃料 食料貯蔵所用に家屋の坪数制限を緩和して貰いたい

意見

興産の公営事業運営状態には不十分な点があるが、関係者等と
担当部課の熱意の不足に依るところも少なくないと思われ、監査終了後
講評を行つた際に注意を喚起しておいた
日 一般の説明聴取の時に見た関係書類は大部分が整備不十分であ

リ、その説明も満足にできなかった。

6. 失業対策実施本部より公共事業監査要領を作成してやっていたがほとんど有名無実で実効がなかった。

各現場に行くと見ると同機由が査察したにもかかわらずも公共事業に計り認識を欠いてあり失業救済の実効があつていない。

7. 西津港災害復旧及祖川汽の船溜工事には水産課で予算をもち、土木部河港課で設計施工をなすことになつていたが並立の際土木部現場関係者は認識内容を知らず工事は何等着手してない。

8. 新潟市内繊維関係産業共同作業所は熱心に運営せられ相当の成績を上げてゐるが加工材料入手に困難してゐる。これに對して縣廳関係官の積極的努力により警察官や鉄道局員用の制服、社立等求めることに要望しておいたが之は全国的の課題であり、心処置はしてあるが當部としては何に策等の配給が円滑にゆくよう監視すべきである。

9. 中條及び大日原の南拓事業は益々効果も著々あり、立地條

件を考慮した独自の南拓計画を樹て縣農業会及び現場従事者の熱意努力は高、評価される。

10. 新発田職業安定所は積極的に公共事業場と連絡をとつてその実態を把握してゐるのには賞讃すべきである。

11. 長岡市の復興事業は学校、住宅、区劃整理とも着実に進捗してゐる。

12. 西検計すべき事業

13. 佐渡新保川砂防工事

大量のセメントを必要とする当初計画をそのまま、墨守してあり、資材難に對処すべき第二次案の検討が真剣に行われたい。

14. 佐渡祖川船溜工事

構造物の設計が不完全である。現場の四面によれば捨石が極めて不十分である。冬期に破壊の虞れがある。健全な計画に基く設計及び施工をするよう要望してある。

15. 新津柳井排水工事

資材難のため、現在の計画は実行不可能のおそれがある。第二次案を考へるべきである。

16. 新津柳井排水工事

15

山梨縣公共事業監査報告書

監査官

遊谷 事務官
小笠原 事務官
多村 事務官

監査日程

六月二日(月)

山梨縣廳に於て公共事業実施状況聴取

六月三日(火)

本日より左記現地監査を了す。

- (一) 中巨摩郡玉箱村 緊急開拓集留地開墾事業 (農林省主管)
- (二) 南巨摩郡靜川村 荒廢林地復旧事業 (農林省主管)
- (三) 南巨摩郡下山村 災害防除施設 (内務省主管)

六月四日(水)

19

9-2
243

三

項目	内容	批准	評
実施機關の事業運営			
事業の進捗状況			良
資金状況			良
債務状況			可
資材状況			可

監査結果 吳 總 村

(四) 北巨摩郡總坂村 上 地 改 良 (農林省主管)

(五) 北巨摩郡朝神村 開 拓 事 業 (農林省主管)

(六) 北巨摩郡荏荷村 校舎共済作業施設 (厚生省主管)

六月五日(木)

(七) 東八代郡二宮村 砂 防 工 事 (内務省主管)

(八) 東八代郡富土見村 公正學校校舎復興工事 (文部省主管)

(九) 中巨摩郡丑富村 道路特別整備工事 (内務省主管)

四 事業実施状況

昭和二十一年度事業実施進捗状況は昭和二十一年三月末に於て二三五一個所にして、本年度に繰越されしもの一箇所あり。
六月中旬に完了せり

事業名	実施箇所	完了	施行中
公共事業	二三五	一	二三五〇

事業の施行方法は従来の通り監管数は全箇所数の八一%請員数は一%地元請員数は六%委託は二%なり。
右の内地元請員六%は地元の受益者が設置の洋直営と言ふべきもので委託二%は補導及授産事業、請員一%は主に災害復旧工事であつて之は要急事業であつて特殊留兵等を使用するものである。

施行種別	個 所 数	割 合 (%)	備 考
直 営	一九三	八	
請 員	二五三	一	

地元請員	一	二	九
委託	三	五	一
計	三	七	〇
		二	六
			補道及授産とす

五 事業進捗状況

右進捗率は資金使用額に於ては一〇〇%なるも工事量は物産並賃金の騰貴に依り尤六一%なり

種別	事業名	資金使用額	工事量	備要
補導及授産	職共補導及授産	一〇〇%	一〇〇%	
紅毛漆及夫京漆	職共補導及授産	一〇〇%	一〇〇%	
系	治水林道災害防止	一〇〇%	一〇〇%	
開入植	住宅建設及共同施設	一〇〇%	一〇〇%	
開墾	集開墾地改良其の他	一〇〇%	六〇%	
道路	道路改良道路特別整備	一〇〇%	一〇〇%	

六 資金状況

昭和二十一年度に於て認定した事業費額は八八、一四五、〇九〇圓にして、その内訳は次の通り、補助額は三八、九三一、六八五圓にして全部投入を了し補助平均率は四四%なり

種別	事業名	資金使用額	工事量	備要
河川	中小河川改良災害防除	一〇〇%	一〇〇%	
砂防	砂防	一〇〇%	一〇〇%	
災害	災害復旧	一〇〇%	一〇〇%	
都市計画	區画整理街路其の他	一〇〇%	一〇〇%	
厚生	庶民住宅	一〇〇%	七四	
学	職共補導及授産	一〇〇%	二〇〇%	
計		一〇〇%	九六一	

種別	事業費額	国庫補助額	摘要
種道及投資	一九〇四、一六〇、〇〇〇	一五〇、一七六、〇〇〇	
知識階級失業救済	三二四、三八〇	三二四、三八〇	
森	一、三八一、二七八	五、七六三、二四七	
那石入植	一、三六八、三〇〇	四、七四一、三〇〇	
開墾	二、八六七、五九二	一〇、八九一、〇〇〇	
道路	六、三三三、四九九	一、三三三、七〇八	
河川	一、六六三、〇〇〇	七、五二〇、〇〇〇	
砂防災害	九、六六八、一八二	六、七六〇、〇〇〇	
都市計画	一、〇九一、三八五	五、三〇、六〇〇	
厚生	一、二三五〇、〇〇〇	五、一七五、〇〇〇	
學	六、五五五、九八一	一、二二〇、六九〇	
計	八八、一四五、〇九〇	三六、九三一、六八五	

七 労働状況

昭和二十一年度中の所要労働従人員七二、九三三八人に対し採用数は五六一、一四二人にして充足率は七七、七〇〇となり。
然して之が要人員は一、二四一五人にして此の内失業者の就職者数は一割弱なり。

本年四月末現在の失業者数は三三、四四八人にして大多数は不健全なる職業に従事し居る状況にして、強力公共事業に就労する様々事業の宣伝並、勤労意欲の昂揚等之が指導に努め居れり。
就労者の賃金は継続者一日最高一〇〇〇圓、最低六〇圓、不継続者最高六〇圓最低一五圓なり。

八 資材状況

資材中主要資材の状況は次表の通りで割当量に対する入手量はセメン
ト四七%木材七四%、砂凡五%にして所要量に対する割当量は二五%乃至四八%所要量に対する入手量は一三%乃至三六%なり

右不足量に對しては工事設計の変更他方面よりの入手等の方法に依り
 辛ふじて完了せる状況なり

資材名	所要量	割当量	所要に対する割当		備要
			入手	入手率	
セメント	一五九トナ	四〇、七〇〇	三八ト、四九八	二五、五%	二四、一%
木	一七、三五、六八〇	四七、四ト、八〇リ	二七、三〇〇	一三、〇%	
材	六三、七八、三五〇	三〇、九七、三〇〇	三三、三六〇	四八、五%	三六、五%

九 事業主体としての山梨縣の希望

- (一) 公共事業の認証を可成速にせられたい。
- (二) 事務的報告の簡素化を図られたい。
- (三) 現在の物價指數に應じ、賃金單價を引上げられたい。
- (四) 作業上必要なる地下足袋作業衣等既給せられたい。
- (五) 現在労務加配又は職業安定所に於て取扱ひ居るも其の他の配給物資
 (必需資材は除く)も労務者を取扱ひ居る現職上職業安定所に於て
 一元酌配給するやうせられたい。

一〇 監査意見

- (一) 監査に就ての事前連絡が昭和三十一年度第四四半期に於つては二
 こと、年度始めであつたため、概ね施行済の箇所のみ監査する結果
 となり事業の遂捗の現況、資金資材の入手状況等について施行中の
 現地監査が出来なかつたのは遺憾であらうが全般約に見て次のやう
 な事が痛感せられる
- (二) 資材入手難にも拘らず予定の事業量をほぼ完遂した労は多とするが
 資材節約のため、代用工法が多く事業の質的低下を憂へる
- (三) 庶民住宅の入手希望者は約三倍に上る状況であるが全然セメント
 を使用せず、硝子も入つてゐない
- (四) 地勢の懸崖上堰堤工事が多いが急流河川の多い本縣に於ては資材
 節約のために工事が脆弱に有る懼存しとしない。事業計画橋立に
 當つて資材入手の予想を確實にする必要がある
- (五) 入植開墾については、玉橋飛行場は元系新地であり入植府も地元の

隣村農民を主としてゐるので、須臾に遠くでゐるかその他の地区は、
地形、水利等の関係で食糧事情、雇傭農兵等に困難してゐる。
又農業に経験の無い者もゐるので、管農指導も含めて、縣当局の一貫し
た積極的援助を必要とする。

以上

福島縣公共事業監査報告書

(一) 監査官

三治部員 和田 喬 託

(二) 監査日程

十一月十三日(木) 福島縣廳に於て公共事業實施の全般説明を聴取

十一月十四日(金) 右同

午後より現地監査

1. 授産共同作業施設(縫製作業 藁加工作業) 福島市
2. 失業対策應急事業(堆積塵芥 汚物糞尿処理) 福島市
3. 第五次土地改良事業(用排水) 伊達郡平田村北平田
4. 災害防除砂防事業(堰堤嵩上工) 信天郡庭坂村大笹生
5. 入植者住宅建設共同施設 耶麻郡松山村赤崎林

十一月十六日(日)

6. 都市計画街路事業

7. 住宅復興補助事業(庶民向住宅)

8. 花柳病々院建設

十一月十七日(月)

9. 職業輔導(木工関係)

10. 相馬農務学校(戦災復興事業)

11. 新田川災害防除施設

12. 木田川改修工事

13. 久之浜魚港舟溜設備

十一月十八日(火)

14. 生産都市再建整備道路改築

15. 森林治水(荒廃林地復旧)

16. 石炭運炭輸出道路改良工事

郡山府

相馬郡原町

相馬郡太田村

石城郡久之浜

石城郡四倉町

平甲上平窪

石城郡善町

以上

石炭運炭輸出道路改良工事

(四)

項目	概況	評価
實施機関の事業運営		可
事業の進捗状況		可
資金状況		可
労務状況		可
資材状況		可
労務状況		可

(1) 総人口数

男 九五四九八六

女 一〇二四五二八

計 一九七九五一四

(四) 可成者数

男 五二四、五三四
 女 三七九、一一八
 計 九〇四、六五二

(八) 産業人口数

産業別	男	女	計
農業	二五七、三二七	二五五、三六一	四九〇、六三八
林業	七、二七六	五、五七五	一三、八五一
水産	六、六四八	三、七七七	一〇、四二五
鉱業	二四、八六一	四、七四二	二九、六〇三
工業	七三、三八一	一七、三一五	八九、五九六
商業	二六、一九一	一三、二八九	三九、四八〇

産業別	男	女	計
産業別	一六、六九一	一七、三九九	三四、〇九〇
交通業	三、四一三	二、九九九	六、四一三
公務	一九、九〇二	九、五六三	二九、四六五
自由業	二、五〇七	七、一八六	九、六九三
家事	一、八一七	九、二六四	一〇、三八一
その他	四、六四二	三、三三〇	七、九七二
計	四六、五九四	三三、五三〇	八〇、一二四

(二) 失業者数

(一) 無業者数

男 四五、一七五
 女 六五、九二八
 計 一一一、一〇三

(イ) 公共事業者数

男 三、二九七
 女 三、一八五
 計 六、四八二

(ホ) 日傭労働者賃金率を左表に記載す

計 一、五三一五五

第 目 表

労働者賃金率

昭和22年9月30日現在

事業分類	日傭労働者賃金率		計
	男	女	
河川	49.8	55.2	55.4
道路	70.0	65.0	67.5
港湾	55.0	80.0	67.5
農業	55.0	105.0	80.0
林業	55.0	75.0	65.0
都市計画	55.0	80.0	67.5
住宅	55.0	85.0	70.0
学校	55.0	85.0	70.0
職業関係	55.0	85.0	70.0
計	49.8	55.2	55.4

(ハ) ① 公共事業に就事する労働者に対する加配米状況

事業分類	第 一 期		第 二 期	
	実人員	延人員	実人員	延人員
河川	2,440	6,650	2,037	5,824
道路	1,054	3,898	1,068	2,314
港湾	723	804	372	957
農業	8,243	19,283	8,746	20,741
林業	2,876	7,021	3,885	5,614
都市計画	482	9,176	752	14,680
住宅	108	3,420	174	3,420
学校	65	1,389	201	5,010
職業関係	721	19,906	378	6,406
計	16,714	40,386	16,513	38,403

月別	買人員員	延人員員	配給量町
四	六八八六	一一八六三七	二一四二二
五	五六〇一	一一一〇一八	一三五二二
六	六二二六	一四〇五五九	一五二三九
七	六〇〇二	一三一七八六	一四一五九
八	五四二一	一六五三九二	一九七五一
九	八九三一	一一三一三六	三六二九七

(四) 第三表 経済効果圖

事業分類	年次事業費	年次補助費	経済効果
河川 (含砂防)	56431,879 円	18,432,897 円	米 2499/石 麦 8,846石 生米 23,500石 石炭 24,000担 雑穀 3,222石 木炭 5,000石 小計 4,800.00 円 米量浸水防止 2,500.00 石

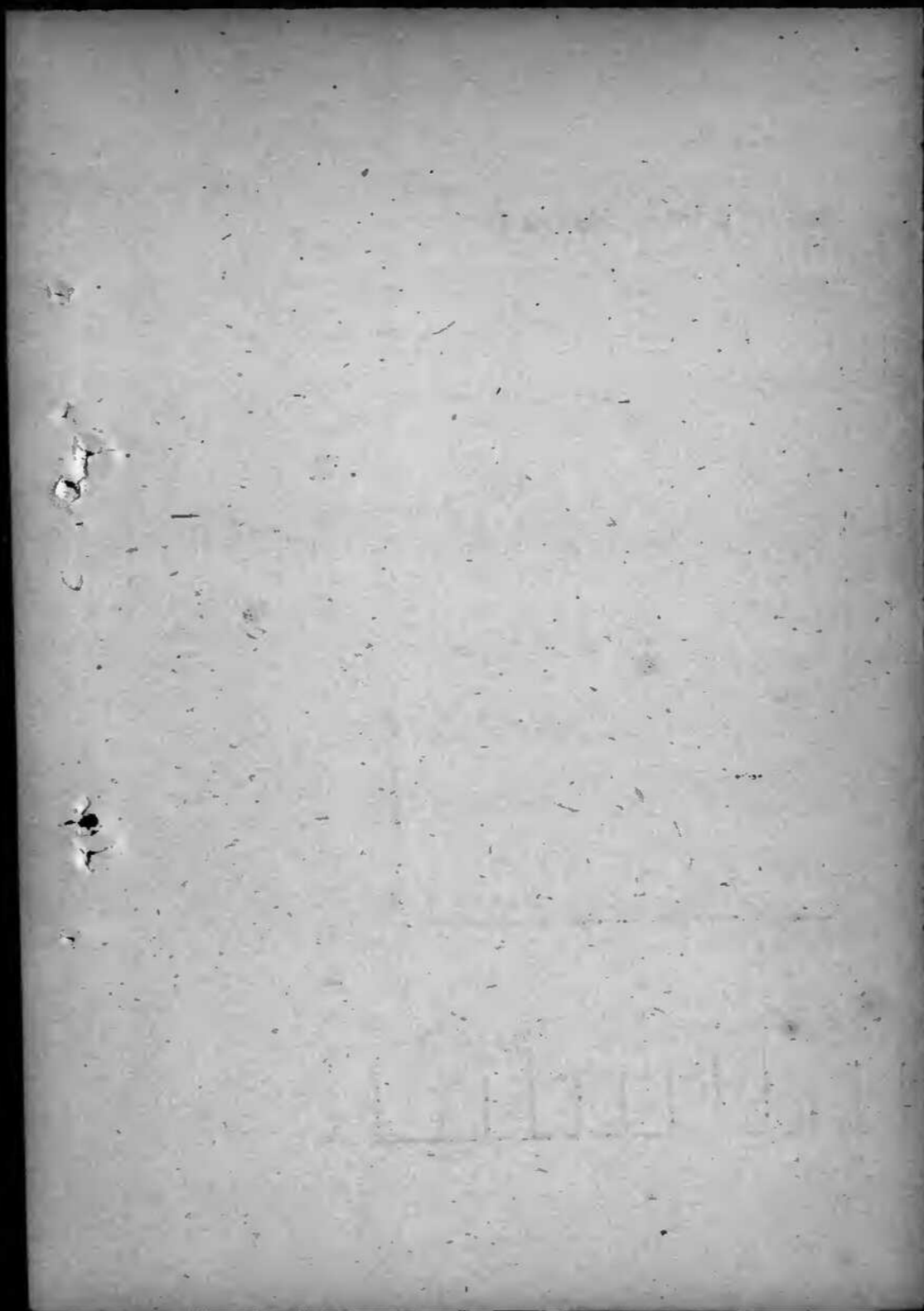
事業分類	年間事業費	年間補助費	経済効果
道路	2,671,054 円	1,213,790 円	木屑 62,900石 木炭 1,203,000石 水産物 5,600,000石 石炭 78,192担 亞炭 22,200.00 担
港湾	8,069,194 円	4,087,703 円	船介藤 2,974.00 船 漫船の遭難防止 土地改良 309,119町歩 水堰算 27,801石 築宮、堤防 36町歩 水堰算 9,800石 船運 4,959町歩 水堰算 1,200石
農業	114,550,426 円	77,099,567 円	森林治水 瀬川 雪崩 土砂流出防止 民生の安定を図り得る之と共に延長 125,596米を 開設し木材 43,847石 木炭 17,088担 薪 81,400石 搬出 7,400石
都市計画	14,836,330 円	8,662,824 円	物資輸送増進に努むる
住宅	58,020,825 円	23,042,413 円	庶民住宅 (17,10坪) 3,20戸 軽用 420戸 共同作業所 52棟 共同斗戸 280棟 小学校分教場 5棟

東京分館 (職 業 係 別)	年間費 25443.698	月 給 271.849	経 費 835 呼 学 校 完 成	初 果
職業関係	6383.619	6895.619	2. 機 産 3. 人 員	人 機 集 団 係 建 物 199 坪 新 築 63 坪 造 作 136 坪 機 材 100 石 漆 具 378 俵 木 材 品 1215 俵 竹 菴 品 2040 俵 衣 料 品 30 種 55.756 俵 毛 糸 82 俵 筆 箱 162.920 俵 其 他 681 俵 木 竹 製 品 23,906 俵 業 製 品 4031 俵 機 産 関 係 以 於 于 実 人 員 4,746 名 失 業 急 急 事 業 以 於 于 此 人 員 51,875 名 の 失 業 者 を 救 済 し 六 七 七 名 存 在

第 二 表

延 行 方 法 内 訳
昭 和 二 十 二 年 九 月 三 十 日 現在

事業分類	延 行		方 法		内 訳	
	直 管	行 請	買 取	新 設	託 託	計
河 川	119		119			238
道 路	20					20
港 湾	6					6
農 業	177		1818			1995
林 業	8959		37			8996
都 市 計 画	11		7			18
住 宅	1		7			8
学 校	1		3			4
職業関係	62		1			64
計	9356		1992			11349



(六)
第一款

公共事業實施狀況調

昭和22年6月30日現在

事業名稱	施行箇所数	進捗率	事業費	補助費	労務 (延人員)			資材					
					所要人員	雇用人員	内失業者数	鋼材		セメソ卜		木材	
								所要	入手量	所要	入手量	所要	入手量
河川	238	13	13,787,081	7,676,298	307,919	211,813	34,353	406	3,944	313	75.0	4,331	4,073
道路	20	98	2,118,602	8,012,000	150,830	79,356	61,470	(3,220)	(3,307)	(118)	(46,85)	(2,847)	(3,019)
港湾	3	88	3,025,000	1,773,964	63,839	31,858	2,285	17	9	181	112	4,070	3,500
農業	1,955	76	89,538,829	3,640,574	364,057	151,964	149,164	(7.5)	(7.5)	(112)	(112)	(2,260)	(2,260)
林業	8,996	70	2,237,582	—	185,450	143,487	—	13,07	0.49	161	81	265	479
都市計画	18	57	14,836,330	9,662,824	95,038	84,823	46,319	(6.52)	(0.29)	(131)	(71)	(339)	(309)
住宅	8	40	32,841,575	9,371,288	214,583	41,680	700	284,894	31,840	1635	308.9	9,487	117,663
学校	4	80	1,144,668	572,334	5,744	1,080	—	(15.152)	(2.69)	(345)	(18.5)	(8,150)	(7,390)
職業訓練	64	70	3,597,985	3,055,301	2,500,000	2,355,309	2,355,300	10.20	8.0	6.5	4.2	1,000	1,230
計	11,349		169,097,659	41,764,592	7,163,947	4,491,270	2,656,591	(2,228)	(0.87)	(1.0)	(1.0)	(198)	(198)
								12.46	2.91	76.86	45.7	15,990	579
								(4.65)	(3.0)	(33.51)	(45.7)	(7,97)	(519)
								48.77	17.07	72.30	44.35	55,800	34,466
								(39.20)	(9.75)	(90.30)	(46.65)	(62.60)	(831,135)
								4.7	2.24	59.25	2.92	2,280	2,000
								(1.54)	(1.54)	(2.5)	(2.3)	(1430)	(1,430)
								7.38	7.34	—	4.320	2,540	651
								(0.38)	(—)	(0.53)	(0.53)	(0.53)	(510)
								804,474	80,834	2,521,91	678.42	105,763	122,301
								(80.37)	(35,967)	(34,031)	(518.23)	(86,184)	(846,770)

裏面白紙

(七) 監査員の意見

1) 経本に於て考慮すべき事項

河川、道路、山林、農業等幾多の市町村部等に係る事業は四季の關係で工事が集中するもの故に、認定せられたる應じて存するものは四季の四半期毎の認定の意義を理解してゐる現場は殆どなく、四半期認定は只補助金の分轄分与と考へられてゐる。

(2)

農山村関係の事業は、秋も春秋二期に認定する制度とすべきである。又東北地方は十月より野外作業は不可能であるから、全事業を第一第二四半期に認定することを見考慮しなければならぬ。各省を考慮すべき事項

農林省は開拓関係の年間事業計画四半期毎の事業計画に対し適當な指導を与へ認定予算の効果的利用に資すべきである。

第一第二四半期共に概認定のみにして、見送りつかず因却しあり。年度半ば迄は適宜に概認定のみならず、事業の進捗を以て、二、三

甚だしい。殊に米價暴落影響中、農地開墾管田の開墾模範指令に
職員の俸給も支給されず、開墾費の積不足も、甚だ不安定の状態
に置かれてゐる。因るものは、入植者の生活もさうである。

又入植者は開墾に定めた期間より、逐次実施してゐるが、管農資金
は一戸一五〇〇圓程度で、少くなく、入植者家庭を見るに、家財道
具の貧弱は勿論、幼穉家庭が殆どない。

開墾道路は出来ぬまま、管農資金は進捗しない。
入植二年次は、管農資金を重視し、開墾面積の拡大は管農資金
金資材の入手と見合せて計画すべきで、三、四年で開墾を終る計画は
実行不可能に近いものと思はれる。

縣として改良すべき事項
一、住宅敷地について、蓋は住宅建設事業において、住宅敷地の見澄
しなく、補助申請をなし、認定されてから敷地を探すが如きは事
業の進捗を遅らせるものである。

郡山市に於ては本年度計画二四〇戸中着手計四七戸にして未着
手の原因は敷地の未決定にある。

二、開拓と林業との調整について、開拓林系共に國有地、民有地開放
の調整がとれてゐない。

三、開拓の林野開墾は、國有林の解放及び新たに採草地を設ける
と進しなれば実行不可能である。
技術的にのみ開拓植林適地を調査され、補助申請をなし予算が
令渡されてゐるが、所有権関係、経済的適地の調査等が行はれて
ゐない為無理矢理に予算があるから実施してゐるため土地解放に
時日を費し事業を遅延せしめてゐる。

三、開田に適地の選定を要す。緊急開墾委託開墾の内耶麻郡松山村大
字島見山に於ける開田二十町歩を二十一年度より四ヶ年計画にて
開墾着手されてゐるが、現地は水利の便なき為井戸を三ヶ所掘り機
械揚水にて灌漑する計画で二十二年十一月にて一ヶ年の進捗状況

である。神戸完成後に建設費百五十八万八千圓の費額。是れは
てある。關東農二四四七。〇〇圓の内開墾費が七五万圓にて他は
灌漑水の費用である。此れ開墾費は一〇〇町歩で一五〇六。〇〇
〇圓である。是れは新橋を引水困難なる地形なれば關田計畝は放
棄するの至当と思はれる。

四 授産事業の指導について

授産事業は原料の入手に關つてある。失業救済を主目的とする該
事業に今少しく原料の入手斡旋に積極的に関与す。厚生授産所は
ミシンの相當数を持つるも原料の入手困難から入所者數なく施設は
遊休してある。運輸資金の斡旋も不足はなからぬ。

五

失業者の認定について。公共事業への失業者吸収は相當の成果を
挙げている。如く統計は出されてあるが現場監督の結果によると、農
民の就業中相當者や失業者と見做されてゐる。潜在失業者が
知らぬのが完全失業者とは認め難い。

六 認定の認識について

河川道路港湾関係に於ては、中期毎の認定の意義を理解して
なく年間一事と考へ適時好都合の時に実施してゐる。

七 直営工事の模範

農業水利事業は、地勢上墜道工事多量に技術を要する工事が多数
あるにもかゝらわらず、殆ど町村の直営工事で町村民の勞務で実施
し極めて好成績を挙げている。

これは常磐炭鉱勞務経験者が相當數ある關係もあらうが、縣廳
の指導よろしきを得てゐると思ふ。

例へば半田村の沼より墜道により水利施設を作る。三百二〇米
の工事に対し晝夜三交代で直営で実施して成績を挙げている。

都道府縣よりの要望事項

資材関係

- 一 配給切符を得ても現物化困難に付て之を簡易現物化を図られたい
- 二 四半期毎に區別せずして二半期毎に配給割当せられたい 特に地方の実情に鑑み東北地方の積雪を考慮して三半期頃迄にせられたい
- 三 資材の割当に就ては補助金交付と合致する様にされたい
- 四 資材の割当後最短期間に現物化出来る様又割当直りの資材の配給される様願ひたい
- 五 所要資材は早急に割当される様願ひたい

賃金関係

- 一 保証賃金と地方賃金との差莫大に付て考慮されたい
- 二 事業実行上賃金超過が最も困難なる隘路となつて居るので公共事業に對して優先金融の途を講じられ度き事
- 三 尚夏季の補助金を返さるゝて夏季に於て財政上困難と云ふ実情

に鑑み至急國庫補助金の交付をされたい

三 事務費の工事費に對する率を引上げられたい

諸物価の昂騰に伴ふ事務費の工事費に對する現在の率六割に於ては事務遂行に支障を来すので一割以上に増率されたい

四 現在の住宅建築は一〇五〇〇圓の低利資金の貸付と四五〇〇圓の助成金と新物価体系による(六)單価故に最低五〇〇〇圓とみて資金貸付額の引上と助成金の増額を必要とする

五 新地開闢の交当事業費の標準額を増額されたい

勞務関係

一 勞務者標準賃金を改正せられたい

二 勞務者に對する衣料品等の配給を迅速にされたい

三 遠距離の工事現場に勞務者を充足せんとするも通勤に不便を感じ容易に消化し得ず従つて班場及住宅の設備を要望する

四 勞務用物資について各省毎に配給率以外を物件について増産を所得しつ

つ運営致してあるが公共事業に就いても労務并物資の存在を当初より設
備し公共職業安定所を通じて供給する如く手配されたい。

三 其の他 事項

く國有林の解放を徹底されたい。

未墾地を墾墾するに當り、地区内の新農林を解放した爲に既存の農家
の土地所有者が新農林並ぶに墾墾地に不足を感し管業上に支障を及す
場合には國有林に於いて地区内の未墾地解放者に新農林の代地として
開墾適地以外の土地を墾墾し開墾せしむべき。

2. 開拓地の子弟教育施設として現在三ヶ所小学校分教場の設置割当があ
り現在建築中であるが其の他の地区は既設小学校を利用せねばならな
い。が之に伴つて施設の増額を余儀なくされる地区も相当あり従つて之
等の地区町村は相當の費用を負担しなればならぬ。高層上開拓者の
入植者の増加をや、もすれば忌避するかの様に思はれるので是れが対
策として建設費の補助と資材の割当等を開拓用として交付されるべき。

考慮いたす。

3. 電燈架設費及資材の割当に就いて開拓地住宅に対しては現在少量の燈
油の割当配給があるのみで日中は開拓に従事して夜間に於て相當農作
業をする必要あるにも不抱子燈なき爲に耕作業も可能なる状態におか
れ管業上非常に支障を来し居り現在資材入手甚だ困難と建設資金の買
担能力からみて実現は甚だ困難な実情におり、尚現在の資材として内
線の又配給を促進すると共に資金の補助等も考慮されたい。

4. 公共事業住宅等の建設に要する調査費資材輸送費の交付については殊に
開拓者の住宅共同作業場共同井戸小学校分教場の当縣の割当は

第一四半期	住宅六五〇戸	共同作業場一三	小学校一
第二四半期	住宅六七〇戸	共同作業場一三	小学校二

等であり目下建設中であるが建設地の地価調査並ぶに資材の現物化に
は相當の費用が必要である。現在のところ國庫より賤價助成をきたす

適切な措置を講ずることには不承であり實際把握し得ず種々問題化し
てから実態調査の爲又特・等 監督上是れ調査費の交付を要望する。

5. 建築坪数基準引上について 現在の指定住宅の坪数は十坪にして農作
業するのには甚だ狭く敷小規模十五坪必要とするものには坪数基準量の
引上と資材割当の増加を計られたい。

6. 保健衛生に就いて 特に汚濁を懸念したい。用土者の保健婦二名の配置ある
のみで保健医の配置がなため相当の不便あり支障あり之が考慮され
ると共に低廉な費用で薬品入手方を考慮されたい。

7. 造林用苗木の二重価格別を採用のこと 造林不振の一因は、諸物価の
高騰に依る苗木代及防腐剤のたためる優良なる苗木を格安に或は無
償にて造林者に供給するに非ざれば造林費の暴騰せよ今日の個人造
林は困難である。依つて本縣に於ては本春より樹苗の二重価格別を實
施し良結果を収めてゐるが縣費のみにては不充分であるから半額國庫

負担による樹苗の二重価格別を實施する要あり。

8. 造林補助率を増加すること 現在一町歩の造林費は一万圓以上に上るつ
てゐるのに比してその認定価格は千八百圓程度のみ少額である。その補
助率は引上げると共に補助率を増額する要あるものと思慮する。

9. 苗圃地は耕作地より除外し農地調整法の適用外とする。農地法並みに
主要食糧不足のため樹苗養成至難となり樹苗不足の現況に造林不振の
原因をこれに在りてを農地より除く要あり。

10. 保安林を農化整備すること 戦時中保安林行政は著しく弛緩し無許可
伐採又は粗悪なる開墾をなせるもの相当あり茲に首を農創設特別措置
法に依れば保安林制度を輕視してゐる措置をれば保安林に對しては逐
次に核法適用より除外する必要あり。

11. 林地保全特別措置法の制定をなすこと。從來の砂防地指定地保安林は
勿論一般林業地帯の国土計画的見地よりする再検討及之が絶対確保を
目的とした法律を制定し積極的植林氣運醸成の基礎を造る必要あり。

12. 林地保全特別措置法の制定をなすこと。從來の砂防地指定地保安林は
勿論一般林業地帯の国土計画的見地よりする再検討及之が絶対確保を
目的とした法律を制定し積極的植林氣運醸成の基礎を造る必要あり。

13. 林地保全特別措置法の制定をなすこと。從來の砂防地指定地保安林は
勿論一般林業地帯の国土計画的見地よりする再検討及之が絶対確保を
目的とした法律を制定し積極的植林氣運醸成の基礎を造る必要あり。

14. 林地保全特別措置法の制定をなすこと。從來の砂防地指定地保安林は
勿論一般林業地帯の国土計画的見地よりする再検討及之が絶対確保を
目的とした法律を制定し積極的植林氣運醸成の基礎を造る必要あり。

15. 林地保全特別措置法の制定をなすこと。從來の砂防地指定地保安林は
勿論一般林業地帯の国土計画的見地よりする再検討及之が絶対確保を
目的とした法律を制定し積極的植林氣運醸成の基礎を造る必要あり。

12 主要林産物公定価格の算定方式を改訂すること

米価及政府負担による二重価格制度を採用してゐるのに及し主要林産物は市価逆算制（特に価格差）のため諸物価に較べると低価格となつてゐるので原価計算主義を加味し差額を調整員担による適正なる価格にす要あり

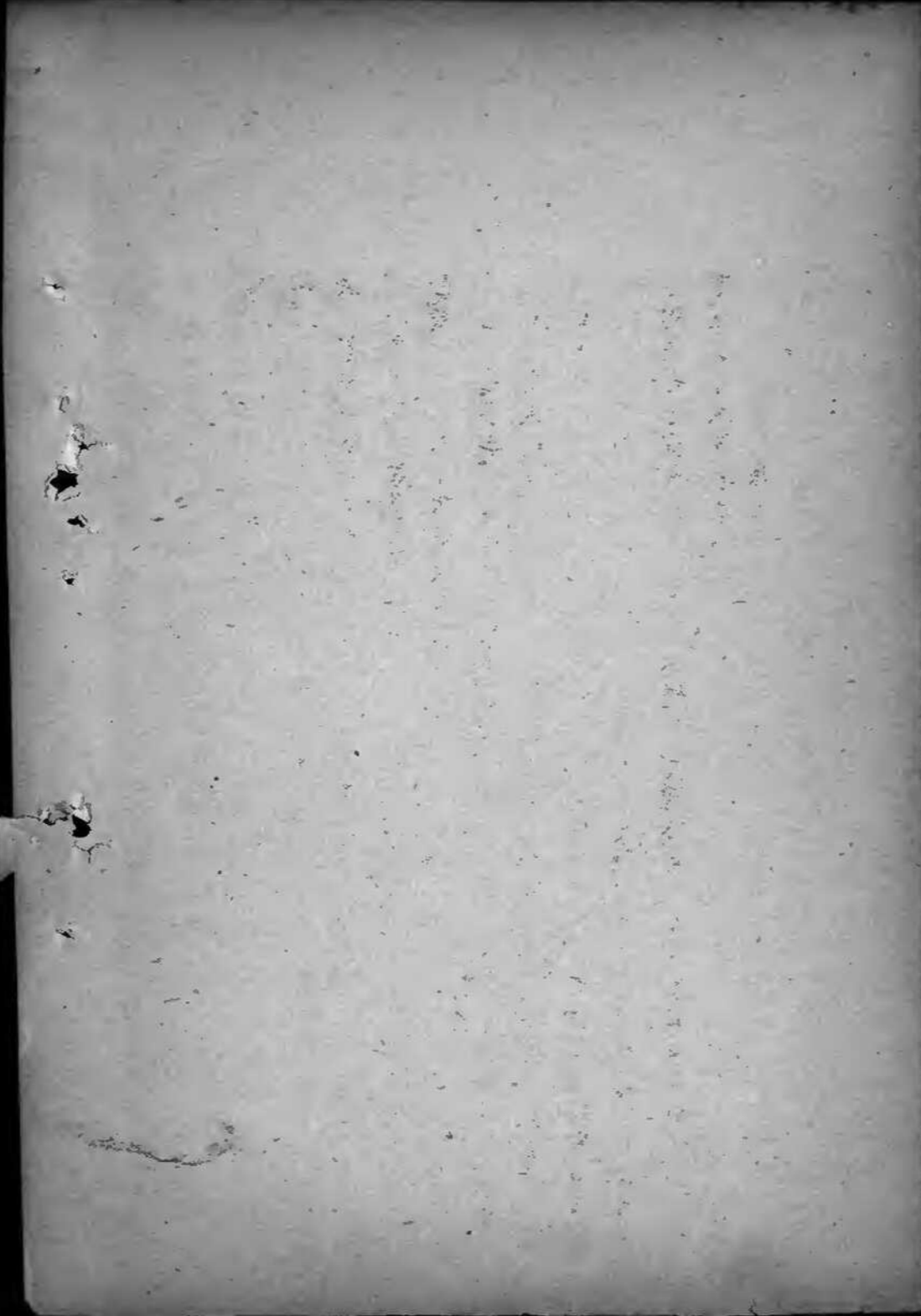
13 森林所有にして自家経営してゐる者に対して本村本家の自家用を認めること、農家に対しては主食用の自家用を認められてゐるのに及し森林所有者に対しては自家用が全く認められてゐないからこれが改正の要あり

14 植伐の均衡と規制並に実施する

戦時中より乱伐された森林は戦後に於ても材力を重視された伐採が行はれてゐるが斯くては全国森林はまぬがれずある程度の伐採を制限する要あり且つ森林更新十條第十一條に依れば森林計造林も得ることになり、このため、森林の健全な育成の公益上必要あるものについては

これが発動の要あるものと思慮せられる
15 福島管林局を改置すること

国有林管理の爲にする管林局区域は全国十一管林局に分轄せられ福島県は前橋管林局に所屬するも、福島縣固有林面積四十五万歩を占め管林署も現在福島縣下のみにて十六管林署を在しこれを要知管林局の面積十七万六千歩大坂管林局の三十七万歩に比し遙かに広大な区域を占め福島縣のみにて一管林局を存置するも敢て不台理でなく東北として関東地域に所屬することは諸程の不便を感し青森、秋田、両管林局と共に福島を独立し完全に東北ブロックとして特異な経営及諸種の行政機関と区域を同一にし管理するを便利且つ至当と認められるので福島縣を前橋管林局より分離し一管林局として独立せられんことを要望する次第である



174

東京都公共事業実態調査報告

調査官

右 今補助官

石田・深谷・景山・渋谷 部員

岩崎・加藤・宇都野・神田 主事

調査日程及対象

一月二二日

公共事業の全般の説明

二三日

補導所 小石川勤労署（簡易公共事業）

本郷日僭勤労署 駒沢小園地開墾 西

多摩郡三田村荒廢林地復旧工事 品川

大井町立国民學校東京都第一第三第

四建設事務所浅草金時下上野國

民學校 渋谷氷川神社脇共同住宅 國

9.2
263

道一号线（大森ロータリ―六郷橋間）

一 実施箇所

公共事業の十二月中旬に於ける実施状況は

実施箇所 九七八ヶ所

本月着手

四四四

終了

四〇〇

施行中

五七八

施行方法別に見ると（括弧付十一月分）

直営 三〇九（三六八） 三二％（五一％）

委託 一一〇（六八） 一一％（一六％）

請負 五五〇（二〇七） 五七％（五七％）

右実施箇所数は十一月六四三に比して三三五の増加に

て請負は前月に比して三五％の増加となつてゐるのは第一
三西半期の年度内の完成目標たる四〇％に達するには現
在の労務の実状より考へて請負により工事の進捗を図る
余儀なきに至つたのである。

二 労務充足状況

十二月に於ける労務の充足状況は十二月分使用豫定延労
務五九六五六七名に對し五〇五二三六名にして充足率八
五％（十一月分五六％）実員二〇一一三名（十一月分八
七五五名）に比して一一三三八名の増加にしてその中勤
労者の紹介による純失業者と見做されるもの延五四〇〇一
名実員二〇八九名を全就労者の約一割強であるか前月に
比して実員にしてその二倍一〇四八名の増加となつてゐ

は三分の二終了し入植者も收穫は多岐をきけり且つ
つ来年度の作付に努力しておつた。

二局内事業計画は関係課が同一歩調を計画して実施し
ければならぬ。

例開墾が完了しても農道の実施計画がないから開墾が
効果的でないし、電気工事住宅などの建設は都て積
極的に援助していき、入植者が奔走してゐる。

三認證の有無を本省から事業官農に徹底させなければな
らぬ（特に農林省関係のもの）

例集団開墾事業の認證額が担当課不明らかならなかつた
四事業は最後の完成及び安定まで積極的になければなら
ない。

例都区内の自作農創設地を併下か或は貸付かの方針
決定を大蔵省にまかせ都自身積極的にこの方針を決
めようとしてゐないから入植者は不安をおつた。

五補助金が実際に目的通り使用されてゐるかを確認しな
ければならぬ。
例駒沢歸農組合では補助金を封鎖を受取つて使用せず
全額元蔵しておつた。

六請員工事には請員の正當の諸経費を予算に計上しなけ
ればならぬ。

例直営工事と請員工事で予算金額は同一である。これ
は請員工事施工方法にゴマカシを強制することにな
る。

七 請員工事を請員人持資材のためよって工事を計画するこ
とは資材の闇を助長するものと認めらる。

例 工事用資材は所用全額を支給すべきであるが國民
學校建築工事は不足分を請員人が闇値を購入し工事
金額の値上りは父兄会後援会に負担させてある。

八 公共事業の月報報告と対して理解不足なり
例 報告書類の記入内容提出期日などについて幹部職員
の理解不足と係官の不熟練の爲に不満足な報告書と
なつてある。

九 復興土地事業の如き資材僅少労務多量を用し現状に於
ては最適の公共事業と思はれるものを推進すべきであ
る。

例 復興土地整理事業は資金不足の爲進捗率が悪い。

十 都の住宅管理は合理化するを要す。

例 既設建造物住宅化完成してアパートとなつてあるもの
の管理は外郭団体である住宅協会の囑託として
一 集団住宅毎に一名宛委託してあるもその手数料は
一戸又は二室につき月一円(最少十八戸最大一七
三戸)にして過小なる爲住宅協会の威令行はれず入
室又は入居者の銓衡は都廳で行小等が実情は管理
人が空室が出来ても報告せず二千円以上の手数料を
取つてある状況である。

十一 道路特別整備工事は TOKYO AVE A・E により
り都廳を通じて直接請員者に命令して工事を着手する

為に都廳では後日追認を求めて公共事業として行われ
たりす。認識して後事業をなすと云ふ小立前をくすす
とに存すから今後はI・O・X・Y・O・A・R・C・A・E・R・子
り都廳へ直接命令するを要す

十二 公共事業実施主体と勤労署との連絡
都内における公共事業の総合的運営を図る為労働局を
中心として関係各局の連絡協議会を結成して毎月一回
定期的な会合し相互の情報の交換、討議等をなす種
々良好の成績を収めてゐる。
次に事業実施の現場と勤労署との連絡も右に述べた連
絡協議会に準じて極めて緊密に実施されてゐる。従つ
て公共事業に就労する労働者は殆ど減れなく勤労署に

登録されてゐる。
十三 公共事業の周知公募方法も、現場における標札、ポ
ポスター、新聞廣告、ラヂオ等を使用して相当活潑に
行つてゐるが、尚各実施主体の行ふ周知方法について
は、尚一段の努力が望ましい

十四 事業実施現場における各種簿冊の整備状況は良好であ
る。但し請負工事については今後一層の研究と努力の
必要がある。

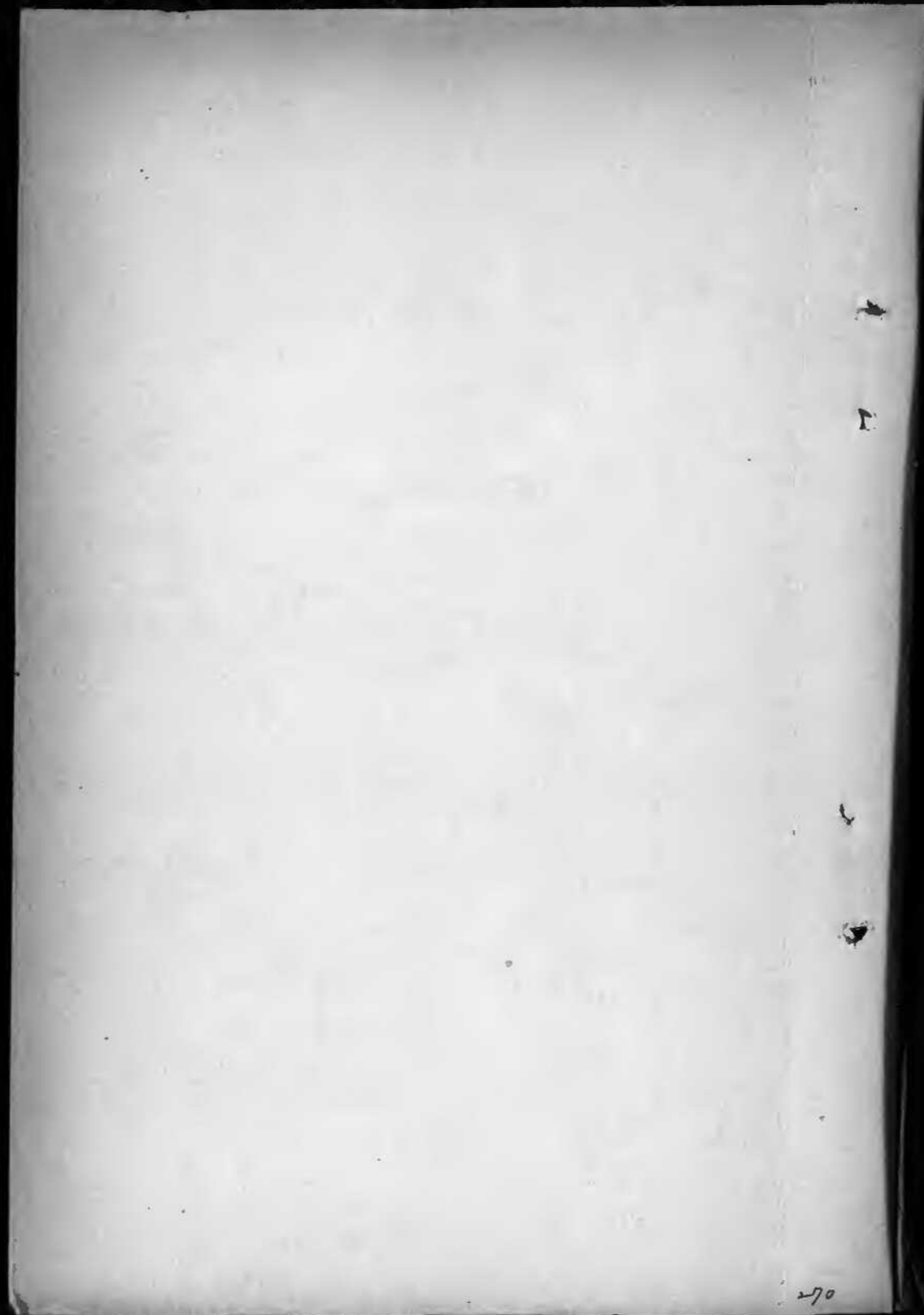
十五 物資配給については、主食の加配につき通牒をうけた
直後で現実の支給はまだ実施してゐないが至急の支を
実施する手続をすすめてゐる。この主食の加配は各実
施主体より非常な好感を以て迎へられてゐるが公共事

業の労務の性質上最小限度ニ合程度の加配量が必要であるが之は現在の食糧事情からみて速急の實現は困難である。
尚主食の外に、地下足袋、作業衣、酒、煙草等の配給が必要であるので、之は出来るだけ速に實現せざるやうに努力する。

十六 公共事業就労労務者中、純失業者として勤労署より紹介した者は、全就労労務者の約一割強（二〇八九名）であるが、事実勤労署の窓口をみても、公共事業への就労希望者は極めて少ない。
之は現在の経済状況下においては、失業者の大部分がブローカー又は闇商人となることの方が、労する所少

く、収益が多いので、失業者の大部分がこの方向に誘われてゐる為である。
但し公共事業に不適なインテリの失業者が漸次増加してゐるのは注目すべき現象であつて、これを活用するやうな公共事業の實施が特に要望される。





270

